論　文

戦後改革期における浄土真宗本願寺派宗制・宗法の制定

本　多　深　諦

目　次

序　章

第一章　終戦直前・直後の本願寺派教団の宗会と法制
　第一節　宗教団体法・真宗本願寺派宗制認可・宗制釈義
　第二節　朝倉内局の対応（昭和二十年三月から昭和二十年十二月まで）
　第三節　第九十八回臨時宗会議案・提案説明
　第四節　第九十八回臨時宗会議案審議・議論

第二章　ＧＨＱ占領政策下における本願寺派教団の新宗制・新宗法草案作成過程
　第一節　ＧＨＱ占領統治・憲法制定過程
　第二節　第九十九回定期宗会における新宗制・新宗法制定への対応
　第三節　草案起草過程（ＧＨＱ・政府の憲法制定過程と新宗制・新宗法草案過程）
　第四節　草案作成過程―全国教務所長会に提示の基礎案―
　第五節　公表草案条文の変革要点
　第六節　草案公表以降、宗会上程までの内局の対応
　第七節　草案条文と制定条文の比較

第三章　第百回臨時宗会と議案審議・議論
　第一節　第一日・九月三日の宗会（開会式、日程、法規議案、挨拶、提案説明）
　第二節　第二日・九月四日の宗会（質問・答弁）
　第三節　第三日・九月五日の宗会（各委員会報告、質問・答弁、裁決）
　第四節　新宗法上重要な章・条文の審議・議論（宗法第一章・総則、第二章・本山、第三章・門主）

第四章　日本国憲法制定過程と新宗制・新宗法制定
　第一節　憲法制定過程の影響
　第二節　新宗制・新宗法制定への対応
　第三節　教団組織・機構民主化の法的根拠
　第四節　マッカーサー草案と新宗法の類似性

第五章　新宗制・新宗法の教団組織・機構と法構造
　第一節　門主・宗政総局・宗会・審判院の四権と立憲主義
　第二節　新宗制・新宗法の改正手続と宗門投票
　第三節　新宗制の最高規範性
　第四節　新宗法の最高規範性と立憲主義

第六章　新宗制・新宗法制定の意義
　第一節　新宗制・新宗法変革の意義
　第二節　新宗制・新宗法制定上の二つの問題
　第三節　門主制存続と宗務機関の三権分立制
　第四節　新宗制・新宗法の二元化形態

終　章

序　章

小稿の目的は、浄土真宗本願寺派[1]（以下「本願寺派教団」[2]という。）の宗会関係原史料（「第百回宗會議事速記録」ならびに「第百回臨時宗會議事録」等）の分析と宗教法関係論文に基づいて、敗戦後のアメリカ政府、ＧＨＱ（連合国最高司令

1）、2）宗派という語が、仏教教団を示す常用語として法律関係に登場するのは、明治十七年八月十一日太政官布達第十九号「管長設置令」以後のことである。さらに宗教法人との関係から常用されるようになるのは、宗教団体法以後である。小稿では、宗教団体の宗教法人としての世俗的側面を特に指す場合に宗派という語を用い、宗教団体の聖俗両面の全体を包含するものとして宗教団体を表現するときは、教団の語を用いることとしたい。
小稿では、国内有数の伝統仏教教団・浄土真宗本願寺派（本山・本願寺）の聖俗を一体として把握する。これを全一的なものすなわち聖的側面（憲法二十条および宗教法人法第一条二項の宗教団体の自治・自律に供される宗教的側面、この部分は宗教法人法の適用領域でない）、および世俗的側面（宗教法人法第一条の目的の範囲内のもので宗教法人法が適用されるべき領域）とを全体とした場合の両方の意味と、さらに歴史的存在としての意味の上から「浄土真宗本願寺派」を、「本願寺派教団」と表現することとする。
安武敏夫「近代的真宗教団の形成と本末関係の変化について」（『法と民主主義の現代的課題』龍谷大学法学部創立二十周年記念論文集・一九八九年）参照。
『浄土真宗本願寺派宗門法規集』（浄土真宗本願寺派宗務所）参照。

官総司令部）による占領統治・対日宗教政策と、それを受諾した日本政府の宗教法制とが、本願寺派教団の「浄土真宗本願寺派宗制」（以下「新宗制」という。）ならびに「浄土真宗本願寺派宗法」（以下「新宗法」という。）の制定にいかなる関係、影響を与えたかを検証する。新宗制・新宗法への法的変革の意義、そこに内在する二元化形態および、立憲主義[3]についての考察を試みるものである。

そのため、まず、①終戦前の一九四二（昭和十七）年から一九四五（昭和二十）年にかけて、わが国の宗教法制が、日本の宗教および教団へ与えた法的影響を概観し、次に、②一九四五（昭和二十）年のポツダム宣言、人権指令、神道指令、宗教団体法廃止、宗教法人令施行、一九四七年の日本国憲法制定過程の中で、本願寺派教団においても新宗制・新宗法制定へと変革されていく、その過程を検証し、その意義と問題点を考察するものである。

以上のような目的を考察する場合、その当時存在した「権力」を概観してみると、次の如くにまとめられよう。ＧＨＱ（マッカーサー最高司令官の指揮下における連合国軍総司令部〈ＧＨＱ／ＳＣＡＰ〉）による占領統治は、一般的に戦勝国による実質上の統治であり、戦争の延長線上にある国外からの「外圧」であり、他方では、戦前・戦中の国家主義と国家神道体制という「内圧」が法的に消滅し始めた時期でもあったということができる[4]。

終戦より六十年、すでに半世紀以上を経た今日、その「外圧」、「内圧」と、本願寺派教団の新宗制・新宗法との関係、わけても、その内容・性格を分析し、客観的に考察することが極めて重要であると考えるのである。

「外圧」は、軍事・政治的なものばかりではなく、特にアメリカ社会の世界観、イデオロギーの日本社会への強制でもあった[5]と考えられるのではないか―と考えるのである。その意味では、日本は宗教の変革を迫られたのであり、あえて言うなれば、本願寺派教団も、外圧による強制的変革を迫まられたともいえる。強いて言うならば、アメリカのイデオロギーの日本社会への強制でもあった、ともいえるのではなかろうか。

本願寺派教団は、戦争に加担したと言われて来た。

その本願寺派教団の法的変革は、まず、宗教団体法下において認可の「眞宗本願寺派宗制」（以下「旧宗制」という。）を根本的に更改し、新宗制・新宗法を新しく制定することから始まった。戦後の本願寺派教団の方向は、外圧と内圧によって始動されたと捉えることが可能である。

いずれにしても、この時、本願寺派教団は変革を迫られた―といえるのである。

新宗制・新宗法は、現行の「浄土真宗本願寺派宗制」および、「同宗法」を中心とする法体系の淵源になっている。現行の『宗門法規』[6]体系の中の基本法規（教団の憲法）として位置づけされているのである。

ＧＨＱという外圧により、本願寺派教団の宗制・宗法が変革させられたのであり、その変革により、戦後の本願寺派教団の宗門改革が始まったといえるのである。よって、新宗制・新宗法は宗門改革の法的根拠となり、今日の宗門活動の原点になっているのである。

本願寺派教団は、現在においても、我国有数の伝統仏教教団である。国民の日常生活習慣、思想とも深くかかわり、その存在する意義は大きい。

本願寺派教団の歴史的展開による教団組織とその法制との関係にも注目し、そこには、独自の教団法理が存在するのではないかと考え、考察するものである。

3）立憲主義については、
平野　武「西本願寺教団における寺法制定の意義」（『西本願寺寺法と「立憲主義」』第六章、一四八頁以降、一九八八年、法律文化社）参照。
平野　武「明治前期立憲主義と本願寺寺法」（『明治憲法制定とその周辺』の第四章、一三九頁以下、二〇〇四年・晃洋書房）参照。

4）「外圧」、「内圧」については、
井門富二夫編『占領と日本宗教』六四一頁、六四二頁参照。

5）同右書六四二頁参照。

6）現在、『浄土真宗本願寺派宗門法規集』（浄土真宗本願寺派宗務所・総合企画室）がある。この宗門法規集は、ご消息、宗門の基本法規および関係法規、所属団体の規則、宗教関係法令その他必要な規則を集大成したものである。

教団自治・自律法の研究は、宗教法研究の一分野でもあり得る[7]。今後の研究が積み重ねられ、考察されて大きな意義を持っていくものと考えられる。国家の憲法や宗教法制と本願寺派教団との間の法的関係を、歴史的な相関関係にある存在との認識のもとに考察することに意義があると考える[8]。

なお、考察する上での原史料としては、「宗報」、「浄土眞宗本願寺派宗会速記録」、ならびに「同議事録」、「本山録事」[9]等の本願寺派教団の関係史料を中心とし、『本願寺宗会百年史・史料編』[10]、『本願寺史（全三巻）』[11]等の史料、および、広分野からの学術・研究論文、そして「本願寺新報」、「中外日報」等の刊行物等を用いて明らかにしようと試みるものである。

明治維新政府の西欧近代化の時期に、制定された「集会規則」、「眞宗本願寺派寺法」（以下「明治の寺法」という。）をはじめ、宗教団体法下で認可の「眞宗本願寺派宗制」そして、ＧＨＱ占領政策下における制定の「浄土眞宗本願寺派宗制」および、「浄土眞宗本願寺派宗法」への変革は、いずれも大きな日本の激的変動期であったということができる。各々変動期に直面して来た本願寺派教団の法体系がその内に、本来的・必然的に内在する―「教義」と「宗団の組織・機構」―という、二元化形態にどう関係があり、どう影響を与えたのか。そして、その法体系がどう形成・変革され、今日まで、その整合性を保ち得て来たのかについても考察・検証する

宗教団体法廃止、宗教法人令、人権指令、神道指令、そして、特に、日本国憲法成立過程での関係を重要視し、それらを考察ベースにして、新宗制・新宗法を考察する。

本願寺派教団における宗制と宗法との二元化形態による法体系が、―①本来的に、教義、歴史、伝統に基づくものなのか、②国法に起因（太政官布達第十九号等の省令）するものなのか―③その時代の立憲主義思想によるものなのかを究明し、①と②と③とが本願寺派教団の二元化による法的バランスと整合性とを保持せしめて来たと推論したいのである。

また、その関係の中で、三権分立制（「立法権」は、集会→宗会。「宗政権」は、内局→総局。「司法権」は、→審事局→審判院）と、門主権（本山本願寺住職・法主・管長の三位一体から→大谷宗家・本山本願寺住職・門主の三位一体へ）との関係を教団組織・法的構造、および宗門活動上から考察課題とし、その位置付けと変革の意味について論考したい。

なお、教団自治・自律法上の構成要素として宗派（＝教団）、本山本願寺、寺院、門徒等の法的単位や諸関係には、各々の法的関係が存在するとし、それらが、宗会、門主、総長、審判院等の中央組織・機構や宗務行政といかなる関係にあるかに注目する。

その中に見られる門主制、本末関係、最高規範性、議会制、民主主義、平和主義、三権分立等から、本願寺派教団の民主化および立憲主義について論究する。

宗教観の問題としては、日本へのキリスト教化と日本独自の文化的変容を迫られたと見ることができよう、そうした思想的影響を、占領軍の宗教政策等に由来するものと危惧し、本願寺派教団の宗会で問題にしているので、これについても紹介したい。

一方、占領によって内圧が遮断させられたことは、本願寺派教団にとっても、信教の自由の回復がなされたと見ることができよう。それは、真宗本来性への帰還、本願寺派教団の立教開宗への復帰を意味付けるものであったと考えられる。戦後、教団の民主化の方向転換によって、教団の信頼性回復、新しい教団活動への法的根拠が明記され、信教の自由・政教分離原則に基づく新しい宗門活動の展開が始動された―と考えるのである。

7）平野　武・前掲書『西本願寺寺法と「立憲主義」』一八頁、三頁参照。
小野清一郎「宗教法案の法理的批評」（宗教法制研究・仏教と法律―小野清一郎博士論文集、愛知学院大学宗教法研究所紀要第三十四号の一二四頁以下、同書の「宗教法制と判例の機能」一四七頁以下、『別冊ジュリスト宗教判例百選』六頁以下（有斐閣、昭和四十七年）参照。

8）平野　武・前掲書、『西本願寺寺法と「立憲主義」』三頁参照。

9）浄土真宗本願寺派の公式記録。

10）昭和五十六年九月刊行。

11）『本願寺史〈全三巻〉』（昭和四十四年・本願史料研究所）

民主化への対応等、戦後の教団のあり方について、第百回臨時宗会の議論の中に見ることができる。教団の民主化への実質的方向転換は、「浄土眞宗本願寺派宗制」と「浄土眞宗本願寺派宗法」の制定から始まったとするのであり、その直後の実質的な教団改革が展開されていくことになる。その法的起点となったことにおいて大いなる意義があると考えるのである。

右の推論を可能ならしめる一つの方法論として、憲法的視点をベースにして、新宗制・新宗法を分析・考察する。明治の眞宗本願寺派寺法が一種の「立憲主義」に基づいていることは、周知のとおり実証されている。

終戦直後、早くも第九十八回臨時宗会、第九十九回定期宗会における宗制更改の議論の内容に注目しつつ、特に第百回臨時宗会において制定された新宗制・新宗法の意義を考察する。

新宗制・新宗法における教団組織・機構と法的構造の関係についても考察する。

ところで、「戦後改革」とは、直接には「アジア・太平洋戦争後の連合国による対日占領下において、主にアメリカ合衆国主導のもとに実施された日本の政治・経済および法制度上の民主的改革」を指している。「戦後改革」の解明は、戦後日本社会の分析には不可欠の命題であるが、制度的、思想的にも解明しつくされてはいない。

ＧＨＱの占領統治期は、一九四五（昭和二十）年から一九五二（昭和二十七）年までといわれている。小稿が取り扱う時期設定は、一応戦後の宗教法制が整う時期の―ポツダム宣言から、人権指令、神道指令、日本国憲法制定・公布までの時期である。ちょうどこの時期、本願寺派教団においても、新宗制・新宗法を制定して、戦後、教団の自治・自律法を整備していくのである。この時期が、本願寺派教団改革の法的根拠形成期であったと捉えることが可能だからである。

第一章　終戦直前・直後の本願寺派教団の宗会と法制

第一節　宗教団体法・真宗本願寺派宗制認可・宗制釈義

宗教団体法は、一九三九年（昭和十四年）四月八日に公布されている。同法は、第二条に「教派、宗派及教團竝ニ教會ハ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と法人化が義務付けられ、第三条には「教派、宗派又ハ教團ヲ設立セントスルトキハ、設立者ニ於テ教規、宗制又ハ教團規則ヲ具シ法人タラントスルモノニ存リテハ其ノ旨ヲ明ニシ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」と宗教団体の認可は、政府の認可を絶対条件としたのである。

それゆえ、その認否は政府にゆだねられたのであり、それは、第五条に

> 「教派、宗派又ハ教團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ合併又ハ解散ヲ為スコトヲ得、教派、宗派又ハ教團ハ設立認可ノ取消ニ因リテ解散ス」

とあり、第十六条にも「宗教團体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教議ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教團体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得」

とあるとおり、当時の本願寺派教団も、天皇制ファシズム国家に、寄り添うかたちでしか、教団の存続を許されなかったのである。

本願寺派教団は、「眞宗本願寺派宗制」の許可申請の時、文部省との打ち合わせにおいて、①「真俗二諦」を「王法為本」に書き変えること[12]と、②宗派合同に含みをもたせる条項を入れることな

12)「真俗二諦」を「王法為本」に書き換えることについては、「眞宗本願寺派宗制」第二条の条文中に「王法為本ノ宗風ヲ顯揚ス是レ立教開宗ノ本源ナリ」とある。
真俗二諦については、山崎龍明編『真宗と社会―「真俗二諦」問題を問う』（大蔵出版社・一九九六年・大蔵出版社）に、その本質、真宗的真俗二諦論について問題提起されてある。研究論文も多い。『戦時教学と真宗』第二巻（「戦時教学」研究会編・永田文晶堂・一九九一年）の解題「戦時教学―「真俗二諦」の帰結〈栗山俊之〉五三五頁以下参照。

どを強く要求されているのである。事実、旧宗制第三条中の「王法為本ノ宗風ヲ顯揚又是レ立教開宗ノ本源ナリ」や、第七百九十九条の「本派他宗派ト合併ヲ為サントスルトキハ」の文言を入れることにより、やっと認可期限間際に認可されたのである[13]。

旧宗制は、昭和十六年三月三十一日付をもって文部大臣橋田邦彦より眞宗本願寺派管長代務者宛、「昭和十六年三月二十八日附申請宗制制定ノ件認可ス」と認可された。申請時において文部省との事前打合せにおいて、抑圧を受けた旨の証言史料が存在する。

第百回臨時宗会の朝倉執行長の新宗制・新宗法制定の提案説明の理由として、

「第三ノ理由ハ現行宗制ノ内容ガ、御承知ノ通リ包括的デ羅列的デ、而モ宗團法ノ発布ニヨリマシテ、昭和十五年ニ現行宗制ヲ制定致シマシタル時分ニハ宗教團体法ニ各教團教宗派ノ宗制ヲ斯ウ云フ標準ニヨッテ是非規定セヨ、斯ウ云フ窮屈ナ要請ガアリマシタタメニ、即チ『宗教教義要項』ニヨリマシテ、ソレガ要請サレマシタ為ニ、大体本派ト致シマシテハサマデ必要デナイト思フモノマデモ已ムヲ得ズ入レテ居ルノデアリマシテ」[14]

と述べている。

新宗制・新宗法制定理由の一つに、旧宗制の条文・内容が羅列的であり、宗教団体法に基づき、政府から強制されたことを述べているのである。

文部大臣より認可の重要点は「本願寺と宗派の分離、寺院住職の世襲制確立等」であったといえるのである。まず、旧宗制の法体系からみていくと、全八百三十九条で構成、主たる章立は、第一章總則、第二章教義、第三章教義ノ宣布及儀式ノ執行、第四章管長及管長代表者、第五章宗務機關、第六章諮問機關、第七章宗會、第八章教區會、第九章其ノ他ノ機關、第十章寺院・教會・宗教結社其ノ他ノ所屬團體、第十一章住職・教會主管者及其ノ代表者、第十二章僧侶及教師竝ニ教師養成機関、第十三章檀徒・信徒及其ノ総代、第十四章褒賞及懲戒、第十五章財産管理其ノ他ノ財務、第十六章公益事業、第十七章補則であるが、まず一覧して気づくことは、旧宗制の総則、教義は、明治の眞宗本願寺派寺法草案から由来し、法主、内局、集会の権限が引継がれ、それがさらに、戦後の新宗制・新宗法にも体系的に分割・配当され引継がれていることである。旧宗制総則第一条が新宗法の第一条に、そして第二条が新宗法の第四条に、教義にあっては第三条、四条、五条が新宗制の前文に、六条の宗風は、同新宗制第四章に、第七章の本尊に関する事項は、第二章本尊、第八条所依ノ経論釈は、第三章聖教にと各々、踏襲されているのである。

次に、教団制度における諸機関の内、主要機関のみ概観してみると…

まず、法主制であるが、第三十条に「本派ノ管長ハ之ヲ法主ト稱シ本派ヲ統理代表ス」とあり、第三十一条に「管長ハ世襲トシ得度式ヲ受ケタル大谷宗家ノ戸主之ニ当ル」と規定されている。

この二か条の関係から、太政官布達第十九号に由来する教団の統理者としての管長と、教義的権成者（宗祖の系統を継ぐ大谷宗家の戸主）としての法主と本願寺住職とが同一人物よって役職を果すという、いわゆる「三位一体」による統理統制が、旧宗制の中も継承されていったことが見られるのである。

もっとも、宗教団体法に即応し、本願寺派教団も、昭和十六年四月、「眞宗本願寺派宗制」を施行したのであるが、その箇条のなかに、明治前期に始まった本末関係の総決算が示されているのである。

明治の編製会議に提案された寺法草案（以下「明治の寺法草案」という。）にみると、法主の関する条文は第二章の六か条であり、（明治十三年編纂の最初の寺法も同じ）まず第三条に「一派ノ法主ハ見真大師以来系統相承ノ善知識ニシテ本山本願寺ノ住職之ニ当ル」、第四条に「一派教導職ノ管長ハ法主ニ非レハ之ニ当ルヲ得ス」、そして第五条には、「派門ノ僧侶タランコトヲ願フ人ヲ度スル事、門徒ノ男女ニ帰敬式ヲ授クル事、〈中略〉安義安心

13）「眞宗本願寺派宗制」（＝旧宗制）は、昭和十六年三月三十一日付で文部大臣橋田邦彦より真宗本願寺派管長代務者宛、「昭和十六年三月二十八日附申請宗制制定ノ件認可ス」と、認可されている。

14）宗教団体法に基づき、『宗教教義要項』により国から要請されたことが判明する。

ノ正否ヲ決判スル事」とあり、いかに法主の強大な「特権」を定めていたかが判る。他に「法度ヲ允可シ式ニ依テ之ヲ公告シ執行ヲ使用スルノ権アリ」と定め、「集会ヲ終始シ及ヒ会衆ヲ解散シ呼集スルノ権アリ」と集会に対しても、それなりの地位と強力な権限を有していたのである。

旧宗制では、第四章の第三十条から第四十八条までに条文を増やしている。

明治の寺法では、本山の住職が一派の管長となる旨規定されていたのであるが、これは本願寺による末寺統制が教団史上に行なわれていたことによるものであり、管長は本山住職でなければ統一された宗門行政が不可能であったからなのであろう。

国法で護られた管長制が本山制を支えることにあったことは、すでに周知されて来たことである。

「明治前期にたてられた法主家の戸主→本山住職→管長の方式が、法主家戸主→管長→本山住職と一様に改められたことに注目したいのである」と森岡論文[15]で記している。このことは、国が国家権力による教団統制を期したことによるものであり、宗教団体法の立法趣旨からして、明治期の管長＝法主と比較にならぬ程の強大な権限を戦前には、本山の住職＝管長＝法主に与えていたことを意味するものと理解される。

明治十三年の寺法第二条には、「京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ派内寺院僧侶及ヒ門徒ヲ管轄スル権力ヲ有ス」と規定されていた。しかし、旧宗制においては、宗門行政の責任と権限が管長に存在することが最も明確な形で条文に示されている。このようになっていったことは注目せねばならない。

旧宗制には、第五百三十七条に「本山ノ住職ハ管長之ニ當ル」とあり、前記した三位一体を裏づけているものと考えられるのである。

森岡論文は一派と本山との関係について、次のように分析している。「管長が本山住職になるということが一つ、一派の崇敬の中心・弘教の本刹として、一派において本山の永世護持に任ずるということがもう一つの関係である」[16]と分析し、「考え方として、本山が一派を率いるのではなく、一派が本山を支え永く護持するということに改まった」[17]と論じている。

このことは、旧宗制第四百八十六条に「本山ハ京都眞宗本願寺派本願寺一寺トシ一宗弘教ノ中心ナルヲ以テ本派ニ於テ永世護持ノ任ニ當ル」と規定したことを示しているのであろう。

次に、宗務機関の中枢＝内局は、第六十八条に「執行長及執行ハ管長ヲ匡補ス」、第六十九条ニ「執行長ハ管長ノ命ヲ承ケ宗務ヲ總監ス」、第七十二条に「執行ハ管長ノ命ニ依リ各部ノ事務ヲ分掌シ之ヲ監督ス」とあり、執行長と執行で組織する「内局」が管長の権限下に置かれていること、他の宗務機関より優位性が規定されているのである。

ところで、明治の寺法における執行の権限について一見し、旧宗制と比較し、その差異、その関係を探ぐり歴史的経過程の中における変容点を見い出してみよう。

なお、この比較は、本願寺派教団の宗制・宗法を制度史的に考察する場合、必須事項であることは、言うまでもない。

旧宗制の第五章宗務機関、第三節宗務所、第一款内局について規定する第六十七条から第七十七条の条文は、明治の寺法草案にあっては、その第三章の執行、第九条から第十二条の条文に規定している。寺法草案第十二条に、「執行ハ法主之ヲ任免ス但其任免ニ先チテ集会ノ公認ヲ経ヘキモノトス」という但書があるが、法主が執行を任免する権限を有していたのである。さらに第九条の「執行ハ法主ヲ佐ケ派内ヲ管理スル事務ヲ担任ス」は、旧宗制の第六十九条に引継がれている。

かように法主は、寺法草案では、すでに法度の認可（充可）権、集会の召集、執行任命権、宗義安心の正否判断権といった強大な権限を認められていたのである。

明治初期の集会（＝宗議会）は、近代議会の体裁を整えていたのであり、注目すべきことである。

次に、旧宗制に規定する「宗会」については、第七章で、第一節組織、第二節公選議員の選挙、第三節会議（三款議事・四款委員及委員会）、第四

15）森岡清美『真宗教団と「家」制度〔増補版〕』創文社、一九六二年、五九三頁、以下「森岡論文」という。
16）同、右書、五九三頁。
17）同、右書、五九三頁。

節職務権限と、第百七十三条から第三百六十三条までの多数の条文で構成されているのであるが、この第七章の条文から旧宗制にみる宗会の性格を知ることができるのである。第百七十三条に「宗會ハ特選議員及公選議員ヲ以テ之ヲ組織ス」、第百七十五条の「特選議員ハ管長之ヲ任命ス。特選議員の數八十五名以内トス」と管長任命による特選議員制が施かれている。宗会は、この特選議員と公選議員をもって組織されているのである。

ところで、明治の寺法草案中第四章の集会に関する条文と同時期の集会規則草案[18]（全二十三条―総則、撰挙、議則、常在衆、会衆棒給の五章から成る。）とから、その特徴点を示してみることは可能である。

寺法草案第十三条の「集会ハ執行ノ処置ヲ規督スルノ権ヲ有ス。故ニ執行ノ処置若シ成規ニ違フコトアレハ法主ヲシテ黜罰セシム」の条文である。

この条文からは、当時の集会が、執行の宗務行政権の規定に基づき、監督するという一応の抑止力を有するとの意味に解釈可能な条文を整えていたのであり、ゆえに「処置若シ成規ニ違フコト」あれば、「法主ヲシテ黜罰セシム」とあることから、法主が執行罷免権を有していたと解釈できるのである。

第十六条には、「集会ハ法度ニ関スル諸件ニ付キ、派内僧侶ノ建言ヲ受クル所トス」とあり、僧侶からのみであるが、法度に規定する諸々の意見等を聞き受ける機関として認識されていたのであろう。

また第十四条には、「集会ハ一派ノ盛衰若クハ利害ニ関スル事件」については、「意見ヲ陳述シ施行ヲ求ルヲ得」るが、しかし、「執行ノ処置ヲ沮格スル」権限を有せず、宗務行政の執行権の優先を定めている。

集会規則草案にみると、集会の機関として位置づけは、「派内ノ法度ヲ創定シ若クハ改正スル」立法権や「本山ヲ維持スル財務ノ予算並ニ支出ノ方法ヲ証定ス」る財政に関する権限を有している。

しかし、議案提出権をみると、会衆（草案では会長と誤記）の提出議案は、「執行ヲ経」さらに、法主の允可された場合に限定されていたのである。そして、「議案ハ総テ法主ヨリ交附」されたのである。また、集会において「平時会衆ノ十分一（即チ三名若クハ五名）ヲ留メ常在衆トシ法主ノ諮問若クハ執行ノ協議ニ答ルモノトス」ると、会衆の総代の中から常在衆制度を設けていたのである。

終戦前には、本願寺派教団の教団法の法的根拠は、国家法である宗教団体法であったといえよう。さらに、本願寺派教団は、旧宗制を根拠として、宗派独自の『宗制釈義』、法主の「消息」等によって、教団の実践正当性を全国の末寺門徒に根拠づけていったのであろう。

『宗制釈義』[19]は、旧宗制の「制定当初ノ根本解釈ヲ明示シ、以テ後代ニ疑義ナカラシメンガ為ニ」宗派内全体に周知するために刊行されたのであり、その刊行にあたっては「本宗制制定ニ参与セル者ヲ中心」として「宗制釈義草案起草委員会」が、設置され、編纂された経緯がある[20]。

明治十九年の眞宗本願寺派宗制寺法制定以来、約半世紀を経て、天皇制ファシズム国家形成に於いて認可された旧宗制が、どのようにして具体化を見て、徹底されていったのか、ここに国家と本願寺派教団との相互関係を『宗制釈義』は、それを示している。

『宗制釈義』では、「旧宗制ニ所謂真俗二諦ノ旨趣ニ替ヘテ」、「王法為本」を用い、また、明治十九年の眞宗本願寺派宗制第三章の「一宗ノ本尊ハ阿弥陀如来一佛トスコレ一向専念ノ宗義ニ拠ル。故ニ自餘ノ諸佛菩薩及ヒ神明ヲ奉守セズ、然レドモ之ヲ尊敬シテ軽蔑スベカラザルコトハ宗祖以来ノ垂誡ニアリ」との条文を削除し、旧宗制の周知徹底をはかったものと考えられる。それは、『宗制釈義』第七条に「先ヅ神明ヲ奉安セズトイフコトハ、大麻奉安、神社崇敬ニ懇ロナラザルモノアルカノ如キ誤解ヲ生ゼンコトヲ慮リタルニヨルモノ

18) 平野　武『西本願寺法と「立憲主義」』九十三頁以下九十五頁。寺法草案の条文については、『本願寺宗会百年史〈史料編〉中』八～九頁。集会規則草案の条文についても『本願寺宗会百年史〈史料編〉中』二十～二十二頁によった。

19) 『宗制釈義』の条文については、『戦時教学と真宗』第二巻（「戦時教学」研究会編、一九九一年）の四四四頁から四六四頁、解題・解説については、同書五三二頁以下参照。

20) 同、右書、五三三頁。

ナリ」との理由説明していることから、判明できるのである。同じく、第七条において「太子崇敬」の項目中に「…皇室ニ對スル尊敬ノ絶對性ヲ明示センガ為ニ」、「聖徳太子ノ影像ヲ安置」することになった、と説明している。

なお、『宗制釈義』の「後記」[21]には、旧宗制が昭和十六年三月三十一日付を以て文部大臣の認可を経、「即日施行セラレタルモノナリ。是レ明治十九年一月以来施行ノ旧宗制寺法ヲ承ケ、且ツ、昭和十四年四月八日發布ノ宗教團体法ノ規定ニ則リ制定セラレタルモノ」であること、さらに、「宗教團體法ノ規定ニ基クガ故ニ、全般的ニ舊宗制寺法（ここでは明治における眞宗本願寺派宗制・寺法のことをさす）とは、「大イニ其ノ構成ノ趣ヲ異ニシ、就中第二章教義ノ條項ニ於テハ表現ノ上ニ甚深ノ考慮ヲ拂ハレ、且ツ條文ハ簡潔以テ要ヲ盡ス旨ヲトセラレタルガ故ニ、制定當初ノ根本的解釋ヲ明示シ以テ後代ニ疑議ナカラシメンガ為ニ〈中略〉起草セシメタルモノ即チ本宗制釈義ナリ。…〈中略〉…昭和十九年三月草案ノ起草ヲ終リ、茲ニ釈義ノ決定ヲ見ル」に至ったと編纂経緯を記している。

ここにおいて、国家総動員体制は、「宗教団体法」→「真宗本願寺派宗制」→「宗制釈義」という国家権力から本願寺派教団を通して、そして、寺院・門徒へという上意下達という教団の法的ルートによって、趣旨徹底が画られていったのである。

第二節　朝倉内局の対応（昭和二十年三月から昭和二十年十二月まで）

新宗制・新宗法草案起草への対応は、すでに、昭和二十年三月二十八日の第二次朝倉曉端内局発足（執行長は朝倉曉端、執行は、藤井玄瀛、石原堅正の二名、内局は、三名体制）時から、すでに起草に向けての内局の体制が始められていたと考えられよう。その後、増山顯珠が、昭和二十一年一月十日新しく執行に就任している、この後も、朝倉内局は、より充実されたといえよう。この内局は、昭和二十一年九月十二日総辞職をするまで本願寺派教団の宗政の中枢を担当し、日本の動・混乱期にあって大変革を遂行していくことになる[22]。本願寺派教団は、昭和二十年八月十五日の終戦前は、法主、内局、宗会など全教団を挙げて、戦時遂行体制にあった。ここで、内局の十二月までの旧宗制更改＝新宗制・新宗法への始動・対応について追ってみよう。

日本の敗戦が色濃くなっていった昭和二十年五月二十一日の本願寺派法主（以下、「法主」と略す）の「皇国護持の消息」には、聖戦必勝の論調から、国体維持へと変化が見られる。その消息には「一宗ノ僧侶ハ率先門徒ノ陣頭ニ立チテ、粉骨砕身衆ヲ率イテ奉公ノ誠ヲ致シ、以テ皇国護持ノ重責ヲ完ウセラルベシ」とうたわれている。

昭和二十年八月十五日からその年の十二月上旬に至る本願寺派教団の動向を見てみよう。

八月十八日、朝倉執行長は、全宗務員に訓示[23]。

八月三十一日、宗門統監部、戦事事務統監部職制、報国団規程などを廃止。戦災處理事務所を羅災處理事務所に、戦時教學指導本部を、教學指導本部に改めるなど、戦時体制払拭の対応を急いでいる[24]。

九月十日、時局対拠教化協議会を開催。

九月十九日、首相官邸にて各教宗派・管長統理者会議開催、法主と朝倉執行長出席[25]。

九月二十八日、法主「御消息」を発布[26]。

21）同、右書、四六三頁、四六四頁。

22）『宗勢要覧、二〇〇三（平成十五）年度版』（浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター編、二〇〇五年）一六九頁。

23）「中外日報」一一九四五年八月十八日。

24）八月三十一日には、本派の戦時に関する規程中、本文前掲以外に、中央（地方教区協力会規程、地方宗務協議会規程を廃止。中央審議会規程一部改正、戦時教学指導本部は「戦時」の二字を削除し存続する。さらに、九月より報告法要を中止。法主の最高諮問機関として特設の戦時宗門総監部を廃部、昭和二十一年一月三十日、戦時非常措置法中、宗会議員選挙、従軍応召僧侶の宗費免除に関する件、宗会議員と本山役員兼務を特に許すの三法を廃止、よって本願寺派の戦時宗規が一応廃止された。

25）この史実については、朝倉執行長が第九十八回宗会における挨拶の中で述べている。「…殊ニ九月十九日ト記憶シマスガ時ノ総理宮殿下、総理大臣ノ招集ニヨリマシテ管長—猊下ノ御供ヲ致シマシテ宗務長會同ニモ出席シマシテ、今後如何ニ宗教団体トシテ活動スベキカ…〈後略〉を参照。なお、このことについては、前掲、井門富二夫編『占領と日本宗教』の資料六三一頁に「九・一九、首相官邸において教宗派管長、教団総理者会議」とあり、政府と宗教教団との結びつきを見ることができる。

26）「中外日報」、一九四五年九月二十九日号。

九月二十九日、宗門運営調査委員規程を発布、即日施行。

十月一日、朝倉執行長「訓告」を出す。

十月四日、「宗制審議室部長ハ之ヲ宗務所各部長ト同一待遇トス」と告示。

第六軍付の従軍牧師長、同軍情報部長ラッグラス大佐と同伴し、質問五項目を行う。

十一月十二日、十三日、第九十八回臨時宗会。〈戦後始めての宗会開会〉。―九折仁壽議員は「内局を総辞職せよ」と要求。宗教団体法の廃止に備へ旧宗制を当分の間、現行法として続行したい、との執行長提案あり。宗会議員一致で「新宗制・宗法施行までの間現行宗制で対応していくことを」確認、議決している。〈「第九十八回臨時宗會議事録」〉

十二月八日、宗制審議会規程（全条文七条）発布。即日施行。

第三節　第九十八回臨時宗会議案・提案説明

第九十八回臨時宗会（開会・昭和二十年十一月十二日、閉会・昭和二十一年十一月十三日）は、終戦後初めての宗会である。朝倉内局の宗会対応を取り上げることとする。

この宗会に付された法規議案は、一、宗制附則変更案（原案可決）、二、非常措置事後承認案（原案可決）の二案である。

まず、朝倉執行長の挨拶は長文である。その内容からは―終戦日―昭和二十年八月十五日の直前・直後の本山の対応、来るべき宗教団体法の廃止を見据えての旧宗制更改のための審議会の新設、宗勢運営調査委員の委嘱後、さらに、新日本建設の中核体として本願寺派教団の任務を果すべきことを述べるなど、早急なる対応に迫られている様子が伺えるのである。

まず、朝倉執行長は、挨拶の中で次の通り述べている。

> 「本日第九十八回臨時宗会ニアタリマシテ、一言御挨拶ヲ申上ゲマス。〈中略〉終戦前ニ於キマスル激烈ナル空襲下ニ備ヘ、二両堂ノ安泰ヲ念ジツヽ本刹ノ防衛ノ萬全ヲ期シテ参ッタノデアリマスガ、今日幸ヒニシテ両堂ノ威容儼然トシテ仰ギ見ルコトノ出来マスコトハ誠ニ感無量ナルモノガゴザイマシテ、是モ門末一同ト共ニ歓喜ニ堪ヘナイ次第デゴザイマス。偖テ戦争中當局ト致シマシテハ諸君ト共ニ真ニ本末一体トナリ、一身一体トナッテ只管御奉公ノ道ニ遺憾ナキヲ念願シタノデゴザイマスガ、御聖断ノ下、遂ニ敗戦ノ悲痛ナル曲面ニ處スルノ已ムナキニ至リマシタコトハ誠ニ慚愧、慚悔至極デアリマス。静カニ三省シテ慚愧ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス。而シテ此ノ冷嚴トシテ迫ル敗戦ニ伴フ諸種ノ事情ニ直面シマシテ所謂荊棘苦難ノ道遥カナルヲ覚エルノデアリマス。〈中略〉而モ今後ノ新日本ノ建設ニ付キマシテハ我々宗教家ノ負フトコロノ任務ハ極メテ重大デアリマス。殊ニ国民大衆ノ中ニ深キ交渉ヲモッテ居リキスル宗團ノ使命ハ殊ニ重キヲ感ズルノデアリマシテ、私ハ日夜是ガ完遂ニ痛心苦慮ヲ重ネツヽアルノデアリマス。此ノ味曽有ノ歴史的転換期ニ際シマシテハ我ガ宗門トシマシテモ飛躍的切リ換ヘヲ要スル点モ多々感ゼラレ、今後宗門ノ経営、宗務ノ運営ニ関シテハ実ニ慎重ニシテ且ツ果敢ナル施策ヲ要スルモノト深ク信ズルノデアノマシテ、殊ニ一派ノ選良デアル議員諸君ノ強キ〳〵強力ヲ冀フ次第デアリマス。

〈中略〉社会ノ情勢ハ戦時状態ト変ラザル様相ヲ呈シマシテ、諸般ノ事情諸君ノ會同ヲ乞フニ適切ナラザルモノガアリ、且ツ終戦ニ伴ヒマシテ発生シマシタ多端ナル宗務ノ處理ニアタッテ行カネバナラヌ必要モアリ、心ナラズモ今日マデ荏苒其ノ機ヲ得ナカッタ次第デアリマシテ、此ノ点特ニ諸君ノ御諒察御諒承ヲ得タテト存ズルノデアリマス。

偖テ終戦前ニドウ云フコトヲ當局ハヤッテ来タカ、御承知ノ通リ本願寺新報ガ唯一ノモノデアリマスガ、思フヤウニ十分ナ印刷モ出来マセズ、出シマシテモ是ガ皆サン或ハ門末全体ニ行キ届イテ居リマセヌ、或ハ人ヲ派シテ連絡ヲトラウト致シマシテモ辛ウジテ月一回ノ教務所長ガ合同ノ常會ダケ休マズニ大抵ヤッテ参リマシテ、〈中略〉私共當局トシテモ常ニ其ノ点ニ苦労シツヽ、ドウモ方法ガナイノ

デ、実ハ徒ラニ心配ヲシタト云フコトニナッタ状態デゴザイマス。ソコデ此ノ機会ニ終戦前ノ處置ニ付キマシテ簡単ニドウ云フコトヲ進メテ来タカト云フコトヲ御報告ヲ申上ゲタイト存ズルノデアリマス。

〈中略〉又空襲ガ御承知ノ通リデアリマシテ、特ニ七月八月ニナリマスト殆ド私共ハ宗務員全体、猊下ヲ始メオ出マシニナリマシテ、此ノ直接ノ空襲ノ被害ハ受ケテ居リマセヌガ、実ニ頻々トコヽヲ通ッテ行クノデアリマシテ夜トナク晝トナク私共ハ殆ド警防團カ、防空要員カト言ッタヤウナ仕事ニ常ニ驚カサレツヽ従事セネバナラント云フヤウナ状態デアリマシタノデ、随テ是ノ空襲ニ対シマスル本山防衛対策ヲ如何ニスルカ、ソレガ為ニ経費ヲドウ云フ具合ニ支出スルカ、又地方ニモ頻々ト戦災寺院ガ増加シテ参リマス、斯ウ云フ場合ニ於ケル戦災寺院ノ対策ト申スコトモアリマス、寺院ガ戦災ニ遭ウタ、モウ実ニ落膽シテシマッテ手ノ出シヤウモナシニ門徒トノ連絡モトレズ唯茫然トシテ居ラレルノデナカラウカ、ト云フヤウナ心配カラ此ノ寺院住職トシテノ考ヘ方、門末トノ連絡ト云フヤウナコトニツキマシテノ指導ト申シマスカ、サウ云フ指導的ナ方法論等ニ付テノ本刹ノ考ヘ方、之ヲ先ズ各末寺ニ通牒ヲ発シテ是ノツモリデヤッテ貰フ、斯ウ云フヤウナコトモ致シマシタ。又最モ御大切ナコトハ、若シソレコヽノ本刹ガ所謂空襲—京都ガ空襲サレタ場合ニ於テ御本尊様ノ御祖像ヲ如何ニ護ルカ、此ノ問題ニ付キマシテ應急ノ御動座ヲ御願ヒ申上ゲヤウト云フノデ其ノ處置モトリマシタ。ソレカラ此ノ空襲下ニ於テモ一時デモ、此ノ教化方策ヲ打チャッテ置ク訳に参リマセヌ、出来ル範囲ニ於テノ布教モセネバナラヌ、斯ウ云フ意味カラ教化方策実施具体案ト云フモノヲ拵ヘスシテ、是ハ六月ニ這入ッテカラデゴザイマスガ、ソレモ詳シク末寺ニ周知セシメテ、サウシテ出来得ル範囲ニ於テ此ノ教化方策ヲ実施シテ行クヤウニ、或ハソレニ対スル色々ノ経費ノ支出方法、マア色々ヤッタノデアリマス。又六月ノ頃ニハ相當ニ未ダ戦力物資ノ提供ト言ヒマスカ供出ト言ヒマスカ未ダ〳〵金属類ガ要ルノダカラ是非共残ッテヰル佛具其ノ他ノ金属類、其ノ外ノ物デモ徹底的ニ供出セネバナラヌ、斯ウ云フヤウナ聲モ相當ゴザイマシテ本刹始メ末寺モサウ云フヤウニ考ヘテ貰イタイ、出来ルダケ出シテ貰イタイト云フコト、或ハ食糧問題ニ付キマシテノ食糧増産、境内地ヲ出来ルダケ活用スルト云フヤウナ問題、偖テ事務的ニナリマスレバ事務遂行上ニ於ケル非常措置ヲトリマシテ本刹ニ於テ行ヒ得ザル場合ニ於キマシテハ地方ニ出張所ヲ設ケテ、是ノ出張所ニ相當ノ権限ヲ附與シテ事務ヲトラスト云フヤウナ措置ヲトッテ来タノガ是ノ主ナルモノデアリマシテ、俄然八月ニナリマシテ最モ猛烈ニナリ、サウシテ終戦ノ大詔ガ換発サレタト云フヤウナコトニナッテ来タノデアリマス。斯様ニ終戦前ノ處置ヲ考ヘテ見マスト要スルニ手ノ出シヤウガナカッタト云フ、意味ハ本刹ヲ如何ニ護持スルカト云フヤウナコトニショッチュウ頭ヲ悩マシ肉体ヲ悩マシテ居リマシテ、色々考ヘテ居リマシテモ交通機関等ノ不便是ノ他ノ事情ニヨリマシテ、食糧ノ関係ト云フヤウナコトモ殆ド皆マア空襲防衛ト云フヤウナコトニ没頭シテ居ッタト言ッテモヨイノデアリマスガ、実ハ遺憾ナガラサウ云フ状態デ終始シタト御承知下サレバ、甚ダ申譯ノナイヤウナ風ニモ考ヘマスケレドモ、已ムヲ得ズサウ云フ状態デ終戦前ハ終ッタノデアリマス。

終戦後ニナリマシテトリマシタ二・三ノ点ダケヲ申上ゲマスガ、既ニ諸君ノ御承知ゴ承認ヲ得マシタ各般ノ非常措置、之ヲ講ズル一方終戦後直チニ廃スベキハ廃シ新時代ニ即應ノ宗務行政運用ニ鋭意力ヲ注イデ参ッタノデアリマス。殊ニ九月ノ十九日ト記憶シマスガ時ノ総理宮殿下—総理大臣ノ招集ニヨリマシテ管長、猊下ノ御供ヲ致シマシテ宗務長會同ニモ出席致シマシテ、今後如何ニ宗教團体トシテ活動スベキカ、心得ベキカト云フヤウナ訓示是ノ他指示ヲ得マシテ、ソレニ基イテ一派ハ出来得ル範圍ニ於テノ教化方面ノコトモ運営シテ来テ居ルノデゴザイマス。デ、戦争ニ

ヨリマシテ殊ニ諸君ト共ニ、本當ニ遺憾ニ堪ヘナイ点ハ寺院並ニ門徒ノ相當多数ガ戦災ニカヽラレタト云フコトデゴザイマスガ、之ニ対シマシテハ殊ニ罹災處理事務所、當時戦災處理事務所ト申シマシタガ、終戦ニナリマシテ罹災處理事務所ト云フモノヲ設ケマシテ應急處置ヲ講ジテヰルノデアリマスガ、更ニ別院寺院ノ復興企畫ニ関シマシテハ周到ナル用意ノ下ニ是ガ萬全ヲ期スベク準備ヲ進メテヰルヤウナ次第デアリマス。

〈中略〉サウシテ集中的ニ且ツ強力ニ是ガ実施ノ致スベク同胞互助門末共勵事務所ヲ新タニ設置スルコトニ致シタノデアリマス。尚ホ宗團法ノ廃止ニヨリマスル宗制ノ更改ヲ始メ新日本ノ建設ニ畫スベキ教化ノ新シイ方策及ビ僧俗ノ諸種ノ教育、戦争ニヨリ発生致シマスル社會的ナ災禍、禍ヒニ対シマスル厚生事業等一派ノ機能ヲ最高度ニ発揮スベク諸般ノ問題ニ付キマシテ着々是ノ目的達成工作ヲ進メツヽアルノデゴザイマス。而シテ此ノ重大轉換期ニ際シマシテ廣ク衆智ヲ集メ周到ナル用意ノ下ニ宗務ノ運営ニ違算ナキヲ期スルタメニ宗務運営調査委員ヲ委嘱スルト共ニ、調査企畫ノ完璧ヲ期スルタメニ審議室ヲ新タニ設ケタノデアリマス。斯クシテ新日本建設ノ有力ナル中核体トシテノ任務ヲ果スベキ宗門行政ノ体制ヲ整備シ是ノ実質的成果ヲ擧ゲタイト深ク期シテ居ル次第デアリマス。以上種々ナル点ニ亘リマシテ概括的ニ主ナル最近ノ宗旨政ヲ擧ゲマシタ問題ヲ述ベタニ過ギナイノデアリマシテ、細項ニ亘リマシテハココニ述ベル煩ヲ避ケタイト存ジマスガ、殊ニ非常措置及ビ豫算等ニ関シテ急速ニ宗会ノ御協賛ヲ得テ條件を上程シテ諸君ノ御審議ヲ煩ハサントスルノデアリマス。提案ニ際シマシテ詳細御説明ヲ申シタイト存ジマスガ何卒此ノ重大時局下宗門護持ノ大任ヲ果サムルトスル我々ノ微衷ヲ御汲ミトリ願ヒマシテ和衷審議御協賛アランコトヲ切望シテ御挨拶ニ代ヘタイト存ズル次第デゴザイマス。」

と、終戦直前の昭和二十年五月から八月十五日終戦直後の対応・処置と、早くも宗教団体法廃止に対応する旧宗制更改を示唆しているのである。

第四節　第九十八回臨時宗会議案審議・議論

戦後、初めて開会の第九十八回臨時宗会の審議を、「第九十八回宗會議事速記録」により概観する。この臨時宗会は、終戦後初めての宗会であり、早くも「宗制更改」・「教団の民主化」・「新日本建設」などの議論が出ている。開会式の後、千葉議長病気のため副議長鷲尾清巳が、代わって議長席につき

「目下、新日本建設ノ重大転換期ニアタリ…〈中略〉…新シク民主主義公論主義ガ発展スルコトニナリマシタ、其ノ秋ノ臨時議会、諸君ノ御自由ナル御討議ヲ願ヒタイト存ジマス…〈中略〉…日程ニ入ルニ先立チマシテ一言御挨拶申シ上ゲマス」。

との挨拶から始まる。

振鈴（＝開会合図）の後直後、「議事進行ニ付テ」と発言を求めた二十九番（九折仁壽）は、

「…然ルニ此ノ戦争ノ結果時勢ガ急轉直下百八十度ノ轉回ト言ヒマスカ、三百六十度ノ転換ニ墜落シマシテ、今マデノ軍閥主義所謂官僚政治ノ総テガ葬ラレマシテ、ココニ新シイ民主主義所謂自由主義ノ思想ト変ッテ参リマシタガ、此ノ秋ニアタリ…〈中略〉…宗門ノ所謂御當局ガ一應総懺悔ノ範ヲ示サレマシテ、コヽニ新シイトコロノ新鋭ナル人ニ内局ヲオ譲リシテ戴イテ、サウシテ暫クハ、御當局ニ休ンデ戴イテハドウデアラウカ（拍手）、サウ云フコトヲ御当局ニ質問シタイノデアリマス」

と、早くも内局の辞職について質問している。

番外一番（朝倉曉端執行長）は、「執行長挨拶」に於いて

「…此ノ味曽有ノ歴史的轉換期ニ際シマシテ、我ガ宗門トシマシテモ、飛躍的切リ換ヘヲ要スル点モ多々感ゼラレ、今後宗門ノ経営、宗務ノ運営ニ関シテハ実ニ慎重ニシテ且ツ果敢ナル施策ヲ要スルモノト深ク信ズルノデアリマシテ、〈中略〉…何卒此ノ重大時局下宗門護持ノ大任ヲ果サムトスル我々ノ微衷ヲ御汲ミトリ願ヒマシテ和衷審議御協賛アランコトヲ切望」と、答弁している。

他に、提案説明の中で、本山の対応について重要事項を述べている。(すでに前掲したので省略する。)

議会審議の中で、宗会議論の内容を考察する上で、同じく重要と考えられる質問と答弁を概観することとする。

五十九番(花月純誠)は、まず「…教團モ恰モ日本ノ官僚ノ姿ニ似タ私ハ封建的遺習ノ下ニ尚モ是ノ地位ヲ保タウトシテ居ルヤウニ考ヘテ居ル」とし、「此ノ機会ニ當局ハ我ガ宗團ノ成シ得ル最高ノ陣営ヲ結集スルノ意志ガナイカ」と質問し、次に「一度宗制ヲクッテ見ルト第一頁カラ終リマデ悉ク私ハ訂正シナケレバナラヌモノヲ発見スル」と言い、「御法主様ト門末トガ直結スル為ニハ、封建的ナ制度ヲ」廃止し、「此ノ秋コソ真ニ一大革新ヲナス秋デアルト考エテイル」と提案している。

次に、五十六番(内藤嶺外)は、宗教団体法、付属法令廃止も決定し、目前に迫っている段階にあたり、「末寺ノ各々新シキ民主的ノ意見モ聴キ、…〈中略〉…全部信徒ノ聲ヲ聴ク迄ノ考ヘガアラウカ」と述べ、「宗團法ノ第二條ニ法人ト規定サレテ居ル、勅令第三條ニ於テ、第二條の條文ニヨリ世襲ヲ託スコトニナッテ居ル。又宗制第五百四十條ニ本寺寺院ヲ世襲トス。ト規定サレテ居リマス。此ノ法人タル寺院住職ヲ特ニ世襲ヲ許サレタルハ謂ハヾ親心的、余宗ニナク眞宗独自ノモノデアル。此ノ世襲ハ日本ノ美点、家族制度ノ賜デアルと信ジマス。然ルニ将来ニ向カッテ眞ノ民主主義ニ改変サレツヽアル新日本ニ於テ、宗教法人ノ住職ヲ依然世襲ヲ託サルベキヤ」と言い、「クリスト教ヲ大ナル経済力ノ下ニ教線ヲ寒村ノ僻地マデ推シ進メ、寺院ノ隣ニ迄教会を設立シテ　日曜礼拝、説教ヲ盛ンニ行ハナイトモ限ラナイ」、「コノ際常会運動ヲ強調スル以外、全力ヲ注イデ方策ヲ講ズベキデハナイカ」と、青年層への宗教伝導施設の設置等の必要性を切望している。

また、十四番(柴田政友)は、普通選挙制度により「本派ニ僧籍ヲ有スル二十才以上ノ男女」に選挙権を与えることや、教務所長の公選について、質問しているのである。

なお、番外一番(朝倉執行長)は、来るべき宗教団体法の廃止に備え、現行宗制(=旧宗制)で当分の間、法的対応することについての執行長提案を行い、宗制の更改を伺わせる答弁を行っている。宗議会議員全員一致にて、新宗制・新宗法制定までの期間を、現行宗制(=旧宗制)にて対応することを確認している。

これらの提案や質問の中に、早くも、時代の方向転換に対する本願寺派教団の新しい方向と対応を危惧・予期している様子が読みとれるのである。そして、当時の緊迫する本願寺派教団に対する種々の諸問題をも、史料から読みとることができる。

第二章　ＧＨＱ占領政策下における本願寺派教団の新宗制・新宗法草案作成過程

第一節　ＧＨＱ占領統治・憲法制定過程

ＧＨＱ(連合国総司令部)による日本占領によって、初めて戦前・戦中の軍国主義、国家神道体制の解体が始まったと捉えることができる。そういう意味では占領は、解放であり、その解放の中から、戦後日本の宗教教団の新展開も始まったということができよう。占領によって、日本の各宗教教団も、各々独自の主体的教団としての宗教活動を自由に行い得る状況になったことを意味している。占領統治という解放の中から、戦後日本の宗教教団の新しい展開が芽生えたということができよう。また、それは、戦後日本の宗教をとりまく政治的・文化的環境の変革と見なすことができる。

ここで、昭和二十年、終戦直後におけるＧＨＱと日本政府との交渉状況をみると、八月十五日天皇の終戦詔書放送後、十月四日近衛国務相がマッカーサー元帥と会見、憲法改正の示唆を受く。十月十一日マッカーサー元帥、幣原首相に五大改革を要求。十月十五日治安維持法廃止。

その後、ＧＨＱは、国家と神道との分離を指令(=神道指令)。宗教団体法撤廃、宗教法人令公布・施行。昭和二十一年一月一日天皇神格否定の詔書(=人間宣言)。同四日、軍国主義者の公職追放。超国家主義団体の解散等を指令していく。

次いで、昭和二十一年には、「日本国憲法」制定が、具体化していく。その過程と本願寺派教団の新宗制・新宗法制定とを、比較してみると、両者がほぼ同時期に成立していることが判明するのである。

昭和二十年と昭和二十一年における日本国憲法の制定過程の時期と本願寺派教団の新宗制・新宗法の成立時期とが、ほぼ同期であることから、新宗制・新宗法がなんらかの影響を受けていると考えるのである[27]。新宗制・新宗法が、その起草の段階で自由主義・民主主義・平和日本建設等の思想を導入しており、その条文内容の検証が可能だからである。

第二節　第九十九回定期宗会における新宗制・宗法制定への対応

第九十九回定期宗会（開会・昭和二十一年二月二十七日、閉会・昭和二十一年三月三日）は、三月二十七日、午前十一時四十五分開議、出席議員四十九名。執行長以下、出席宗務員（＝説明員含む）二十名が出席して開議された。

まず、番外一番（朝倉執行長）は、執務方針演説の中で、左記のとおり述べている。

「第九十九囘ノ定期宗會ニ当リマシテ…〈中略〉宗門ハ重要ナル轉換機ニ立チ重要宗務ハ愈々、多岐多端トナッテ参リマシタ為、私ハ、ソノ進退ニ付キマシテ、深ク考慮スルトコロガアッタノデアリマスルガ、更ニ老躯ニ鞭ッテ御奉公申上ゲルコトニナリマシテ、本年当初頭、執行ヲ増員シテ、内局ノ強化ヲ図リ、一方宗会議員、宗務員兼任ノ非常処置廃止ト共ニ、人事異動ヲ行ヒ、内外ノ陣容ヲ整ヘ、宗務ノ活発ナ遂行ヲ期シテ参ッタノデアリマス…〈以下略〉」

と述べ、次に、昨秋の臨時宗会後、供米完納の展開により食糧問題の解決、婦人会の衣料蒐集、戦災者救護、引揚同胞現地慰問等、敗戦日本の現実的要請に答える一方、戦災寺院の救護慰問や、新宗制制定の基礎的準備に尽力してきたことを述べている。

その中で注目すべき演説は、「最モ重要ナ宗制ハ根本的更改デアリマスガ、飽ク迄、本宗ノ歴史的伝統精神ノ真髄ヲ把握シテ同朋教團ノ真面目ヲ発揮シ、清新溌剌タル宗團経営ノ基盤ヲ確立シタイト念願シ居ルノデアリマシテ、コレガ制定ニハ、特ニ門末ヲ代表セラレル議員各位ノ愛宗護法ノ熱意ヨリ、絶大ナル御協力ヲ乞ヒタイノデアリマス。〈以下略〉」と、昭和二十一年度の宗政への所信を述べていることである。

このように、この宗会では、第九十八回宗会時よりも、宗制更改への方向は具体化し、①歴史的伝統精神の真髄の把握、②同朋教団の面目発揮、③宗門経営基盤の確立を念頭に対処したいと、述べている。

法規議案としては、宗制変更議案（一号・二号）が出されているが、いずれも修正可決となっている。案件は、戦争中における非常処置の法的解除を内容とするものである。

次に、この宗会における一般質問と執行長答弁について、「第九十九囘定期宗會議事録」によりその要点のみを見てみよう。（なお、質問・答弁事項は、「議事録」のまま揚げることとする。）

第一日は、左記のとおりの議論がみられる。

○四十五番（南部法電）は、①「教團行政機構ニ就テ」、②「選擧法改正ニ就テ」を質問しており、朝倉執行長は「宗制更改ニ於テ整理シタキ旨」と、早くも宗制の更改により、集約したい旨を答弁している。

○十一番（菅原賢仁）は、①「教学ノ民主化ニ就テ」を質問。これに対し執行長は「新日本建設ニ副フベク、目下研究中の旨」と答弁。

○二番（土原行圓）は、①「供米運動ニ就テ」、②「神社ニ對スル態度ニ就テ」、③「衆議院選擧ニ就テ」を質問。執行長は答弁として、①「選擧運動ハ結果トシテ成功」、②「神社問題ハ、目下審議研究中」、③「本派出身衆議院候補者ニ対シ極力應援ノ旨」答弁している。

○最後の質問者である四十九番（片山正乘）は、「戦災寺院復興ニ關シ」質問。執行長は、「一時的、永久的復興ニ就手考ヘヰル」旨答弁している。

第二日には、下記のとおり、宗制全面更改の

27）後章にて説明する。

「建白書[28]」が、早くも提出されている。

第二日目の二月二十八日の出席議員は、四十七名、出席宗務員は、執行長以下二十名である。二つの建白書が東京都寺院有志　藤薗賢海より提出されている。「議事録」からそのまま紹介しよう。

建白書

一、本山ハ最近ノ諸情勢ニ對應シ、速ニ宗制ヲ全面的ニ根本的ニ研究シ更改スル必要アリ、依テ本山ハ従来ノ如ク少數ノ特定人物ノミヲ委嘱セズ廣ク各教區各界層ヨリ人物ヲ集メ眞ニ民主的調査機關ヲ設置シ宗門百年ノ大計ヲ樹立サレンコトヲ望ム。

二、本派ハ過去ノ傳統ト実績ニ鑑ミ諸種ノ事業ヲ重點的ニ企畫推進セシメラレタシ。

上記の建白書提出のあと、前日行われた執行長の執務方針演説に対し、次のとおり、質問続行となっている。それを「議事録」により見てみよう。

○六十一番（兼安英哲）は、「中央集権ヨリ地方分散方針ヘノ具体案」を質問。執行長は、「教化活動ノ地方的強化ト事務方面モ若干分散スル旨」を答弁。続いて「地方強化ハ宗務所ヲ中心トシ人ヲ派シテ強化カ又地方自体ノ強化ナリヤ」を質問。執行長は、「両々相待ッテ行ク旨」と答弁している。最後に、議事録には、「兼安議員ハ法主猊下ト末寺住職並ニ門信徒トノ直結ノ出来ル様宗制ニ改定サレタキ旨希望ヲ述ブ」

と記録されている。

○六十三番（阿部慶昭）は、「現在ノ宗制審議會ト宗會ヲ解散シテ新ラシク選出サレタルモノニヨリ宗制ヲ改定サレタキ希望ヲ」述べたのに対し、執行長は、「解散ノ意志ナキ」を答弁しているのである。その他、人事刷新について、質問がなされている。

○三月三日には、六十四番（藤音得忍）が、「宗教法人令[29]ト教團ニ關シ」質問している。これに対し、石原執行は、「宗制變更ニ於テ考慮ノ旨」答弁している。宗制変更の意志があることを述べているのである。

そして、この宗会で採択となった「建議案[30]」、「建白」は多く、下記のとおりである。内容は、全て宗政の民主化等に関することである。

一、教務所長公選ニ関スル建白（採択）
二、教務所長公選ニ関スル建議案（可決）
三、同朋救護実働開始ノ建議案（可決）
四、宗制更改ニ関スル建白（民主的宗制審議機構設置ノ件）（採択）
五、富山教区ニ関スル建白（採択）

三月三日、全日程を終え、閉会している。

第三節　草案起草過程（ＧＨＱ・政府の憲法制定過程と新宗制・新宗法草案過程）

次に、昭和二十年二月から、昭和二十一年第百回臨時宗会までのＧＨＱ、政府の憲法制定過程と新宗制・新宗法の起草・草案作成過程は、次のとおり、ほぼ同時期である。

◎昭和二十年

二月二十七日から三月三日まで　第九十六回定期宗会開会。挙派特攻の強力施策を審議、決戦決議案を可決〈「第九十六回定期宗会議事録」〉。

三月二十八日　第二次朝倉曉端内局発足（執行長・朝倉曉端、執行は、藤井玄瀛、石原堅正の二名、内局は計三名。なお、增山顯珠は、昭和二十一年一月十日執行に就任。この四執行は、第百回臨時宗会後の昭和二十一年九月十二日総辞職する）。

四月一日　戦時宗門総監部設置等文部省より認可。宗務出張所を増設〈「本山録事」〉。

五月十四日　第九十七回臨時宗会開会―戦時非常措置事後承認案など協議〈「第九十七回臨時宗会議事録」〉。

五月二十一日　朝倉執行長、訓告を出す。

五月二十一日　法主消息発布「一宗ノ僧侶ハ率

28）建白書とは、当時、一般寺院から宗会議員を通して議案採択を宗会へ願う方式であった。現在は、「宗会規程」（平成四年三月四日宗則第四号）第七章の請願となっている。旧宗制では第三百六十条。

29）宗教法人令とは、一九四五（昭和二十年）十二月二十八日勅令第七百十九號、昭和二十一年二月二日同第七十號をいう。

30）建議案は、宗会議員が、直接に宗会へ議案提案を行う方式であった。旧宗制の第三百五十六条以下に規定。三名以上の建議の賛成を必要とした。建議案、建白案本文については、『本願寺宗会百年史・史料編下』の四五五頁～四五七頁に掲載。

先門徒ノ陣頭ニ立チ、粉骨砕身、衆ヲ率キテ奉公ノ誠ヲ致シ、以テ皇國護持ノ重責ヲ完ウセラルベシ」―この消息を期に、皇国護持の十四万人運動始まる。

六月二日　全国常会を開催。

六月四日　本山御本尊・御影像を北山別院へ動座。(十一月四日　本山御影堂へ復座)〈「本願寺新報」〉、〈「宗報」〉。

八月一日　戦災處理事務所設置。

八月十四日　御前会議、ポツダム宣言受諾を決定。

八月十五日　天皇「終戦」の詔書放送。

八月十五日　法主「上御一人の大御心を奉戴し、その御命令のままにひたむきに随順することが国民のとるべき道」と談話。

八月十八日　朝倉執行長、全宗務員に訓示。

八月三十一日　戦時宗門行政の諸機関(宗門總監部、宗務出張所職制、戦時事務統監部職制)、並びに、戦時関係諸法規などを廃止。

戦時教学指導本部を教学指導本部に、戦災處理事務所を羅災處理事務所に改める〈「宗報」〉。

九月六日　トルマーン大統領「降状後における米国の初期対日方針」を、マッカーサー元帥に指令。

九月九日　マッカーサー元帥、間接統治、自由主義助長などの日本管理方式につき声明。

九月十日　ＧＨＱ、言論・新聞の自由に関する覚書を出す。教国時局対拠教化協議会を開催。

九月十五日　文部省、「新日本建設の教育方針」を公表(国体護持、平和国家建設、科学的思考の養成を強調)。

九月二十七日　ＧＨＱ、文部省に対し、宗教行政に関する一切の資料を十月一日までに提出することを命令。

九月二十八日　法主、門末に「承詔必謹ノ下、国體ヲ護持シ奉リ、信義ヲ篤クシ、敬愛ヲ旨トシ」て、「眞宗念佛行者ノ面目ト謂ツベシ」との消息発布。

九月二十九日　宗門運営調査委員を発足。

十月一日　朝倉執行長訓告。

十月四日　「宗制審議室部長ハ之ヲ宗務所各部長ト同一待遇トス」と―教示第十二号で告示〈昭和二十年「宗報」第十二号〉、〈「本願寺新報」〉。

十月四日　ＧＨＱ「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書」(＝人権指令)出す。近衛国務相、マッカーサー元帥と会見、憲法改正につき示唆を受ける。

十月五日　東久邇宮内閣総辞職。

十月九日　幣原内閣成立。

十月十一日　マッカーサー元帥、幣原首相に口頭で指令。―五大改革を要求(①婦人解放、②労働組合結成、③教育民主化、④秘密審問司法制度撤廃、⑤経済機構民主化)。近衛文磨を内大臣府御用掛に任命、憲法改正の検討に着手。

十月十四日　第六軍付従軍牧師長来山―ポック牧師、情報部長ラッグラス大佐、将校数名と同伴して本願寺派教団に五項目を―質問する。

十月十五日　治安維持法廃止(財閥解体開始)。

十月十五日　文部省、教学局を廃し、社会教育局に宗務課を設置。

十月二十二日　ＧＨＱ、軍国主義的超国家主義教育の禁止を指令。

十月二十四日　国際連合成立。

十一月十日から二十六日まで　朝倉、藤井、石原の三執行、全国を巡回。同門互助門末共励運動を展開。〈「本願寺新報」、一月二十五日〉

十一月七日、八日　宗制の最高諮問機関として、宗門運営調査委員、第一回会同開催。

十一月十二日、十三日　第九十八回臨時宗会開会―内局解散要求出る。宗門再進発の方策を審議。

十一月二十二日　近衛文磨、帝国憲法改正要綱を天皇に報告。

十一月二十五日　大谷派は第一回宗制審議会を開会、三位一体、宗議会構成、将来の教学について検討〈「中外日報」、十二月一日〉。

十一月二十二日　宗制審議会開会―①「法主存続論」と「法主・管長別置論」を論議する。②地方教務所長の公選、③壇信徒宗会を作れとの意見出る。宗教団体法廃止に備え、旧宗制を当分、現行法として適用することを認めることを執行長が提案。議場一致にて現行宗制の対応確認〈「本願寺新報」、十一月二十五日〉。

十一月二十六日　第八十九臨時国会召集(十二月十八日解散)。

十一月二十五日　安部大悟審議室部長―「民主主義の理解と佛教の立場」を本願寺新報に、掲載（浄土真宗は御同朋・同行の親和の下に日本的民主主義の確立に貢献する力となり、世界平和に寄与すること可能と述べる）…〈「本願寺新報」〉。

十二月八日　宗制審議会規程施行。〈「宗報」〉

要点は、：内局に属し、執行長の諮問により、宗制更改に関する事項を審議。委員は執行長、執行、学識経験者。宗制審議会に、特別委員若干名を置く。宗制審議会委員の中から執行長が任命する。

十二月八日　松本国務相―天皇の統治権総覧は不変など、憲法改正四原則を発表。

十二月九日　ＧＨＱ、農地改革に関して指令。

十二月十五日　ＧＨＱ、国家と神道との分離を指令（＝神道指令）。

十二月十七日　衆議院議員選挙法改正公布（大選挙区制、婦人参政権等）。

十二月二十二日　労働組合法公布（団結権、団体交渉権等保障、昭和二十一年三月一日施行）。

十二月二十二日　宗教団体法撤廃に伴い新宗制案を練るため宗制審議会総会開催。管長世襲制を論議。

十二月二十八日　宗教団体法廃止、宗教法人令公布・施行。

◎昭和二十一年

一月一日　天皇、神格否定宣言。

一月七日　法主、事務開始式にて教辞。朝倉内局第三次改選。

一月十日　増山顯珠勧学、執行に就任〈「本山録事」、「本願寺新報」、一月二十五日〉。

一月十三日　八藤会は、立命館大学学長末川博より時事問題について聴く〈「本願寺新報」〉。

一月二十一日　自由党、憲法改正要綱発表。

一月二十三日　宗制改正のため、法制部を独立し、宗制制定事務所開設〈「本山録事」〉。

一月二十三日　宗達第一号で宗制制定事務所職制（全九条）、第八条に起草委員設置の文言あり〈「本山録事」〉。

一月二十五日　長谷山正觀（新宗制・新宗法起草委員の内の一人、本願寺派法律顧問、弁護士）―「本願寺新報」に「宗教法人令と宗教の民主化」を掲載。

一月三十一日　戦争法規の全部を一掃（二月二十三日〈「本山録事」〉）。

一月二十六日　「中外日報」には「新宗制制定、西本着手に入る」との見出しで「宗団法廃止後の宗制改正を根本的になすため西本願寺では、いよいよ宗制制定事務所を開設するので、之が職別を公示した。この内容は、所長、賛事、録事の外、一派の内外より宗学及び法制に堪能な者を起草委員として任命委嘱する。委員の詮考は、既に了して二月早々から会議を続行する」との記事を掲載。

二月一日　宗制制定事務所開設。

二月二日　東・西本願寺全国常会、東本願寺宮御殿にて開催。長谷山正觀「宗教法人令と民主化」講演、午後は、朝倉執行長を座長にして懇談会。

二月三日　マッカーサー元帥、憲法改正三原則を民政局に指示。

二月八日　政府、憲法改正要綱（松本試案）をＧＨＱに提出。

二月十三日　マッカーサー草案（ＧＨＱ案）を総司令部より手交。

二月十三日・十四日　宗制特別委員会開催、基本協議を行う。

同委員会開催について、「中外日報」（昭和二十一年二月五日）は、左記のとおり掲載している。見出しは、「西本願寺宗制審議開始」である。その記事には、

「西本願寺では、新宗制制定の第一着手として、一日からその事務所を開設し、来十三、十四日両日宗制特別委員会を開催基本協議を行う。なお、この會合には宗制の思ひ切り新傾向のものや中間的のもの等三種位が用意され、実に現行の八百四十ヶ條に亘る宗規を雑然と投入したもの（これは廢止された宗團法が命じたためである）は、全く改めて宗派の最根本の宗憲ともいふべきものと、教示達示に類したものとを引き分け前者のみを協議研究の對象とする（後者は宗會で常に附議改正している）。

實質的には宗團法によって作られた現行宗制編成の際とは簡便さがあるがこの立法的精神内容に到っては自由、民主主義思想と一派の根本法が如何に触れ合って行くのかの一點に議論の中心重點

があるとされてゐる。」とある。この特別委員会において、「基礎案」が作成されたと見ることが出来る。

二月十五日　参與会を開催。民主主義と真宗教学の問題など協議。

二月二十一日・二十二日、宗制制定事務所は、二十三日の宗制審議会開催のため、これに先立ち二案の草案を作成用意。宗制審議会の特別委員会（千葉康之、梅原眞隆、田丸道忍、花月純誠、藤島祐寛、長谷山正觀等）で、草案二案を作成。その大様は、①問題の法主・管長別置説と同一人者の両案で、技術的な面では、①現在の旧宗制の如く雑然と全部を網羅形した形式のものと、②舊宗制・寺法時代の一派の根本プリンシプルを規定した部分と、一般的宗規とを分立した形式のものと両傾向を現したものを用意立案〈「中外日報」、二月二十三日〉。

二月二十三日　宗制審議会開催。

二月二十四日　財政調査会開催。

二月二十五日　宗会招集日―議員主催懇談会を開き、末川博、長谷山正觀より民主主義についての講演を聞く。

二月二十七日　第九十九回定期宗会開会。

執行長執務方針演説において、宗制の根本的更改は、一派として歴史的伝統を把握して、宗団経営の基盤の確立するためとの方針を述べる。

二月二十八日　アイフルバーカー中将の八軍が進駐。

三月三日　第九十九回定期宗会において、「宗教になった神社問題について」質問・答弁あり―神社への防衛論出る。

三月五日　米国教育使節団来日。

三月六日　政府、憲法改正草案要綱を発表（国民主権、象徴天皇制、戦争放棄を規定）。

三月二十日　極東委員会「新憲法の制定過程で日本の世論を尊重せよ」と公表。

四月四日　第一回対日理事会で、マッカーサー新憲法の覚書強調。

四月十日　第二十二回新選挙法による総選挙（自由党百四十一、進歩党九十四、社会党九十三、協同党十四、共産党五など）、なお、宗会議員花月純誠[31]、自由党より出馬し当選。

四月十七日　政府、「憲法改正草案正文」を発表（平仮名、口語体）。

四月二十日　「中外日報」の記事によれば……「西本願寺の新宗制編成は、法制部新設により具體體的進捗をはかることになったが、新宗制の根本方針として『「法主制」廢止説（甲案）』と『「法主制持續説」（乙説）』の両案を廣く門末に内示して意見を求めていた」が、結局、法主制を存置することに決定している。「法主が宗團の外に雲隠れした『生き佛さま的』に責任のない地位につく所謂『法主制廢止説』は、非民主主義的思想の甚だしいものである。本願寺は、宗祖以来民主主義の徹底的形態たる御同朋御同行主義であって、寺法第二條に『本山は、派内の末徒を統轄する所なれば一派の共有にして云々』とあり、宗制的にも民主主義があまりにも明瞭に示されて居る。だから法主制廢止は時代逆行の封建思想であり民主主義時代は法主も末寺住職も全て『特権階級的』な無責化の地位を認むべきではないといふこと。その他歴史的にまた教團の特殊性から全與論は全く世間の所轄、法主制廢止は非時代的、非民主主義的と結論され、十八日に法制部の初會議に之を採り上げられ原則として右の乙案の宗制に基き改善を加え編成することにいよいよ進むこととなった。…」とあり、法主持続説でいくことに態度を決定している。なお、四月二十六日付の「中外日報」には、見出し「大綱審議結了―西本新宗制案―」と題し、「西本願寺宗々制に關しては、先般来光照法主、光明氏を初め内局、法制部を中心に屢々會合熟議し、二十三日最終的な大綱を得たので法制部で條文化し、之を近く特別委員會にかけ、最後に宗會議員を總委員として練り臨時宗会で決定するのは、六月頃だらうと見込まれるに至った。」との記事を掲載。

五月三日　「新宗制基礎案」を、五月三日の全国教務所長会にて提示。広く門末の批判を聴取。

法主、宗派行政、立法権、司法権、宗会の二院

31）花月純誠は、昭和二十年四月十日の新選挙法による総選挙に出馬。滋賀県より当選。第百回臨時宗会時における質問内容から、当時の政府事情に通じている個所が見られる。宗制審議会特別委員であることからキーパーソン的存在であったと思われる。

制、執行長・教務所長の公選、寺院、僧侶、坊守等、門徒会、宗門投票制等について掲載〈「中外日報」、五月四日〉。

五月十六日　宗門運営調査員会議開催。

法主、光明氏の下に、近松尊了、千葉康之、藤音得忍、梅原眞隆、羽渓了諦、相川鐘道の六名。

五月十七日から五月十九日まで、宗制審議会を開催。「西本願寺新宗制の根本方針に決定したことにより、具体的な討議を加えるため、内局、宗会議員（全部）、宗教関係、特殊研究者、宗務出張所長、教務所長の各界代表七十名をもって組織任命」〈「中外日報」、五月八日〉。この内から「宗制審議会特別委員會」を組織。

なお、特別委員は、花田凌雲、土岐慶静、千葉康之、岡部宗域、小笠原彰眞、兼安英哲、花月純誠、田丸道忍、南條了因、中神文雄、梅原眞隆、上原寛成、藤音得忍、小林唯乗、菅原覺也の十五名である。「尚ほ、審議會の参與は本山各部々長と全教區教務所長」である。

六月三日　朝倉執行長―「一千万同信に要望す」と訴える。〈「本願寺新報」、六月二十五日〉

六月十日　第九十特別国会（憲法議会）召集。

六月二十二日　宗教関係代議士協議会―宗教聯盟では宗教関係代議士を招いて、懇談会を開催。代議士十一名の内、宗会議員花月純誠も参加。文部省から福田宗務課長、池田事務官、宗聯側から安藤理事長、吉田常務、他理事が出席〈「本願寺新報」、六月二十五日〉。

七月二十三日　眞宗協会の会議で「淨土眞宗」の公称の話が出る。

七月二十五日　新宗制・新宗法草案を「本願寺新報」に掲載、宗派内に周知。

八月六日　草案を、飛雲閣で新聞記者に公表〈「中外日報」、八月七日〉。

八月十八日　花田法制部長―八藤会[32]に新宗制・新宗法案の立法趣旨について説明。

八月二十一日・二十二日　参與会に新宗制・新宗法案を説明。

八月二十三日・二十四日　宗制審議会特別委員会開催。

八月二十四日　衆議院、憲法改正案を修正可決。

八月二十五日～三十一日　全宗会議員を宗制審議会の委員として審議〈「中外日報」、九月三日〉。

八月三十一日　勸學寮と協議。

九月一日　顧問会に説明。

八月二十五日　連枝会に説明。

八月二十五日　宗制審議会で、新宗法第五条の「本山は本宗門弘教の根本施設であるから宗門全員がこれを共有する」の「共有」の文言が、現民法施行の下では、分割譲与権と分割請求権をもっと解せられ、分割することができるとなると問題となり、結論として「總有」に変更される〈「中外日報」、八月三十一日〉。

九月三日～五日　第百回臨時宗会開催。

九月十一日　「淨土眞宗本願寺派宗制」、「淨土眞宗本願寺派宗法」、他七「規程」を発布。

第四節　草案作成過程―全国教務所長会に提示の基礎案―

草案の前提となる「基礎案」なるものが存在したことが、昭和二十一年五月四日付の「中外日報」の第二面の記事から伺い知ることができるので紹介する。

なお、記事には、「教區所長」とあるが、これは、旧宗制の第五章宗務機関、第五節教務所、第百二十九条に規定する「教務所長」のことであろう。

五月三日、全国教務所長会が開催された。この教務所長会に提出の資料は、今のところ未発見であるが、次の二次的資料により、その概要を知ることは可能である。前に「中外日報」の記事をそのまま紹介し（△以下が記事）、その後に草案もしくは、制定条文を示して、それとの比較を行い、説明をつける。

（△＝記事本文）

△　新宗制案の骨子―西本願寺、所長會に提示。

△　西本願寺新宗制基礎案は昨三日の全國教區所長会に公表された。勿論この基礎案に対し廣く門末の批評を當局は歓迎している。

32）八藤会は、連枝会のことである。

その要旨は、

△ 法主に就て　　法主は一派の統率者、代表者で、而して一宗安心の裁断者である。宗派法人の主管者亦法主である。

右の記事を草案、制定条文と比較して説明すると—

この段階（五月三日）では、「門主」の名称はまだ使用されてなく、宗派・法人の主管者と捉えていることである。草案の条文にかかる宗会議論の中で門主の地位と責任論の立場から議論が見られるが、結果、宗派の主管者（法的責任者）については、宗教法人令の規定する「主管者」を根拠に、宗政上の三権（宗政権を行う宗政総局、立法権を有する宗会、司法権を行う審判院）の各々の長が、担当することになったのであり、このことについては未定であったことが判かる。なお、「基礎案」と称している点に注目したい。

△ 宗派行政　　内局によってこれを行はれ、その責任は内局がこれを受ける（たとへば宗派役職員の任免の形式は法主の名によりなされるがその責任は内局にある）。

草案条文第三十六条は、「宗政總局は、宗政事務につき、宗會に對して責任を負ふ」とあり、宗務行政責任は、内局が受けるとしている。

△ 立法権　　宗會がこれを行ふ。宗會の召集、解散は「内局」に権限があるとする。しかし、宗會は内局に對する不信任權があり、また、ある數の要求で宗會招集をなさしめ得る。

△執行長、教務所長は公選とする。

右を説明すると—

教務所長会の段階では、旧宗制上の「執行長」という名称が使われ、説明がされていたと考えられる。草案発表時には「總長」となったのである。

総長公選については、草案時、新宗法第三十九条に規定されている。「公選」の文字が使用されてあり、草案では、「總長は僧侶の中から別則（＝總長選舉規程案）の定めるところによって選舉され、門主が、これを任免する」となるのである。宗政の責任を管長から公選の宗務総長に移行し、宗会に完全な立法権を与えるという変革がみられていくこととなる。

△ 宗會は二院制　　宗會（假名）は第一部、第二部とよりなる。第一部は、僧侶のみ（男女僧の別なく）又坊守職（住職夫人）として三年以上經過せる者を有資格者とする。第二部は、門徒會[33]とし、半數は特選で、半數は選舉による。

預算案は第二部會が先議權をもち、教化案は第一部が先議権をもつ。

尚ほ、「常在議員」制も考えられ、宗会休会中のことを処理せしめる。

右について説明すると—

宗会は、二院制（第一部は僧侶のみ（男女の別なし）又は坊守として三年以上経過せる者で構成、第二部は門徒会。内半数は特選、半数は公選による選挙。各々先議権を持つ。宗会の休会中は、常在議員制を考えられていたことがこれによって証明されたが、草案も制定条文も「宗会は、公選された僧侶の議員で組織する」となっており、五月三日の教務所長会に提示した時より後退した形になったといえる。

なお、門徒会については、草案には宗法第七章第七節に門徒会の節を設け、第八十三条から第八十七条に亘って規定されているのである。宗会に門徒の代表が僧侶議員と同一の資格で参加することは、一九五〇（昭和二十五）年になり、宗会史上初めて実現される。同朋教団としての自覚という視点から考えると、戦後の民主化教団の実現を目指すものとの意向から基礎案の中に採り入れられたものと考えられる。

常在議員制については、戦中における宗会開会不可能の体験等より考案されたものと思われる。草案の第六十条、六十一条の常置委員会に規定する制度を、当局は「基礎案」では、考えていたことになる。

33) 門徒会に関する議論は、後章で見ることにする。新宗法の第七章第八十二条から第八十六条に門徒会として規定されることになる。後に宗会において門徒議員として宗会に発言権を有していくのである。

△　司法権　　審判局（以上全て仮名）にある。
△　司法の審判局に就て、監事部（検事局にあたる）と審事部（判事）の二つからなる。その他、内局で立法した「宗制」の可否當否を審判する。
（新憲法七十七條に倣い米國の大審院制をも參考とす）。

右について説明すると—

草案では名称が「審判院」となり、宗門の司法と会計検査を行うと規定される。

ここで括弧の中の「新憲法七十七条を倣い米國の大審院制をも参考とす」の文言に注目したい。この「新憲法七十七条」とは、昭和二十一年四月十七日発表の「憲法改正草案正文」の第七十七条、もしくは、少し前の昭和二十一年三月六日発表の「憲法改正草案要綱」の第七十七条の両方に規定する「違憲立法審査権」のことであろう。

本山当局は、この憲法改正草案要綱と憲法改正草案正文の条文等に敏感に注目していたのであろう。条文起草作成の段階で、国の確たる憲法構想に影響を受けていたことが、ここにおいても証明されることになろう。この段階において、新宗法の条文に「現代立憲主義」が導入されたといえる。草案では、「審判院」となり、宗門法規の審査権を持つことになる[34]。

△　寺院に就いて　　これを三つとする。曰く本山、別院、末寺（別院は普通のそれ以外に教堂と稱する特殊の弾力性のあるものを認める。末寺は末寺と教會の二つだが其の差別待遇を殆どなくする方針。

右について説明すると—

この基礎案では、本山、別院、末寺の三つとなっていたが、草案では、「本宗門の本山は本願寺である」と規定するのみで、別院、本寺の用語は存在していないのである。「本山」「本寺」の用語については、この後の宗制審議会で審議されたことが、第百回臨時宗会記録の質問、答弁の中に記録されている。

△　門徒投票制　　一種の國民投票に模すべきもので暴政者が現れたやうなとき門末が投票して宗會を解散せしめ内局を打倒し得るものである。

草案では、「宗門投票」[35]という用語に変わる。僧侶だけの投票でなく、門徒も入っての宗門という意識が本山当局の中に存在していたものと考えられる。

以上、「基礎案」なるものが、草案に至る前の段階であるが、割合いと宗門全体を考え、民主的志向により起草・作成されているように考えられる。紹介したような考えを本山当局・起案者が持っていかざるを得ない段階になっていたことがわかる。

基礎案が、教務所長会に提示され、意見聴取され、その後何回も宗制審議会等において検討の上、新宗制・新宗法案として作成されていったのであろうが、二院制については、否定されたのである。基礎案の段階では、教務所長に提示されていたにもかかわらず、結局、二院制は採用されなかったのである。

草案に至らぬままに葬り去られたのであるが、教団の民主化に連なる構想が、基礎案の段階では存在していたことだけは確かである。

第五節　公表草案条文の変革要点

「本願寺新報」（昭和二十一年七月二十五日・第一千四十五号）掲載の新宗制・新宗法草案に見られる変革点は、下記のとおりである。（もっとも第百回臨時宗会において冒頭に説明されているが。）

まず、①に、「立案に当って、宗祖（親鸞）の立教開宗の本旨に徹し、同朋教団の性格を最も明確に打ち出すべく」、②に、「特に従事の本山、門主（この時はまだ法主）、寺院、門徒等の組織、財政の根本観念等は、未曾有の一大變革期に當面して

34）高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣、平成十七年）三五頁。マッカーサー草案を基礎に政府草案を作成。日本国憲法は、「アメリカ型の違憲審査制度を導した典型的な現代立憲主義の憲法」であると論述。
新宗法の第六十五条第一項の条文は、右の制度趣旨を踏まえたものであろう。

35）新宗法では、第九十二条と第九十三条の二か条である。別則の宗門投票規程がある。

教團の基本的方向を決すものだけに、滔々たる民主ゝ義、言論自由の奔流の響をきゝつゝ、當事者は日に夜をつぎ黙々苦辛研鑽を続け」、編纂に従事したのである。

③に、教団の根本法体系については、「新しい規則は、宗制、宗法を以て最高の規則とし、これに基づいて法度等の規則を定めることと」した。

④に、新宗制・新宗法・法度等の法体系は、「宗門行政運営を圓滑ならしめん」ことをも目的としている。

⑤に、「宗制」は五章。「宗法」は、百三条である。いずれも、口語体で、平仮名を用いている。

⑥に、別に「別則」として、門主相承規範、宗門投票規程、宗制總局職制、總長選擧規程、勸學寮規程、得度式規程、歸敬式規程、入門式規程の八草案が出来ている。

⑦に、今後の見とおしについて、この草案は、「各々八月二十一日より順次開催の參與會、特別委員會、審議會、勸學寮會議、九月一、二日の宗務顧問會議等の議を經て第百囘臨時宗會に上程される筈である。」と朝倉執行長は、説明しているのである。

続いて、「花田法制部長談」とする「宗制の改正について」の記事に、その要点が掲載されてある。その草案の改正点を比較・概説している。概要は次のとおりである。

① 現行宗制（旧宗制）は、羅列的・統括的であるのに対し、新宗制・新宗法草案は、基本的条項についての組織的構成を企画したものである。

② 現行宗制中[36]の教義に関する部分を「宗制」として別に出し、宗門運営に関する基本條項を「宗法」として規定し、宗法を運用する上で特に必要と認めるものを「別則」とした。

③ 冒頭の「(淨土) 眞宗といふカッコは種々事情があって、いま直ちに淨土眞宗と稱せられないが、このカッコは取って除きたいと考へてゐる」と説明している。明治以降の真宗教団史上、この新宗制・新宗法草案において始めて「淨土眞宗」の文字を用いたのである。戦後、本願寺派教団のみが、新宗制・新宗法という教団の根本規範上において、最初に規定したのである。

淨土真宗立教開宗の根本聖典『顯淨土眞實教行證文類（全六巻)』をはじめ、一派の教義・歴史・伝統・沿革を根拠とし、戦後いち早く、教団の性格を宗教法人令第二条に基づき宗教法人としての主体性を表明し、公称したことに、本願寺派教団としての意義が存在する。

つづいて「各説」と題して、特に新宗法草案について、以下の変革要点を揚げている

（1）現行宗制の「法主」を新宗制・新宗法では、「門主」と称する（第六条)。（2）門主は「門主相承規範」に基づき継職（第七条）し、宗意安心に関する正否を裁断する（第八条)。（3）門主は、機関の申達によって宗務を行う（九条)。拒否権、干渉権は有しない（第九条第三項)。

（4）寺院、教會等の区別を廃し、寺格制度[37]を廃する（第十五条)。

（5）「坊守職」の新設。(第二十二条、第二十三条)。

（6）僧侶の中で男女の差別を設けない。（7）「門徒」について概念規定（第二十四条)。（8）門徒の構成単位を個人とし、「宗徒」とし、「入門式」を規定（第二十五条）（従来、檀家として家を単位にしている)。

（9）「宗務」を「宗政」、「立法」、「司法」の三つに分け各々独立機関とす（第三十一条)。(10) 宗政は、宗政總局（總長・參務)、立法は、宗會（特選議員廃止)、司法は、審判院（特別、普通、會計検査）で行う。

(11) 現行宗制（旧宗制）における「執行長」を、「總長」とする。總長は、總局を代表し、宗政各部を指揮監督する（第三十八条)。

(12) 總長は、總長選挙規程に基づき選挙されたものを、門主が任免する（第三十九条、總長選挙規程)。(13) 總長不信任決議と解散権（第四十条)。(14) 地方における宗政を、円滑に運営するため、地方組織を「教區」とし、「教區長」、「教區會」を置き、地方の独自性を認めた（第四十八条から第

36) 現行宗制＝旧宗制＝真宗本願寺派宗制のことをいう。

37) 寺院の階層序列制度。

五十一条)。(15)「宗會」については、第七章第四節の第五十二条から第六十二条で規定。(16) 宗門の立法は、宗會がこれを行う（第五十二条)。(17) 宗會は、公選された僧侶議員で組織。任期は三年(第五十三条)。(18) 宗會は宗制、宗法、別則、及び本願寺寺法の改正案、宗政總局から提出の予算案、門末から提出の建白の採否の議決、決算報告の審査を行う（第五十八条)。(19) 宗會の閉会中、常置委員會の新設（第五十九条)。(20)「審判院」について、第五節で規定。(21) 審判院の宗門の司法と會計検査を行う（第六十三条)。(22) 審判院は、特別部、普通部、會計検査部で構成（第六十四条)。(23)「財政」については、第六節の第七十五条から第八十二条まで、豫算不成立の場合、臨時豫算を作成する（第八十一条)。(24)「門徒會」の新設について、第七節（第八十三条から第八十七条）で規定。あくまで宗政機関の「諮問機関」として、四事柄を審議する（第八十六条)。「賞罰」について、第八章の第八十八条から第九十二条で規定。寺院、または、団体の有する待遇と所属する個人の待遇を、直接的には無関係とした。(25)「個人に對する褒賞又は榮譽」は、当人一代に限る(第九十条、第九十一条)。
(26)「宗門投票」の新設は、第九章の第九十三条、第九十四条で規定。宗制、宗法、別則の改正によって、宗門の組織に重大な変革を行うとき、または、宗門の安危に関する重大な事柄が起きたとき、門主または門末の発意に基づき宗規の定める規定によって行はれる（第九十二条)。

なお、宗門投票は、宗門の意思を決定する最終的方法であり、結果は、宗門の總意として何人もこれに従はなければならない（第九十三条)。
(27) 新宗制、新宗法、別則の改正は、宗門投票にかけることができる。
(28) 新宗制・新宗法は発付の日から六か月後の昭和二十二年四月一日から施行。

第六節　草案公表以降、宗会上程までの内局の対応

未定稿とされながらも新宗制・新宗法の草案は、七月二十五日付「本願寺新報」により、本願寺派宗門内には、周知・徹底が画られた。その後、八月六日午後、本山＝本願寺の飛雲閣で新聞記者達と会見し、公表されたのである。

ところで、昭和二十一年の六月・七月、八月には、政府、国会でも新しい憲法（＝日本国憲法）制定を目指しての最終調整段階に達した時期であり、本願寺派教団だけでなく、他教団も憲法制定状況を見据えながら、草案を完全な内容・形にして行く作業が行われてていったものと推測できる。また、本願寺派教団の場合、草案のその骨格が固まり公表されたとは言え、八月二十一日より順次開催された参與会、宗制審議会、勸學寮、九月一日の宗務顧問所等への説明が行われている。それらの会議を経て、第百回臨時宗会に草案が議案として上程されたである。

それらの関係を、昭和二十一年六月中旬から、第百回臨時宗会直後に至るまでの期間、本願寺派教団と当時の政府の並行した姿を、「本願寺新報」、「中外日報」等を史料として、検証してみることとする。

六月二十日　第九十帝国議会＝特別国会（憲法議会）開催。憲法改正案提出。

六月二十二日　宗教関係代議士協議会を開催。(宗会議員で、衆議院議員に初当選した花月純誠も参加）宗教連盟、文部省宗務担当者も出席。憲法改正案の宗教関係条項についてＧＨＱ、政府に陳情。

七月十七日　衆議院の憲法委員会で、第十八条について佐藤義詮、田中文部大臣と議論。

七月二十三日　眞宗本願寺派・本願寺で開催の眞宗協会(眞宗十派で結成)の席上で、「淨土眞宗」の宗名公称について話し合うが、その決定は持ち越しとなる。

七月二十五日　本願寺派教団は、「本願寺新報」[38]に新宗制、新宗法草案（未定稿）を掲載、解説。宗派内の周知徹底を画る。

七月三十日　真宗大谷派宗制調査会終る。

八月六日　本願寺派教団は、飛雲閣において新宗制・新宗法草案を宗門外に公表。

八月十四日　真宗大谷派、九月十日からの臨時宗会にて新宗憲に上程を決める（九月二日、三日草案決定、全文十四章百八條)。

38) 当時の「本願寺新報」は、宗門内の周知をはかるための機関紙であった。

八日十五日　宗教的情操教育「函養に関する決議」が衆議院本会議に上程、多数をもって可決。

八月十七日　部長研修会を開催。(法主制、社会主義、民主主義等を検討)。

八月十八日　花田信之法制部長、八藤会に草案の立法精神について説明。

八月二十一日・二十二日　本願寺派参與会で草案を審議。

八月二十三日　宗制審議会の特別委員会開催。

八月二十五日　八藤会、朝倉内局と会見。三項目からの根本的問題を質問、「当局は本山に忠ならず」と表明。

八月二十五から三十一日まで　全宗会議員による宗制審議会を開催。

八月三十一日　「中外日報」は、「宗政的にも法律的にも難航の西本の宗制審議」との記事を掲載。

九月一日・二日　宗政顧問所、新宗制・新宗法等の草案を審議。

九月三日・四日・五日　第百回臨時宗会開催。新宗制・新宗法、七規程案を上程可決。「門主相承規範」は、宗会に上程せず。他に財務議案・道義昂揚決案可決。

九月十一日　新宗制・宗法認許、発布。

九月十二日　朝倉内局辞職、藤音得忍執行長に就任。

九月二十四日　眞宗大谷派宗憲発布。
衆議院、憲法改正案を修正可決。

十月十六日　吉田首相と両本願寺懇談(京都)。

十月二十日から二十四日まで　第百一回臨時宗会開催。

十月二十五から二十六日まで　全国教務所長会議を招集。

十一月三日　日本国憲法公布。

第七節　草案条文と制定条文の比較

新宗制・新宗法の草案条文と、制定された条文の差異を比較すると……。

まず、昭和二十一年七月二十五日、本山の機関紙「本願寺新報」にて新宗制・新宗法を宗派全体に周知するべく記載された草案(未定稿)条文と、制定された宗法の条文を比較しておきたい。ただ、ここにおいては、第百回臨時宗会審議の議題にのぼり、戦後の新宗制・宗法の性格を知る上で、特に、重要となる条文のみにとどめることにする。

① 宗派名については、制定された新宗制・新宗法では、「浄土眞宗本願寺派」に決定している。草案の公表時には、(浄土)眞宗本願寺派であった。本願寺新報には、「なお、見出しの(浄土)眞宗といふカッコは、種々事情があって浄土眞宗と称せられないが、このカッコは取って除けたいと考えている」との記事が見られ、この時点では、本山・内局の腹は未だ確定していなかったものと考えられる。もっとも、第百回臨時宗会開会時における管長の開会式教辞、執行長の提案説明には、カッコを除き、「浄土眞宗本願寺派宗制案」、「浄土眞宗本願寺派宗法案」と史料上から、読み取れるから、宗会の上程時には、カッコを削除し修正されて、宗会に提出されたものと考えられる。

② まず、新宗法の第一章のタイトルは、草案条文、制定条文ともに「總則」である。

第一条は、草案条文では、浄土の二文字をカッコで囲んでいたが宗会上程時には、「本宗門は、浄土眞宗本願寺派といふ。」と、親鸞教義に基づく教団としての特色を打ち出すべく、宗派名においても、ここにおいて「浄土眞宗本願寺派」と全面的に表明したものと解釈される。言い変えれば、その時の宗教法制(宗教法人令は、昭和二十一年十二月二十八日公布・施行)、そして、日本国憲法の条文も国の関係政庁からの情報として知り得ていたし、帝国議会においては時間的にも成立の方向上にあり、政府の動向には、注目していたのであり、宗名を明確にしたものと考えられる。

「總則」は、新しい宗教的法人格の主体性を、明示・公表したものと考えられる。この時点では、民主主義を指向する宗教教団としての法的人格権や宗法の最高規範性を、改めて法的自認し、公表したものと考えられる。

ところで、この宗会開会時における日本の宗教法制は、昭和二十年十二月二十八日公布・施行の宗教法人令である。この時以来、ＧＨＱ指示のもと、政府では、日本国憲法改正の方向に動いていった時期でもあったといえる。

③　新宗法第二章の本山について

草案条文第五条では「本山は、本宗門弘教の根本施設であるから、宗門全員が、これを共有する。

それ故に、宗門全員によって永久に護持されなければならない。」と規定されていたが、宗会で議論の結果、「本山は、本宗門弘教の根本施設であり、全寺院の本寺である。門末の全員は、これを總有し、永久に護持しなければならない。」と修正されている。

④　新宗法第七条の門主の地位に関する規定は、下記の通りである。

新宗法の草案条文では

「本宗門を統率するものを、門主とする。」と規定していたが、制定条文では「本宗門を統一するものを、門主とする。」と改められた。「統率」から「統一」に変更されている。

「門主は、別則で定める門主相承規範によって継承される」であったが、制定条文では、「門主は、宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る。」と修正された。

同じく第九条は、門主と宗務に関する規定である。

草案条文では、第一項が、「門主は、特に定められた宗務機関の申達によって宗務を行ひ、その申達を拒み又は干渉することはない。」であり、

第二項は、「前項の宗務については、當該の宗務機関がその責任を負ふ。」であったが制定条文では、

第一項に、「門主は、特に定められた宗務機関の申達によって宗務を行ふ。」とし、

第二項で、「前項の宗務については、當該の宗務機関が、その責任を負ふ。」とし、

第三項では、「門主は、第一項の申達を拒み、又は干渉することはない。」と修正されている。

草案第一項中の後段「その申達を拒み又は干渉することはない」を、制定条文では、第三項に明示し、付加した形となっている。これは、門主権限を、より明確に表現したものと考えられる。

以下、重要と思われる草案条文と制定条文との差異を比較する。

⑤　第十六条（住職）は草案条文では、「寺院の主管者を住職とする」であったが、制定条文では、「住職は、寺院を管理する」に修正。

⑥　第二十四条（門徒）は、草案条文では、「門徒とは、本宗の教義を信じて、寺院に属し、宗門並びに寺院の護持に努めるものをいふ」であったが、制定条文では、第二項として「門徒は進んで歸敬式及び入門式を受けなければならない。」が付加されている。

この第二項も、宗法第一委員会に、「附託審議」となり、「委員会（長）報告」、「質疑應答」の後、「委員長報告」のとおり、「議決」されたのである。

⑦　第二十五条（入門式）は、草案条文では「門徒で入門式を受けたものを宗徒といふ。」、「宗徒は、進んで宗門の発展に努力し、僧侶を扶けて教化の任を分担しなければならない」であったが、制定条文では、第二十五条を、「門徒で入門式を受けたものは、これを名簿に登録する。」に修正。

第二項に「前項の門徒は、進んで宗門、発展に努力し、僧侶を扶けて教化の任をつくさなければならない。」と、同委員会で修正。

第二項は、門徒の宗門の自覚意識の向上により、宗門の発展を期する目的で修正されている。

⑧　第七章の宗務―第一節総則について、草条文案は、「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き、宗政事務と立法事務と司法事務とに分け、各々獨立した機關で行ふ。」であったが、制定条文では、「宗務は、宗意安心に関する事柄を除き、宗政と立法と司法に分け、各々獨立した機關で行ふ。」となっている。委員会報告の中に「三十一条ニ付キマシテモ色々論議ガアリマシタガ、先刻第一ノ方デモ話ガ出マシタノデ之ヲ略シマスガ、委員會ハ此ノ原案ヲ認メマシタ」とあるから、草案から上程案までの過程ですでに、各々「事務」の二文字を削除したものと考えられる。

「三十二条モ色々字句ニ付キマシテノ意見ガ出テマシタガ、結局原案ヲ認メルコトニ致シマシタ」と委員会報告にあり、草案どおり上程され、制定条文も、結局、草案どおり可決となったのである。

⑨　第二節の宗政総局の条文であるが、草案条文では、「宗政總局は、宗政事務を行ふため宗政廳を設ける。宗政廳は、これを本山に置く。」であったが、これを上程議案とせず、草案条文の第三十五条全文を削除した。

⑩　そのため、第三十六条が第三十五条に繰り上がり、上程議案としている。そのため以下の条文について順次、全文を一条づつ繰り上げて、議案とし上程していることが判明できるのである。よって、制定条文三十五条については、草案条文第三十六条が、制定文第三十五条に繰り上がったことになるのである。結局、草案条文の三十六条は、「宗政總局は、別則の定めるところによって、總長と参務とを以て組織する。」であったが、制定条文（三十五条）では、「宗政總局は、宗規の定めるところによって、總長と總務とを以て組織する。」と修正されたのである。

もっとも、宗法第二委員会報告では、「…總長ト執行ト云フト、ドウモ変テコデナイカ、木ニ竹ヲツイダヤウニ聞エルカラ、是ハ執行ト云フ言葉ヲ總務ト云フコトニ改メルト云フコトニナリマシタ。」と報告されているのである。この報告内容からは、草案では「参務」であったが、その後、委員会では検討され、結局「總務」と改めたものと考えられる。

⑪　草案条文第四十六条は、制定条文第四十五条（宗政總局の一般宗政外の事柄）に変わったのであるが、その第九号「宗門外部との交渉協約等ヲ…」を、制定条文の九号では、「宗門」の二文字を削除し、「外部との交渉協約…」としている。

⑫　草案条文第五十条（教区、教区長に関する規定）は、一条繰り上がり、制定条文では第四十九条になり、「法度及び達令」を「宗則及び宗達」に修正されている。

⑬　第四節宗会であるが、草案条文五十三条は、制定条文五十二条になっている。

文中の「…組織される」を「組織する」に、「但し、宗會開会中に任期が終る場合は、閉會に至るまで在任する。」を、「但し、宗會開会中は、任期が終っても、閉會まで在任する。」に修正。

⑭　草案条文第五十七条（宗会解散）については、草案条文の「…改正案、その他の議案並びに門末から…」を、制定条文では、「改正案、宗制案、予算案及びその他の議案並びに門末から…」にと、「宗制案、予算案及び」を挿入したのである。

⑮　第五節　審判部では、草案条文六十四条の「審判院は、特別部と普通部と會計検査部とで構成され、審判院長がこれを統率する」を、制定条文第六十三条では「審判院は、特別部と普通部と會計検査部とで構成し、〈以下略〉と修正。そして、同条、草案第一号第一項の「一、法度、達令、その他の規則及び宗政に処分が、宗制、宗法及び別則に適合するか否かの審決」を、制定条文六十五条では「一、宗則、達令、その他の規則及び宗政に処分が、宗制、宗法及び別則に適合するか否かの審決」に修正している。

⑯　第六節　財政については、

草案条文第八十一条（臨時豫算）については、制定条文第八十条の第三項で「臨時豫算に基く支出は、次の宗會で、審査を受けなければならない」を追加している。

⑰　第十章の補則については、

草案条文第九十五条但書に「且つ、勸學寮の同意を得なければならない」と但書としてあったが、制定条文第九十四条では、「宗制の一部又は全部の改正は予め勸學寮の同意を得て、宗會議員の五分の四以上の出席した宗會に於て、出席議員の五分の四以上の多数を以てこれを議決しなければならない。」と修正している。ここでは、勸學寮の同意を得て、その宗制の改訂に必要要件としたことに意義がある。なお、第九十五条に「宗法及び宗規の改正は、前條と同様の方法で行なはれるが、勸學寮の同意は、これを必要としない」と規定している。このことは、新宗制は教義に関する条文であり、新宗法は、宗門運用に関する基本条項との認識があるものと考えられる。

⑱　なお、第十章補則の草案条文第九十七条で「前二條による宗制、宗法及び別則の改正は…」が、制定条文第九十六条では、「前二條による宗制、宗法及び門主規承規範の改正は…」となっている。

また、草案条文の「…宗門選挙が行われない限りは宗務總局は…」が、制定条文では、「宗門投票を行ふ、決定がなされない限り、宗務總局は…」に修正されている。

草案条文第九十八条は、制定条文にはなく、全条文削除された。

草案は、まず最初に、昭和二十一年七月二十五日付の「本願寺新報」により宗門内に周知された。同新報には、「(淨土) 眞宗本願寺派宗制案〈未定稿〉」および、「淨土眞宗本願寺派宗法案〈未定稿〉」の全条文を掲載している。みだしは、「宗祖立教の本旨に則り、新宗制・宗法の草案成る。同朋教團の性格を明確に規定」である。次に、草案の作成過程とその骨格、さらに、宗会までの審議予定について説明している。そこに見られる骨子と、その性格について点検することとする。

草案に至るまでの起草過程については、すでに少し触れたところである。

新宗制・宗法草案に至る宗派内における対応は、以外と早かったと考えてよかろう。

対応はすでに、昭和二十年三月二十八日、第二次朝倉暁端内局の時から始まっている。　第一号議案の「淨土眞宗本願寺派宗制案」は、原案可決されたのである。

第二号議案の「淨土眞宗本願寺派宗法案」は、修正可決され、同時に「別則」として提出の第三号議案「宗門投票規定案」は修正可決。第四号の「宗制總局職制案」は修正可決、第五号の「總長選擧規程案」は原案可決、第六号の「勸學寮規程案」は修正可決、第七号の「得度式規程案」は原案可決、第八号の「歸敬式規程案」は修正可決、第九号の「入門式規程案」は修正可決、成立されている。

そして、いずれも、翌年の昭和二十二年四月一日施行されているのである。

草案に至るまで宗制審議会（特別委員会含む）での具体的な審議過程についての直接史料は未発見の現状であり、起草各委員会、宗制審議会の史料も未見であるため、そこでどのように議論され、決着を見て起草・草案とされたかは、詳からではない。後日を待ちたい。

草案公表から後の提出議案条文完成まで、短期間であるが、その間においても修正され、上程議案提出されたことに間違いはない。草案（未定稿）と可決・議決条文とを比較し、第百会臨時宗会においての議論内容の中からそれを検証していくことが可能である。その過程（草案＝議案→議決）の中で、その差異、条文変更、加・削除があり、その検証は可能である。

ところで、新宗法案についても新宗制と同様、立教開宗と、日本国憲法等の制定と関連・連動の下に起草、草案が作成されたものと見るのが自然であろう。

その作業は、明治の本願寺寺法草案と集会規則草案が立教開宗の趣旨を骨格として作成されたと考えられる。明治十九年には、宗制寺法として十章で構成されたのである。章立て構成は、第一章—本山（第一条、第二条）第二章—法主（第三条から第十条)、第三章—執行（第十一条から第十五条)、第四条—集会（第十六条から第二十条）第五章—法度（第二十一条から第二十三条)、第六章—用度（第二十四条、第二十五条)、第七章—末寺（第二十六条から第二十九条）まで、全二十九条の条文と補則（法主の教示、寺法、補則の更改廃）を具備した構成である。これらの構成は、新宗制・新宗法の起草に根本的な影響を及ぼしたものと考えられ、その諸関連性が見られる。

そこで、新宗制・新宗法の根幹として共通点に存在するのは、教義上の問題であり、教義を展開する世俗法としての宗法との相関関連性、わけても法主、執行、集会など宗政上の教団における中央組織等歴史的展開の重要な問題である。さらにそれは、宗制と宗法という二元化形態の問題でもあるといえる。

周知された条文全部を掲載するのは不可能であるから、宗務三権を中心に補足・加筆し注釈を加えながら、紹介してみよう。

まず、一九四六（昭和二十一）年七月二十五日付の「本願寺新報」に「宗祖立教の本旨に則り、—新宗制・宗法の草案成る—同朋教国の性格を明確に規定」と見出しをつけ、概要を載せていることに注目したいのである。その記事の中でも、十

二月二十八日、宗教団体法廃止により本山に於いても、御同朋御同行の本来の性格を、さらに明確に規定する必要に迫られたと記している。昭和二十年十二月二十八日付で宗教団体法が廃止、即日宗教法人法が施行されことを裏づけているのである。次いで、翌年昭和二十一年一月二十三日には、本山に「宗制制定事務所」を開設して以降、四月に入り「法制部を独立」して、「鋭意これが草案作成に力をそそぎ」、「宗制審議会、同会の特別委員会等の審議を経る一方、教務所長合同、有力者、宗務員、法制の権威等、あらゆる界層あらゆる機会を捉へ、その意見を徴し、輿論を聴きつつ専心立案していったが、この程全部の草案を脱稿、六月末、宗制審議会特別委員会に上程、各委員より各条」について、「慎重に審議の結果着手、半歳やうやく草案として形を整へた」との記事から、約六か月にしてこの草案を作成したことを記している。

昭和二十年一月二十三日に法制部を独立し、「宗制制定事務所」開設のための職制を公示し、二月一日事務所を開設。この内容は、所長、監事録事の外、一派の内外より宗学及び、法制に堪能な人材を起草委員として任命、委嘱したとしている。「委員の詮考は、既に了して二月早々から會議を続行する。」と記している。かようなことから、二月・三月・四月・五月・六月の時期における内局の対応は、素早かったといえる。

特に、昭和二十年四月以降の、草案作成・調整の大結の段階から見てみよう。

四月二十三日の中外日報には、「宗制制定に関しては、先般来、光照法主、光明氏を始め内局、法制部を中心に屡々会合熟議し大綱を得た」とし、「法制部で條文化し、近く宗制審議会特別委員会にかけ、最後に宗会議員を総委員として練り」、「臨時宗会で決定するのは六月頃だろうと見込まれるに至った」と、「西新宗制案大綱審議結了」という見出しをつけた記事を載せている。

五月に入ると、「西本願寺新宗制の根本方針を決定したのでこれが具体的な討議を加へるため、内局、宗会議員（全部）、宗教関係、特殊研究者、宗務出張所長、教務所長の各界代表七十名をもって宗制審議会を組織任命し、この内十五名を、宗制審議会特別委員会委員に特任して、第一回委員会を、十七日から十九日まで開催」している。

六月三日、朝倉執行長は、「本願寺新報」の紙上に「一千萬同信に要望す」題して、「今こそ愈々念佛行者の本願を発揮して、危機に打ち克ち飽しまで佛心日本の顕現を要期して、以て人類文化の進運に寄せらるる様」と全国の門信徒に呼びかけている。

なお、時あたかも六月二十日には、第九十回帝国議会＝特別国会（憲法議会）が開催されている。「中外日報」の六月二十二日号によれば「宗教連盟では、宗教関係代議士（花月純誠も含め全十一名）を招き、今議会における宗教関係を中心に、文部省福田宗務課長等の出席を求めて懇談会を開催」したことを報道している。また、「憲法草案の宗教関係條項の修正解明」の見出しのもと「改正憲法草案は開会中の議会に提出されているが、この中、宗教関係の修項には、税金の減免、国有境内の喪失・保管林の処分等の問題があり、すこぶる重大なるものがあるので、仏教、神道、神社本庁等各代表は、連合軍指令部並びに政府に陳情すると共に、積極的活動を展開する」との記事も載せている。

第三章　第百回臨時宗会と議案審議・議論

第一節　第一日・九月三日の宗会（開会式、日程、法規議案、挨拶、提案説明）

(一) 開会式・教辞

第百回臨時宗会は、昭和二十一年九月三日、午前十時、法主臨席の下に、まず、「開會式」から始まる。開会式は、本願寺の鴻之間にて行われた。

この時の法主の「教辞」は「第百回臨時宗議會議事録」（以下「議事録」という。）によれば、下記のとおりである。なお、この法主教辞は、「九月三日午前十時鴻之間ニ於テ猊下御臨場ノ下ニ擧行巻頭ノ御教辭アラセラル」とあるから、法主が開会式に臨んで行なわれたのである。

教辞は、次のとおりである。

「本日茲に、第百回臨時宗會を開き、淨土眞宗本願寺派宗制案、同宗法案及び宗規案をその議に付し、且つ、執行長をして特に緊急な

議案を提出させます。

今や我國曠古の革新期に際會し、我宗門も亦、全員の總意に基き、眞に公正にして明朗な宗務の運營を圖り、益々同朋教團の眞髄を發揚して、和光國土の顯現を期すべき秋であります。

各員深く此の新時代を洞察して、愼重審議、心をあはせて、協贊の任をつくし、門末の委託に副ふことを要望します。

昭和二十一年九月三日

教辞には、臨時宗会に臨んで、法主が執行長を通じてこの議案の提案手続が示されている。法主の教辞は、変革期、新時代に対する法主自らの教団統率者としての意気込み、宗会の責務・期待を感じさせる内容である。浄土真宗本願寺派宗制、同宗法案、宗規について、「執行長をして特に緊急な議案を提出させます」としている。これは、旧宗制第二百九十八条に基づき執行長より議案が提出されているからなのである。「臨時宗会ニ於ケル議案ハ執行長ヨリ提出シタルモノニ限ル」との規定に基づき、この時の議案提出権は、執行長のみに存在したのである。

本会議は、九月三日、午前十一時三十三分「振鈴」により開議された。出席議員六十名（宗会議員六十九名中）、執行長以下出席宗務員は、二十二名である。議長挨拶の後、御内佛開扉、讃佛偈勤行のあと、恒例どおり、内局からの報告から始まっている。

(二) 開会式・教辞

ここで、便宜上、先に、九月三日から九月五日までの三日間に亘る議事日程の概要を、「議事録」に基づき紹介しておくと――

第一日―九月三日―

一、法主の教示朗読（第九号）

二、朝倉執行長挨拶

議案提案理由説明――議案第一号から第九号まで

三　議員質問

四　執行長・執行の答弁

第二日―九月四日―

一、藤井執行―宗派歳計予算更改、追加予算提案説明

二、議員質問

三、前日に引続き新宗制・新宗法議案につき議員質問

四、執行長・執行答弁

五　議案を各委員会附託審議とし、その後、質問することに決議。①宗制委員会は十一名、②宗法第一委員会は十一名（宗法案第七章を除く章――一章総則、二章本山、三章門主、四章寺院、五章僧侶、坊守職及び門徒、六章事業、八章賞罰、九章宗門投票、十章補則、附則について審議）十一名、③宗法第二委員会は十一名（宗法第七章宗務―第一節総則、第二節宗政総局、第三節地方組織、第四節宗会、第五節審判院、第六節財政、門徒会、三十一条～八十八条までについて審議）、④追加予算委員会は七名で構成されている。

第三日―九月五日

一、各会委員長報告

・宗制委員会委員長（羽渓了諦）より報告

イ、質問・答弁

ロ、議長裁決

・二、宗法第一委員会委員長（條　周存）より報告

イ、質問・答弁

ロ、議長裁決

・宗法第二委員会委員長（西住憲正）報告

イ、質問・答弁

ロ、補足説明

ハ、議長裁決

・予算委員会委員長（前原至剛）報告

イ、質問ナシ

ロ、議長裁決

二、決議案―道義昂揚運動決議―を決議。

三、執行長閉会挨拶

四、閉会式―鴻之間

三日間に亘る宗会進行は、右のとおりであった。

なお、当宗会における質問と答弁について全部検証・考察できない。この小稿においては、本願寺派教団の組織・機構と法構造、制定等について重要な内容の審議・議論のみに限定している。

質問には、「一般質問」と「各委員会報告後の一般質問」が見られる。質問者は宗会議員であり、答弁者は、朝倉執行長、石原・藤井・増山執行の内局と、花田法制部長である。

(三) 法規議案

次にこの第百回臨時宗会に付議された法規議案は、「第百回臨時宗會議事録」によれば、左記のとおりである。(この内、新宗制案は、原案可決。新宗法案は、修正可決されたのである。)

教示第九號

新時代に即應して、益々宗祖立教の本旨を宣揚し、以て同朋教團の眞髄を發揮するために、眞宗本願寺派宗制第七百九十七條第一項の規程に依って、同宗制を變更し、新たに淨土眞宗本願寺派宗制、同宗法及び宗規を制定するため、ここに左の案件を、宗会に付議する。

一、淨土眞宗本願寺派宗制案
一、淨土眞宗本願寺派宗法案
一、宗門投票規程案
一、宗政總局職制案
一、總長選挙規程案
一、勸學寮規程案
一、得度式規程案
一、歸敬式規程式案
一、入門式規程案

昭和二十一年九月三日

管長 大谷光照
執行長 朝倉曉瑞
執行 藤井玄瀛
執行 石原堅正
執行 增山顯珠

(四) 宗会構成—特選・公選議員

ところで、第百回臨時宗会の宗会議員の構成は、旧宗制第百七十三条に基づき、「宗會ハ特選議員及公選議員ヲ以テ」組織されている。全体の議員数は、六十九名である。認可当初時の宗制の第百七十四条によれば、「議員ノ總數ハ四十五名以上六十八名以内トス」とあったが、第百回臨時宗会時には、六十九名になっている。昭和十九年四月三日の宗制変更に基づき一名の定員増によるものである。

六十九名の議員の内、特選議員については、第百七十五条の「特選議員ハ管長之ヲ任命ス。特選議員ノ数ハ十五名以内トス」に基づいているものであり、この時の特選議員十五名は、昭和十九年十月二十八日付で、法主より任命されたのであった。

特選議員の起源は、明治十三年の集会規則草案にまでさかのぼることができる。その第四条には、「會衆ノ總数ハ三十名以上五十名以下ト定ム。其半数ハ法主之ヲ特選シ其半数ハ派内僧侶ノ總代トシテ各地方ヨリ投票選挙セシム」、第五条には、「特選ノ會衆ハ任期ナシ且法臈十ケ年以上ノ僧侶ニ限ル」としている。

さらに、明治十九年発布の「眞宗本願寺派宗制寺法」の第四章集会の第十九条にも、「集會ノ會衆ハ法主ノ特選ト、末寺ノ公選トノ二類トス」としている。

かように、明治の集会規則、寺法制定時から、特選会衆と総代会衆という二分類の僧侶達によって集会[39]が、構成されていたことになる。

第百回臨時宗会時においては、特選会衆が特選議員に、総代会衆が公選議員と表現されているだけで、宗会における組織・構成上に質的変化に、大差はないのである。

一方、公選議員については、旧宗制第百七十六条に「公選議員ハ各選擧區ニ於テ四年毎ニ之ヲ選擧ス」と四年毎行われる総選挙により各選挙区(=教区)より選出されるとし、同第百七十七条で

39) 「旧宗制」の認可(昭和十六年三月三十一日)以降は、「宗会」となった。
「集会規則」—明治十三年七月成立の全条文は、『本願寺宗会百年史〈史料編〉上』三頁から五頁に収録。
なお、『本願寺史〈第三巻〉』二〇四頁から二〇九頁にも全条文収録。
同集会草案の条文については、『本願寺宗会百年史〈史料編〉中』二〇頁から二二頁に収録。
本願寺の議会制度については、『真宗史の研究』(福間光超、一九九九年)三〇九頁から三九〇頁参照。
『本願寺史〈第三巻〉』一八四頁以下。

○議席番号

一番　條　周存	二番　土原　行園	三番　水原　慈辨㊨	四番　遠山　正導
五番　田坂　哲朗	六番　岡部　宗城	七番　柴田　政文	八番　藤枝　昭春
九番　松浦　良俊	十番　本多　周憲	十一番　菅原　賢仁	十二番　大原　性實㊨
十三番　内藤　嶺外	十四番　藤井　鐵城	十五番　藤谷　憲成	十六番　菊地　諦了
十七番　八尋　慈薫	十八番　大久保義雄	十九番　板敷　晃純㊨	二十番　前原　至剛
二十一番　石田　慶封㊨	二十二番　武田　瑞忍㊨	二十三番　小林　唯乘	二十四番　田丸　道忍
二十五番　西住　憲正	二十六番　重松　祐哲㊨	二十七番　藤井　玄瀛㊨	二十八番　羽渓　了諦㊨
二十九番　九折　仁壽	三十番　木村　教雄	三十一番　鷲尾　清巳㊨	三十二番　田坂　利行
三十三番　國香　正雄	三十四番　山本　靈俊	三十五番　西原　眞利	三十六番　本間　晃成
三十七番　竹中　了眞	三十八番　佐々木鏡順	三十九番　織田　教領	四十番　和田　實雄
四十一番　朝倉　曉瑞	四十二番　千葉　康之㊨	四十三番　石原　堅正㊨	四十四番　小笠原彰眞
四十五番　南部　法電	四十六番　川野　義諦	四十七番　能令　實圓	四十八番　武田　達誓
四十九番　片山　正乘	五十番　菅原　覺也	五十一番　楠　善孝	五十二番　豊岡　至道
五十三番　三谷　教令	五十四番　佐々木正熙㊨	五十五番　渡邊　顯正	五十六番　松倉　誓雄
五十七番　出雲　重信㊨	五十八番　禰津　宗雄	五十九番　宇治田貞亮	六十番　井上　順濟
六十一番　兼安　英哲㊨	六十二番　大原　義峰	六十三番　阿部　慶昭	六十四番　藤音　得忍
六十五番　中神　文雄	六十六番　南篠　了因	六十七番　土岐　慶静	六十八番　花月　純誠
六十九番　河野　普現㊨			

一番　宗法第一委員会　委員長
二十番　予算委員会　委員長
二十五番　宗法第二委員会　委員長
二十七番　執行
二十八番　宗制委員会　委員長
三十一番　副議長
四十一番　執行長　番外一番
四十二番　議長
四十三番　執行
※㊨は、特選議員、他は公選議員である。

は、「議員ノ任期ハ總選擧ノ初回ノ宗會開會ノ當日ヨリ次期總選擧後ノ初回ノ宗會開會ノ前日迄トス」とあり、特選議員との任期を比較すると、その任期において大差が見られるのである。

なお、公選議員の選挙権及び被選挙権については、旧宗制第百七十八条に条文がある。選挙権を有する者は、僧侶のみであって「男子タル教師ニシテ年齢二十年以上ノモノハ選擧権ヲ有ス」としている。選挙される僧侶は、「男子タル教師ニシテ年齢二十五年以上ノモノハ被選擧権ヲ有ス」と、被選挙者と選挙権者との間五年の年令差があった。ここで、「男子タル教師」という一定の資格枠を設けていることに注目したい。

公選議員は、全国十八選挙区（＝教区）から、各区の定員枠により選出されている。第一選挙区の北海道は定員二名であり、最多定員六名は、第九選挙区の大阪・和歌山など種々である。選区と公選議員定数との関係は、近世、近代を通じて現代に至る本山＝本願寺への崇敬の厚薄、功績の割合等によるものであろう。

議席番号は、明治十三年の寺法編製会議時においては、教導職の順によったものと言われて来た。第百回臨時宗会時の公選議員は、昭和十九年十月二十二日の宗会議選挙実施により第九十八回臨時宗会（開会、昭和二十年十一月十二日、閉会・同年十一月十三日）時からの引続き同じ議員である。審議内容面から考察する上でも興味を持つのである。第九十八回から第百一回（開会、昭和二十一年十月二十日・閉会、同年十月二十四日）まで一名を除き、同じメンバーであることも注目されてよいところである。

第百回臨時宗会がどのような人物によって組織・構成され、どのような発言・議論・審議されたのかを知る上で、重要と考えられるので、次に議席番号・宗会議員氏名等を表示しておきたい。

この第百回臨時宗会は、特選議員十五名と公選議員五十四名、計六十九名で構成されている。そ

して、「内局」は、宗務役員たる「執行長」一名と「執行」三名によって組織されている。（第六十七条には「内局ハ左ノ宗務役員ヲ以テ之ヲ組織ス、執行長一名、執行若干名」）とある。執行長は朝倉曉瑞、執行は三名、藤井玄瀛、石原堅正、增山顯珠である。

朝倉曉瑞は、第八十四回から第八十六回まで「執行」を経験し、終戦前の第九十四回定期宗会（開会・昭和十九年二月二十日、閉会・同年二月二十七日）から第百回臨時宗会まで、七期に亘り継続して執行長を勤めている。執行の石原堅正、藤井玄瀛の両名は、終戦直前の第九十七回宗会（開会・昭和二十年五月十四日、閉会・同年五月十四日）から入局し、第百回臨時宗会まで執行を勤める。增山顯珠は、第百回臨時宗会から入局した学庠関係者である。

執行長、執行の任免は、旧宗制第三十九条に「管長ハ宗務機関ノ職制ヲ定メ及宗務員ノ任免其ノ他ノ進退ヲ行フ」との規定に基づき任命されたのである。

明治の眞宗本願寺派寺法では、第十五条に「執行ハ法主之ヲ任免ス。但其任免ニ先チテ集会ノ公認ヲ経ヘキモノトス」とし、執行の任免の前に宗会の公認を必要としていた。

また、旧宗制では、第三十九条に基づき任命された「執行長及執行ハ管長ヲ匡輔ス」と第六十八条にあり、執行長、執行は、管長を正しく助けるべく職務を有していたものと解釈できる。

第六十九条に「執行長ハ管長ノ命ヲ承ケ宗務ヲ総監ス」とあり、執行長は、宗派全般における宗務の実務上の宗政統括者であると解釈出来よう。

明治の眞宗本願寺派寺法（＝明治の寺法）草案においては、第六条に「法主ハ法度ヲ允可シ式ニ依テ之ヲ公告シ執行ヲ使用スルノ権アリ」、とし、第三章執行の第九条に「執行ハ法主ヲ佐ケ派内ヲ管理ス事務ヲ担任ス」とある。寺法草案を概観すれば、法主には、法度允可権、執行任免権、集会召集権、僧侶得度権、門徒への帰敬式執行権、宗義安心の正否裁断権などの強大なる権限を一身に集中させることを認めながらも、第十二条に見られる如く集会には、宗議会としての地位と権限を、認めていることがわかるのである。

宗教団体法下の旧宗制では、第四章は、管長について規定している。第三十条から四十八条までを一見すれば、「明治の寺法」の管長権限をほとんどそのまま踏襲しているといえる。

また、旧宗制の第三十五条に、「管長ハ宗制ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ施行ス」とし、第三十六条にも、「宗會ヲ招集シ其ノ開會、閉會、停會、及解散ヲ命ズ」とあり、旧来の宗会に対する権限を踏襲しているのである。

しかし、第三十七条には、「管長ハ緊急ノ必要ニ因リ宗會ノ閉會又ハ解散ノ場合ニ於テ宗會ノ議決ヲ要スル事項ニ付其ノ議決ヲ経ズシテ宗務顧問所ノ議決ヲ経、文部大臣ノ認可ヲ受ケ宗制ヲ変更スルコトヲ得」とし、緊急の場合の宗会の閉会、解散の場合の宗会の議決を必要とする事項について、宗務顧問所の議決を得ただけで文部大臣の認可を受け宗制を変更できるとしている。これは、宗教団体法下における、宗会の地位と権限を越えた権限を法主が有していたことを意味するものである。

「明治の寺法」の第四章集会、第五章法度に定める法主と集会間の権限の抑止関係から比べると、旧宗制における法主＝管長の権限は、その強力・拡大化がみられる。

敗戦直後の第九十八回臨時宗会、第九十九回臨時宗会において、内局が戦争協力責任を問われていることは、すでに見て来たとおりである。

ところで、議長・副議の任命であるが、旧宗制第二百七十九条に基づき、（「宗會開會ノ前日各二名ノ候補者ヲ議員中ヨリ選擧セシメ其ノ中ヨリ管長之ヲ任命ス」とある）任命されたと考えられるが、議長千葉康之、及び副議長鷲尾清巳は、第九十五回臨時宗会（開会、昭和十九年十一月二十四日、二十五日両日）以来、引続き両人が第百一回宗会まで連続してその職に就任している。

第百回臨時宗会（開会・昭和二十一年九月三日、閉会・同年九月五日）は、六十九名の宗会議員（特選議員十五名と公選議員五十四名で構成）で開会されている。管長（法主）から直接任命の特選議員は、武田、千葉、藤井、羽渓、石田、石原、佐々木、鷲尾、兼安、出雲、大原、重松、水原、板敷、河野であるが、いずれも戦前・戦中から宗

会議員であることや、武田は連枝、千葉は執行長経験者であり、大原は学庠関係者、水原は、明治の寺法編製会議委員であった水原慈音の孫であり、各々法主の意志が反映されるべく期待されていた人達であるといえる。

なお、第百回臨時宗会においても、特選議員が、会議上重要な地位に就いている。二十七番藤井と四十三番石原は執行、四十二番千葉は議長、三十一番鷲尾は副議長である。

ところで番外一番の執行長朝倉暁端であるが、この時は、第五選区（福井）からの公選議員である。それ以前には特選議員であり、執行の経験があり、執行長には第九十四回定期宗会から第百回臨時宗会まで連続して就任している。

以上のことから、第百回臨時宗会においては、会議運営上、特選議員によって要職は掌握されていることが判明できる。

一方、公選議員は、各教区の代表者であり、その質問、議論の背景を考察することは、重要である。

戦直後、全国十八選区から選出された五十四名の第百回臨時宗会の公選議員は、戦前から宗会議員であった人達が多く、第九十八回臨時宗会からほとんど同じメンバーである。終戦直前に戦時非常措置法により宗会議員と本山役職員（輪番、教務所長など）の兼務を許した時期があり、岡部、中神、西住、前原、菅原は、兼職制廃止のため本山役職員を辞して公選議員として宗会に出た人達である。少なくとも戦前・中には宗派内の宗務行政全般に精通し、地方の宗務行政にも、堪能な人達であったといえる。

以上、第百回臨時宗会時における議員構成を見て来た。どのような人達から構成されていたことも、ほぼ知ることができた。

次に、小稿は、明治の寺法編製会議の議論を起点として念頭に置きながら、第百回臨時宗会における、法主教示・執行長の提案説明、質問、答弁—いわゆる重要と考えられる議論—審議の一部を取り上げることにした。

この第百回臨時宗会においては、当時、敗戦直後の混乱期の世相を反映する宗会となっている。宗政担当者への反省、選挙法改正、宗制更改、新宗制・新宗法制定、宗門存続の危機感、愛山護法、ＧＨＱ進駐の外圧、門主制存続、キリスト教の浸出対策、戦後日本の方向と本願寺派教団の国内・外における使命、平和日本の建設、自由主義、平和主義、国体護持等、そこでなされた議論は、当局の意志、説明を踏まえ、多様な意見が出されている。かなり激しい議論—それらの内容・意味するところを、重要視しながら見て行こうとするものである。

戦後の世相を反映しての要望、議論やＧＨＱ外圧の脅威を感じさせる議論は、閉会に至るまで各所にみられる。

明治期からの伝統的な宗会のルールによって、議案提案→審議→議決といった審議過程の中で、成立した浄土眞宗本願寺派宗制および宗法を根本法として、その後二、三年の間に戦後の法体系の根幹が早急に整備されていったのである。

本願寺派教団の法体系を考えるとき、議論、審議は勿論のこと、新宗制・新宗法の条文は「内容、基本的な性格について多くを語っているはずである」から重要視しなければならない。

さらに、明治の寺法編製会議においての議論の中に見られた寺法のもつ「立憲主義」がその後、約六十年という年月を経た第百回臨時宗会での議論を通して、いかにその性格も含めて変革していったのか、そして、アジア・太平洋戦争で敗戦という日本史上未曽有の大転換期に直面したとき、いかに本願寺派教団は対応したのか、伝統ある寺法、旧宗制はいかに変革されたのか、「第百囘宗會議事速記録」および、「第百回臨時宗會議事録」等は、それらのことを多く語っているのである。—ＧＨＱという外圧と国の宗制法制の変革の中で考察・検証することは、重要であろう。

教義と教団組織・機構と教団自治・自律法との間の相関連する問題は、不可分・一体とした関係が存在していることをも重視しなければならない。

終戦直後の思想・価値観等の多様化した立場からの分析も重要であろうが、それら全てを取り上げて紹介することは、今、不可能である。

小稿では、かような点を念頭に置きながら、本願寺派教団の新宗制・新宗法の変革に注目したいのである。分析・考察するにあたり、上記に示す

それらの視点を重要視し、戦後、ＧＨＱという外圧、その指令と国の宗教法制との関係、そして、本願寺派教団の自治・自律法とみる新宗制・新寺法の法的な影響関係を微少でも検証出来れば幸いと考えるのである。

新宗制・新宗法制定への要求、その始動は、わが国の国家権力というよりむしろ、ＧＨＱの日本占領によって必然的、強制的になされたのであり、本願寺派教団内部からの真摯な願望、要求によってもなされたともいえる。新宗制と・新宗法の制定要求は、まず、終戦直後の宗会から噴出し、第百回臨時宗会において、激論にまで達している。そして、可決・制定されていくのである。

ＧＨＱという外圧によって、まず、本願寺派教団は、宗祖親鸞の立教開宗精神に基づく教団への再復活と新展開がなされたと考えられる。そして、それは、ＧＨＱという占領・外圧によって初めて戦後における浄土真宗の本来性への帰還、および本願寺派教団の新方向への法的位置づけがなされていくのである。「秩序回復と新体制創出」に相乗的役割をはたした点も見逃せないのである。言い換えれば、ＧＨＱ、国への対面確保も考えられる。が、しかし、全国の寺院、門徒からの切なる願や要求に応えるべき方策やその型を模索し、あるべき姿を思索しながら、教団信頼性の回復と教団存続性に危機感をつのらせながらＧＨＱに対応していったといえる。―まさに新しい方向とその法的根拠を、新宗制・新宗法に集約せざるを得なかったのではなかろうか。言い換えれば、宗会開会式における法主の教辞に示されるように、「新たに宗門の最高の規範を定めて、宗運進展の基を確立」することにあったのであろう。

朝倉執行長の開会挨拶

まず、本会議の冒頭、最初に行われた朝倉執行長の開会挨拶を見てみよう。そこには、戦前、戦中、戦直後の本願寺派教団の諸々の対応、新宗制・新宗法の制定理由等が述べられている。宗教団体法廃止以後の内局の実務的対応も説明されている。新宗制・新宗法の基本構想については、時代の思潮や全国からの寺院・門徒の意見、ＧＨＱの各指令、国の法制を踏まえて起草したこと、さらに新宗制、新宗法に対する姿勢が表明されており、特に重要であるため『第百囘宗會議事速記録』から、その全部を紹介する。

(振鈴)

○執行長挨拶

開會挨拶

番外一番（朝倉執行長）「本日茲ニ第百回臨時宗會ノ開催ニ當リマシテ一言御挨拶ヲ申上ゲマス。〈中略〉偖昨年ノ暮ニ、即チ二十八日ニ宗教團体法ノ廃止ニヨリマシテ、我ガ派ニ於キマシテモ御同朋御同行ノ本来ノ性格ヲ更ニ明確ニ規定スル宗制更改。否寧ロ新宗制制定ノ必要ニ迫ラレマシテ、本年一月末法制部ヲ獨立シ、宗制制定事務所ヲ設ケテ、鋭意是ガ草案作製ニ努力シ、屢次ニ亘ル宗制審議会、特別委員会等ノ審議ヲ重ネマシタ一方、教務所長ノ会同、宗務所員部長等ノ参與會、或ハ有力者、権威者等、凡ユル階層、凡ユル機会ヲトラヘマシテ、是ノ意見ヲ徴シ、輿論ヲ聴キツ専心立案致シマシタガ、六月ノ末ニナリマシテ宗制審議会、特別委員会ニ諮リ、審議ノ結果漸ク草案トシテ形ヲ整ヘタノデアリマス。

立案ニ當リマシテハ宗祖立教ノ精神ニ則リ、同朋教團ノ性格ヲ明確ニ打出スベク、特ニ従来ノ本山、門主、寺院、門徒等ノ組織、及ビ是ノ関係、新時代ニ處スル財政ノ根本観念等、今後未曽有ノ一大変革ニ當面スル教團ノ基本的ナ方向ヲ決スルモノダケニ、滔滔トシテ澎湃トシテ勃興シツヽアル民主主義、自由主義等ノ聲ヲ響ヲ聞キツツ、若シソレハ時代ノ思潮傾向ト非常ニ懸隔スルモノガアルトスレバ、ソレラヲモフクショクシツツ宗教團体トシテ、自由ニ、且ツ力強ク活動シ得ルヤウニ、當事者ハ日夜研鑽ト苦心ヲ重ネタノデアリマス。ソコデ新シイ規則ハ宗制、宗法ヲ以テ最高ノ規則トシ、之ニ基イテ、宗規、法度等ノ規則ヲ定メルコトヽシ、宗門行政運営ヲ圓滑ニナラシメントシテヰルノデアリマス。宗制ハ五章、宗法ハ百三條ヨリナリマシテ、其ノ外ニ宗法ニ附随シテ是非必要ナル宗規ノハ草案ガアリマス。是等ハ何レモ勧学寮ノ會議、宗務

顧問所會議ニモ上呈シマシテ、熟議ヲ経マシテココニ本宗會ニ提案シ、御協賛ヲ得タイノデアリマス。只今御教示ガ出マシテ、管長貌下ノ思召シヲ体シマシテ、特ニ劃紀的ナ宗制提案デアルコトヲ各員ガ十分ニ御自覚ノ上、當局ノ提案致シマシタル宗制宗法、ソレラガ一派ノ重大使命ヲ果遂スル為ノ根本法規デアリマシテ、一派今後ノ統括或ハ活動ニ、将又維持発展ニ付キマシテノ重大案デゴザイマスカラ、〈中略〉十分御審議ノ上満場一致御協賛アランコトヲ切ニ御願シテ已マナイ次第デゴザイマス。尚ホ此ノ案ノ外、宗制案、宗法案ノ外ニ一二提案致スコトニナッテ居リマスガ、ソレラノ詳細ニ亘リマシテハ議事進行ノ上、其ノ時ニ十分御説明申上ゲテ御協賛ト御諒解ヲ願ヒタイノデゴザイマス。以上ヲ以チマシテ私ノ御挨拶ト致シマス。」

と挨拶の中で、制定の対応・経過を説明しているのである。

「速記録」は、宗会の進行状況をつぶさに記録している。その様子を紹介すると—

○議長（千葉康之君）オ諮リ致シマスガ、モウ晝前十五分デスガ、是デ休ミマシテ午後一時開会、サウシテ今ノ執行長ノ方針ニ対シテノ質問トイフコトニ致シタイ。

）「賛求々々」ト云フ者アリ）

ソレデハ是デ散会致シマス。午後一時必ズ。

午前十一時四十五分休憩。

午後一時十二分再開議

(振鈴)

執行長提案説明

○議長（千葉康之君）是ヨリ開會ヲ致シマス。申上ル迄モナク教示ヲ戴キマシタ一派ニトッテ最モ重要ナル法案、之ヲ審議致シマスル宗會ハ最モ慎重ニシテ参ラネバナラヌノデアリマス。質問應答ハ随意デアリマスルケレドモ、ドウゾ重要法案ト云フコトヲ頭ニ入レテヤッテ戴キタイノデアリマス。

只今提案ニ付テ大体ノトコロヲ執行長御説明ヲ申上ゲルト申シマス。執行長ノ説明。

右に見るように議長は、重要法案につき、特に議長の立場から発言を呈している。

第百回臨時宗会における冒頭の緊張した宗会議場の状況が伝わってくるのである。

朝倉執行長の議案提案説明

次に休憩後、再開議（午後一時十二分＝「振鈴」による）の直後に行われた番外一番・朝倉暁端執行長の議案提案説明も、「第百回宗會議事速記録」は、その時の様子をあますところなく詳細に伝えているので、提案全部を紹介する。言うまでもなく、今期宗会における冒頭における議案の提案理由説明であり、新宗制・新宗法にかかる全所信表明がなされているので、あらゆる視点からしても特に重要である。

○番外一番（朝倉執行長）議案第一號以下九號迄、管長、御提案ニナリマシタ其ノ起草ヲ致シマシタニ付キマシテ、當局ノ大体ノ構想及ビ其ノ組立テ等、並ニ重要ナル点ニ付キマシテ大体御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス。先ヅ最初ニ制定ノ理由、是ハ御挨拶ノ時ニモ申上ゲマシタヤウニ、宗祖ノ精神ニ則リマシテ、同朋教團ノ性格を明確ニ規定スルコト、是ガ一ツデアリマス。第二番目ハ其ノ宗制宗法ニヨリマシテ教團ガヨリ強ク、ヨリ自由ニ活動シ得ルヤウニ、其ノ構想ヲ以チマシテ之ヲ組立テマシタ。第三ノ理由ハ現行宗制ノ内容ガ、御承知ノ通リ包括的デ羅列的デ、而モ宗團法ノ発布ニヨリマシテ、昭和十五年ニ現行宗制ヲ制定致シマシタル時分ニハ宗教團体法ニ各教團教宗派ノ宗制ヲ斯ウ云フ標準ニヨッテ是非規定セヨ、斯ウ云フ窮屈ナ要請ガアリマシタノニ、即チ宗教教義要項ニヨリマシテ、ソレガ要請サレマシタ為ニ、大体本派ト致シマシテハサマデ必要デナイト思フモノマデモ已ムヲ得ズ入レテ居ルノデアリマシテ、ソレガ事実運用上非常ニ混雑致シタヤウナ実状デアリマス。トコロガ其ノ宗團法ガ廃止サレマシタノデ、此ノ度ハ基本的ナ條項ト申シマスカ、基本的ナ規則、基本的ナ組織的構成ヲ企テタノガ第三ノ理由デアリマス。隨テ現行宗制ノ中教義ニ関スル部門ヲ宗制トシテ別ニ出シマシタ、又宗門運営ニ関スル基本的條項ヲ宗法ト名付ケテ規定致シマシタ。且ツ宗法運用上

是非必要デアルト認メルモノヲ宗規トシテ、宗法ト一聯的関係ニ於テ規定致シタノデアリマス。大体ニ付テ簡単ニ重要ナトコロヲ是カラ御説明申上ゲマス。先ヅ宗制デハ一派ニハ尊イ歴史傳統治革ガアリマスガ、最初ノ構想デハ之ヲ一章、二章、三章、四章、五章ト云フ風ニ入レヤウカト考ヘマシタガ、研究ノ結果沿革ト云フモノハ、総章ト言ヒマスカ総説ト云フ風ニ見出シモ付ケマセンデ、所謂一派ノ歴史傳統ヲ書き下スコトニシテ、先ヅ淨土眞宗本願寺派宗制トシテ、其ノ第一番目ニ書入レタノデアリマス。以下教義、本尊、聖教、宗風、斯ウ致シマシテ挙ゲマシタ。而シテ宗制ニモ宗法ニモ出テ参リマスルガ、一派ノ宗名ヲ淨土眞宗本願寺派、斯ウ云フヤウニ定メタノデアリマス。之ニ付キマシテ、外ノ眞宗ノ各派トナルダケ一緒ニト云フ希望ヲモチマシテ交渉ヲ致シタノデゴザイマスガ、只今ノトコロデハ未ダ其ノ共ニヤルト云フコトニナッテ居リマセヌノデ、本派ダケガ此ノ淨土眞宗本願寺派ト云フコトニ獨自デ定メタノデアリマス。若シ此ノ問題ニ付キマシテ御質問ガゴザイマスレバ、其ノ時ニ或ル程度迄オ答ヘ申上ゲマス。

次ニ宗法ヘ参リマシテ、宗法デハ先ヅ第一ニ現行宗制ノ御法主デス。此ノ法主ト云フノヲ門主ト致シマシテ、門主ハ門主相承規範ト云フ規定ニヨリマシテ継承サレ、其ノオ仕事ハ宗意安心ノ専ヲ責任ヲオモチニナル、宗務一般ニ付キマシテハ直接関與セラレナイヤウニト、斯ウ云フ風ニ致シタノデアリマス。随テ御覧下サイマシタラオ分リデゴザイマセウガ、宗務機関ト云フノガ申達致シマシタ場合ニ、門主ハソレヲ拒否遊バサレルコトガ出来ナイ、ト云フ風ニシテアルノデアリマス。是ハ誠ニ私共當局ト致シマシテモ、従来非常ニ大部分ノ責任ヲオモチニナッタ、ソレガ非常ニ縮少サレテ、而モ宗務総長ノ宗務機関ノ申達ヲオ拒ミニナルコトガ出来ナイト云フヤウナ、斯ウ云フヤウナ表現ハ誠ニ私弟子ト致シマシテ申譯ガナイヤウニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、ソシテ同時ニソレカラ宗務総長ノ権限ガ非常ニ強クナッテ来テ居リマス。是ハ種々考ヘ研究、色々審議モシタノデゴザイマスガ、御承知ノ宗團法ニ基イタ現行宗制ガ、管長ガ表面ニ出テ居リマス為ニ、管長以外ニハ責任ヲオモチニナルコトガ出来ナイト云フコトヲ文部省ガ要請シタノデアリマス。執行長トカ執事長トカ宗務長ノ権限ヲモッテ其ノ責任ヲ二人デモツト云フコトハ絶対ニ出来ナイト云フコトヲ昭和十二年現行宗制制定ニアタリマシテ、其ノ時ノ議員ノ方々ハ御承知ト思ヒマスガ、何モ彼モ管長ニ責任ガ行クヤウニ己ムヲ得ズシタノデゴザイマスガ、今回サウ云フ束縛、干渉ヲウケナイヤウニ、宗團法ノ干渉トカ束縛ト云フモノヲウケナイデ、宗派自体ガ独自ニ制定シ得ルヤウニナリマシタノデ、私共弟子ノ身分ト致シマシテハ行政方面ノ、或ハ三ツニ宗務機関ガ分レマスガ、斯ウ云フ方面カラノ直接ノ責任ハ門主ニハモッテ戴カナイ、ト云フ風ナ心組デ、結リオ敬ヒ申スアマリニ、何デモカンデモ門主ニ責任ヲ負ウテ戴イテハ相済マナイ、斯ウ云フ考ヘデ実ハ門主権ト言ヒマスカ、門主権ハ主トシテ宗意安心ノ裁断ヲ遊バシ、随テ責任ヲオモチニナル、ソレ以外ニハ宗務総長ノ申達ニヨッテ之ヲ統一シテオイデニナル、斯ウ云フ風ニ実ハ致シタノデアリマス。

第二番目ニ現行宗制ノ寺院・教会ノ区別ヲ廃止シマシテ、所謂、寺格ト云フヤウナ制度ヲ寺格等ノ制度ヲ撤廃シタノデアリマス。是ガ第二。第三ニハ坊守ト云フモノヲ表面に出シマシテ、此ノ宗法ノ上ニ其ノ責任ト言ヒマスカ、其ノ活動範囲ト言ヒマスカ、之ヲ表ニ出シテ来タ、是ニハ最初ニハ坊守ニ選擧権迄モタサウト考ヘテ居ッタノデアリマスガ、何レ遠カラズ将来ニ於テサウ云フコトガ実現シ得ルト見マシテ、只今ノトコロハソコ迄考ヘヌコトニ致シマシタ。第四番目ガ門徒ノ構成デアリマス。門徒ノ構成単位デアリマスガ、門徒ノ構成単位ヲ個人トシタノデアリマス。即チ宗徒ト云フモノガ出来ルノデアリマスガ、此ノ宗徒ガ入門式ヲ受ケマスレバ相當ニ権威ヲ、権力ヲモッテ、サウシテ教團ニ対しマシ

テ自分ノ意見ヲ述ベ得ルヤウナ機関ヲ是カラ作ッテ行カウ、斯ウ云フコトニ致シタノデアリマス。勿論之ニ付テハ色々考ヘタノデアリマスガ、従来ノ門徒ト云ヒマスノハ普通ニハ檀家ト言ツテ居リマスガ、単位ガ檀家ニナッテ居ル、其ノ檀家ノ家族ガ或ハ必ズシモ全部ガ門徒デハナイノデアリマスガ、門徒ニハ違ヒナイガ、門徒ト云フ自覚モモタヌヤウナ人モ其ノ中ニハ或ハ居ルノデアリマスガ、ソレデ此ノ入門式ヲ受ケテ宗徒ニナリマスレバ、自分ガ意識シテ教團ヲ護持シテ行ク有力ナル一人デアルト云フ風ニ自覚ヲシテ貰ヒ随テソレラニ対シテハ門徒会ト云フモノヲ作ッテ自分ノ意見ヲ教團ニ対シ、一派ニ対スル、意見ヲモ十分ニ述ベ得ルヤウニ、或ル制限ヲ設ケ、制限ト云フト語弊ガアリマスガ、一ツ財政ニ関スルコトガ一ツ門徒自身ニ関スルコトトカ云フ風ニ、サウ云フ範囲内ニ於テハ此ノ門徒ノ所謂宗徒ガ意見ヲ表示スルコトガ出来ル諮詢機関ヲモツコトニナルノデアリマス。第五番目ハ宗務ト云フモノ、此ノ宗務ト云フモノヲ宗政ト立法ト及ビ司法ノ三ツヲ独立ノ部門ニ分ケマシテ、司法ハ審判院ト致シマシテ、此ノ中デ従来会計検査ハ別ニヤッテ居リマシタガ、此ノ会計検査モ此ノ部デ行フコトニシタノデアリマス。又立法ノ方ニ於キマシテハ特選議員ヲ廃止シタノデアリマスガ、色々理由ガゴザイマスガ省略致シマス。第六番目ハ只今内局ト申シテ居リマスガ、此ノ内局ニ相當スルモノヲ宗政総局ト云フ名儀ニ致シマシタ。其ノ総局ニハ総長及ビ執行ガ居ルノデアリマスガ、総長ハ総局ヲ代表シテ宗政各部ヲ指揮監督シ、又自分ガ自ラガ宗政ノドノ部課ヲモ自分ニ事務ヲ執ルコトノ出来ルヤウニシマシタ。又執行ニ無任所執行ト云フモノヲ置クコトニモ致シマシタ。而シテ其ノ中ニ最モ重大ナ点ハ、其ノ宗務総長ハ総長選擧規程、議案第五号ノ規定ニ基キマシテ、選擧規程ニヨッテ選擧サレタモノヲ門主ガ御任命ナサル、斯ウ云フ風ニシタノデアリマス。第七番目ハ地方組織デアリマスガ、是ハマア大シテ変ッタコトハゴザイマセヌ。未ダ規定ハ出来テ居リマセヌガ、教区ニハ長ヲ置キマス。サウシテ此ノ教区長ハ相當従来ヨリモモット高度ナト言ヒマスカ、モウ少シ権限モ擴ゲ、マダドコ迄擴ゲルカ考ヘテ居リマセヌガ擴ゲルコトガ出来ルヤウニ、サウシテ成ルベク自治的ニ仕事ヲシテ貰フヤウナ仕組デ、先ヅ取敢ヘズ宗法ノ中ニハ教区ノ長ヲ置クコトニシマシタ、此ノ長ハ只今ノ構想デハ公選ニ致ス積リデアリマス。第八番目ニ宗会、宗会ノ主ナル点ハ常置委員会トイフモノヲ新設シタ点デアリマス。之ニ付キマシテモ緊急ニ、緊急法度トカ、サウ云フ風ニ、例ヘバ金ガドウシテモコヽニ入ル、臨時ニ入ルヤウナコトガ起キテモ宗会ヲ開ケナイヤウナ場合ニハ、他ノ方法ニヨッテ現行ハ出来テ居リマスガ、責任支出ト云フヤウナコトヲ取止メマシテ、其ノ際ニハ此ノ常置委員会デ處置ヲシテ行ク斯ウ云フ風ナ仕組ニ致シマシタ。第九番目ノ審判院デハ二部ニ分ケマシテ、特別ト普通トノ二ツト致シマシテ、殊ニ此ノ特別部ノ方デハ法令ノ審査権ヲモ此ノ部ガモツコトニシタノデアリマス。第十番目、財政、此ノ中デハ豫算ガ萬一成立デアルト云フヤウナ時ニハ、臨時豫算ヲ作製スルコトガ出来ルヤウニシタノデアリマス。第十一番目ハ門徒会、先程申シマシタガ、門徒会ヲ新設シタ、勿論是ハ諮問機関デアリマス。最初議案、草案ヲ作リマス時ニハ門徒ヲ直接議決機関ノ中ニ入レルトカ、或ハ独立シタ議決機関ヲモツヤウニト、色々構想ヲ練ッテ見マシタガ、結論ト致シマシテハ諮問機関トシテ代表スル門徒ノ意見ヲ十分ニ聴取シ得ルヤウニ、此ノ門徒会ヲ新設シタノデアリマス。第十二番目ノ賞罰デアリマスガ、是ハ寺院又ハ團体ノ有スル待遇ト、ソレカラ所属スル個人ノソノ待遇ト直接的ニハ関係ガナイ、無関係ニスル、斯ウ云フマア新シイ法デアリマス。個人ニ與ヘラレル栄誉、是ハ當人一代ニ限リ認メテ行フ、第十三番目ハ是ハ非常ニ劃期的ナモノデアリマスガ、宗門投票ト云フモノヲ致サウ、何時ドウ云フコトニ付テ宗門投票ヲヤルカト云フト、是ハ宗門ノ組織ノ上ニ重大ナル変革ヲ来タサウトスルヤウナ場合、

又宗門ノ安危ニ関スルヤウナ重大ナ事柄ガ起キタ場合ニ於テハ、余程嚴密ナ方法、モット簡単ニ言ヒマスト、ソンナニタヤスク宗門投票ガ出来得ナイヤウニ、無理デハナイノデスガ、タヤスク出来得ナイノダト云フ風ニ、色々ノ手続ヲ考ヘマシテ、此ノ宗門投票ヲヤラウ、是ガ殊ニ新シイ而モ重要ナ一ツデアリマス。

以上各章ニ亘リマシテ大体ノ構想等ヲ説明致シタノデアリマスガ、詳細ニ亘リマシテハ進行スルニ従ヒマシテ、又御説明申上ゲルコトニ致シマシテ、私ハ総体的ニ以上申上ゲテ御説明ニ致シタノデアリマス。ドウカ皆サンノ深甚ナル力添ヘニヨリマシテ絶対多数、満場一致御協賛下サルヤウニ希望ヲ致シマス。以上。

右の提案説明には、制定理由、構想、新宗制・新宗法の内容等が述べられている。

この提案説明に基づいて、日程のとおり、質問と答弁が展開されているのである。

第二節　第二日・九月四日の宗会（質問・答弁）

◎—第二日・九月四日—

第二日目の九月四日は、午前十一時十五分に再開している。その直後、四十五番（南部法電）は、注目すべき質問をしている。先に質問内容を要約すると…

① 草案審議を行った宗制特別審議会、第百回臨時宗会にあたり委員会が前もって一週間開会されたが、いずれも封建的な色彩が濃厚であるとの感を持ったこと。

② 宗制、宗法とも極めて民主主義に仰合的な気分が濃厚である。敗戦の結果、民主主義であらねばならぬことで日本国民は余儀なくされているが、しかし、日本の民主主義は、日本の特色ある民主主義でなければならない。まして、本願寺派教団の独自の民主主義が存在している。同朋教団として最も特色ある民主主義を持っている。教団に存在する民主主義は、世間でいうアメリカ社会の現代民主主義（世間でいうアメリカの民主主義）に迎合するものではあってはならない。教団の特色ある民主主義を発揮すべきであると主張している。その意味からすると門主を法的・道徳的にも、宗門統率の外におくことは、最も悲しむべきことである。しかし、そのことに関し、門主が法的にも道徳的にも責任を持つということになるのであれば、この原案（＝新宗制・新宗法の議案）を撤回しなければならない、と主張しているのである。

③ 次に、門徒会の設置について、時代に相応したように思われるが、撤回すべき理由は、「将来宗門の癌にならないか。当局は、十分検討した上で門徒会を設置したのか。」と質問している。

④ 宗門投票については、滅多に出来ぬように出来ているが、門徒が立法・行政の方面に関心を持つことは意味があるため宗門投票は、必要である。

教区長、組会、宗会の選挙等と、教団は選挙を執行し過ぎであり、将来に大きな煩を残すきらいがある。

⑤ 総長任期三年、宗会議員の任期も三年は、国家の代議士の任期が三年になったからという理由からでは意味がない。宗会議員の任期は、四年が最も理想と主張している。

「速記録」によって四十五番の肉迫する質問と、それに対する執行長答弁を、見てみよう。

は、下記のとおりである。その全文をそのまま掲げる。

○四十五番（南部法電君）（登壇）

昨日カラヒキツヾキ、イロ〳〵卓抜ナル御質問モアリマシタノデ、相当質問シツクサレタヤウナ感ジガイタシマスシ、大体特別審議會ノコトニツイテモイロイロ質問ガデマシタヨウデ、マタ、今度ノコノ臨時議會モ委員會ガマエモッテ一週間催サレマシタノデ、コノ臨時議會ハ私ドモトシテハ非常に倦怠ナ氣分ガ横溢シテヲリマシテ、質問ノ要ナキヤウナ感ジガシマス。特別審議會ニシマシテモ、今度ノ議會招集ニシマシテモ、キハメテ封建的ナ色彩ガ濃厚デアルトイフコトノ感ヲモツ一人デアリマス。サウイフ意味ニオイテ、コノ宗制ニシマシテモ宗法ニシマシテモ、諸規定ニシマシテモ、御當局ハ相當苦心サレテ提案ヲサレタモノデアルトイフコトハ察スルニヤブ

サカデナイノデアリマス。シカシ、総体的に極メテ民主主義ニ仰合的氣分ガ濃厚デアルトイフコトヲ私ハ思フノデアリマス。サウイフ意味ニオイテ。トクニ宗法ノ全般ニワタッテ一・二言ヒノコサレタコトヲ質問シタイト思フノデアリマスガ、大体現代ハ敗戦ノ結果民主主義デアラネバナラヌトイフコトガワレ〳〵日本国民ニ餘儀ナクサレテオリマスガ、シカシ日本ノ民主主義ハ日本ノ特色アル民主主義デアラネバナラヌト同時ニ本派教團ノ民主主義ハ、イフマデモナク同朋教團トシテ最モ特色アル民主主義ヲモッテオル教團デアルトイフコトヲ私共ガ自信スルナラバ、コノ教團ニオケル民主主義ハ現代ノイワユル民主主義ニ迎合スルモノデアッテハナラナイト同時ニ、ワレ〳〵宗門人トシテ、佛教徒トシテソコニ毅然タルモノヲモッテ、萬一ノ場合ニハ一命ヲ賭シテモソノ特色アル教團トシテノ民主主義ヲ発揮シテユクトイフコトガ、タテマエジャナイカト思イマス。サウイフ意味カラ申シマストイフト門主ヲアルイハ法的トカアルイハ道徳的トイッテ宗門統率ノ責任外ニオカウトイフコトハ、コレハ最モ悲シムベキコトデアル。ムシロ御門主ガ先頭ニタッテ、宗門全体ヲヒキイテ、アル場合ニハ血ヲ流シテモコノ教團ヲ護ッテ行クトイフ御氣概ニモエテオラレル当門様デアルトイフコトヲ思フト同時ニ、サウアラシメナケレバ、ワレ〳〵トシテノ責任ガスマヌモノデアルト思フノデス。サウイフ意味ニオイテ門主ノ統率トイフ言葉ニツイテ、イロ〳〵委員會カラツヅイテ質問ガアリ、討議ガサレタノデアリマスガ、コレハヨホド私ハ考ヘルベキコトデアルと思ヒマスガ、コレニ対スル質問ハ、モシコレニ法的ニモ道徳的ニモ責任ヲオハヌトイフコトニナレバ、コノ原案ヲ全然撤回シテシマハナケレバナラヌコトニナリマスシ、ヒックリカエシテシマハナケレバナラヌコトニナリマスカラ、コノ質問ハ保留シマス。

と述べている。次に門徒会について、注目すべき質問をしている。

ツギニ門徒ノモノニ入門式ヲ行ッテ宗徒トスルトイフコトハ、門徒会トイフモノヲ設立スル場合ニオイテ、ソノ門徒会ノ選挙権ヲイカニシテキメルカトイフコトカラ、コノ入門式カラ宗徒トイフモノガ出テ来タモノデナカロウカト察スルノデアリマスガ、元来コノ教團ニオケル門末ノ關係、マタ寺院ト宗徒トノ關係トイフモノヲ考ヘテミマスト、サウイフフウナ冷カナモノデモナク、サウイフフウナ行政的ナ、アルイハ法的ナアルヒハ法的ナモノデモナイト私ハ思フノデアリマシテ、モットソコニナゴヤカナ、アタタカイ血ノ流レテヲルモノデハナイカトイフコトヲ考ヘマスガユエニ、イマデ門徒デアル檀家デアルト、カウナゴヤカニヨバレテヲッタモノデモ入門式ヲ行ッテ宗徒ニスル、シカモソノ入門式ニハ宗徒デアルトイフ誓約ヲスルトイフヤウナ言葉ガアルノデアリマスガ、コレハ眞宗教團ノ教義ノウエカラ考ヘテミマシテモ、非常ニ考フベキモノガアルノデナイカト思イマス。サウイフ意味ト、モウ一ツハ昨日私共ガ議會百回ノ記念トシテイタヾキマシタ明如上人傳ノ中ニモ宗政ノ刷新トイフ項目デスコシ書イテアリマスガ、私共ハマダ若イノデ詳シイコトハ知リマセヌケレドモ、カツテ坊官四家トカイウヤウナモノガアッテ、イワユル俗人ニコノ教團ノ勢力ヲ握ラレテシマッテ、二進モ三進モイカナクナッタ時代ガアル。ソレヲ明治初年カラ数年ノ間カカッテサウシテ苦心慘憺シテ、ヨウヤク緇素混成ノ教團行政トイフモノヲ僧侶ダケノ手ニモドシテ、ヤレコレデ安心トイフノデ今日マデススンデキタ、コノ教團ノ歴史ガアルノデアリマスガ、ナルホド、民主主義ニオイテコノ門徒会トイフモノヲオクトイフコトハ、ハナハダ時代ニ相應シタヤウニ思ハレルノデアリマスケレドモ教團ニオケル寺ト門徒トノ関係ハ、行政的トカ或ハ法律的トカイウヤウナ冷カナモノデナイトイフコトヲ考ヘマストキニ、コノ門徒会トイフモノハヨロシク撤回スベキモノヂャナイカ、トイフコトヲ私ハ思フノデアリマスガ、ソノ意味ニオイテ、コノ門徒会トイフモノガ将来宗門ノ癌ニナラヌカ、アルヒハ、コノ門徒会トイ

フモノハ宗門ニ対シテ利益ガ多イカ害ガ多イカトイフコトニツイテ、御當局ハ十分御検討ナサッタウエデ、コノ門徒会トイフモノヲ設置サレタノカ、ソレラヲ一ツ質問シタイト思フノデアリマス。

と質問している。さらに続けて、宗門投票について質問する。

ソノツギニ、宗門投票トイフヤウナモノモ、オナジヤウナ意味ヲモツノデアリマスガ、コレハ、シカシ滅多ニオコナワレヌヤウニデキテオルノデアリマシテ、マア、コレニヨッテ門徒ノ立法行政ノ方面ニツイテ關係ヲモタストイフコトガ、イクラカ意味ヅケラレルトイフコトニオイテ、マア宗門投票トイフモノハ、ノコレバノコシテオイテヨイモノジャト思イマスガ、門徒会トイフモノハコレハ、ヨロシクヤメタ方ガヨイノジャナイカ。コノ門徒会トイフモノハ入門式ヲ行ッテ、サウシテ選挙シテ組織シマシテモ、ソレホドニアリガタク感ジンノデナイカ、サウシテシカモ教区長ニシマシテモ、總長ニシマシテモ宗会ノ選挙ニシマシテモ、教團ハ選挙デーッパイニナッテヲルヤウナ感ジガスルノデアリマス。コレハ、将来ニ大キナ煩ヲノコスキラヒガアルトイフコトヲ、ツクヘ思フノデアリマスガ、ソレラニツイテ當局ハオ考ヘニナッタモノデアロウカドウカ、御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス。コレハマア、イマ門徒会ニツイテ主トシテ質問シタワケデアリマス。

最後に総長の任期について、質問している。

ソノツギハ、總長ノ任期ヲ三年トイフコトガキメラレテオリマスガ、ソノ総長ノ任期三年トイフコトカラ関聯シテ宗会議員ノ任期ヲ三年トイフコトニシテアリマスガ、國家の代議士ノ選挙ガ三年トイフコトニナッタカラ、宗会議員ノ任期モ三年ニトイフコトハ、ナンニモ意味ガナイト思フ。長年ノ間四年デ通ッテキタコノ宗会議員ノ選挙トイフモノハ、ソレデモナオ四年ゴトニ行ハネバナラヌトイフコトハ宗門トシテ非常ニ煩瑣ナコトデアルノデアリマス。ソレデ、十二年マデニ一遍多クナルトイフヤウナコトハナルベクサケル方ガイヽノデナイカトイフコトヲ考エマス。總長ノ任期三年トイフコトニヨッテ、宗會議員ノ任期モ三年ニシナケレバナラヌトイフコトハ、ココニイカニ説明サレテモ起ッテキテオルトイフコトハ、ナゲカワシイコトデアッテ、總長ノ任期ハ、三年ニシテモ、宗會議員ノ任期ハ四年デオシトオストイフコトガ、最モ私ハ理想的ナモノデナイカ、カウ思フノデアリマス。サウイフ意味ニオイテ國家ノ代議士選挙ガ三年ニナッタトイフ理由ヲ検討シテミラレテ、サウシテ宗會議員ノ任期三年トイフコトヲ決定サレタモノデアルカドウカ、ソノ辺ノコトモ説明シテイタヾキタイト思フノデアリマス。

と、質問している。

この四十五番（南部法電）の質問に対し、番外一番（朝倉執行長）は、民主主義について、次のとおり、答弁している。

南部議員ノ御質問ハ宗制宗法ヲ制定スルノニ、イカニモ、民主主義的ニ迎合シタヨウデアル、カウイフフウデアリマス。ソレハ、先般カライクタビモ、民主主義ト制定トノ關係ヲ申シテヲリマスカラモウオ答イタシマセヌ。

シカシ、アトニノベラレマシタ教團ノ民主主義トノ關係ハ、コレハ特別ナモノガアル。イワユル特別ノ民主主義、教團ガ民主主義ニ迎合ヲモツトスレバ特別ナモノガアルトイフコトニハ同感デアルノデ、サウイフ実ハ民主主義トノ関係ヲモッテ制定シテキタノデアリマス。

と答えている。新宗制・新宗法を制定するにあたり、教団の民主主義、同朋主義に由来する教団の中での「君民同治論」との関係で特別なものがある。宗祖親鸞教義に由来する特別の民主主義を持つ教団が、ＧＨＱからの民主主義に迎合して、起草したのではない、と答弁している。しかし、ＧＨＱからの特別なもの（介入・干渉）があることを、認めているような答弁にも解釈できる。一方ではＧＨＱの言う民主主義との関係をも持って制定して来たとも答弁しているように解釈できる。その理由は、本願寺派教団も、ポツダム宣言受諾以降、ＧＨＱからの指令はもとより、政府の動向

には、特に注意深く対応していたからである。ポツダム宣言、終戦の詔書、天皇の人間宣言、マッカーサー三原則、マッカーサー草案（ＧＨＱ案）、憲法改正草案要綱、憲法改正草案正文等の影響を受けずして、宗制、宗法の草案の起草は不可能であったとの推論は可能である。というのは、実際、それら一連（ポツダム宣言から憲法改正草案正文までの過程）が、宗法の条文の中に影を落して類似条文となっているからである（ＧＨＱ、政府の日本国憲法制定過程との関係は、第二章、第四章第四節に記している）。

四十五番（南部法電）と番外一番（朝倉執行長）との間で展開された質疑応答は、占領初期当時にみられた「民主主義」概念を考察する上で、貴重である。

次に、まして、宗会で採り上げられている教団内に内在する「特別の（＝独自の）民主主義」の内容もさることながら、なぜ主張されているのかを考察する上でも、注目されねばならない。というのは、すでに、明治の寺法編製会議上激論が見られた「教団内の君民同治論」の如きものが、終戦当時においても、なお、その根底に存在しているように、推論可能と考えられるからである。事実「第百囘宗會議事速記録」には、明治の寺法編製会議時（＝明治十三年）から、六十六年をを経た第百回臨時宗会に於いても、なお、本山は、共有か、総有かをめぐって、法主も含めるか否か＝一種の「君民同治」論が展開されていることを確認できるからなのである。

ところで、終戦直後の激動する日本の社会にあって、本願寺派教団を担った朝倉内局と宗会議員（特選・公選議員を問わず全僧侶議員）層の意識の中に、①「アメリカのデモクラシー」、②「日本のデモクラシー」、そして、③「教団独自のデモクラシー」が存在しているように見られる中で、「愛山護法」のため、敢えて「教団独自のデモクラシー」が採り上げられ、主張され、叫ばれている点に注目したいのである。

なお、今は、①、②、③の相関関係を検証・考察することや、門徒会、宗門投票、総長任期等、答弁の分析は、紙面、および時間の関係上、とてもできない。省略させていただく。

第三節　九月五日の宗会（各委員会報告、質問・答弁、裁決）

◎　第三日・九月五日…各委員会報告

九月五日（最終日）は、各委員会委員長より、委員会報告がなされ、質問と答弁がなされている。開会は、「振鈴」が十一時と記録されている。宗法第二委員会委員長である二十五番（西住憲正）より、「委員会未終了ニ付午後一時マデ休憩シタイ」の動議があり、結局、午後六時十五分、本会議は、「再會議」となる。そして、再び、「振鈴」により、各委員会より委員長報告がなされている。

次のとおり、各委員会より・順次報告がなされている。「議事録」に記録されているそのままを紹介する。

なお、報告の後、宗法第一委員会の報告に関してのみ、質疑・応答がなされている。重要であるため、「議事録」のまま紹介する。

｛宗制委員會委員長報告｝

二十八番（羽渓議員）委員會ノ原案ヲ承認ス。、希望トシテ、（一）原案全體トシテ専門的ニシテ難解ノ故ニ、一般的理解ヲナラシムルヨウ解説書ヲ作製ノコト。（二）英譯スルヤウ考慮アリタシト述ベテ終ル。

議長　宗制委員會ニ於テハ全部原案通リ承認ス。

（一同拍手）宗制案ハ満場一致ヲ以テ議決ス。

｛宗法第一委員會委員長報告｝

一番（條議員）一、第一章第一條「淨土眞宗云々」ノ宗名ニ對シ一致シテ承認、尚今後眞宗他派ニ對シテ同宗名ヲ用ヒルヤウ談合ヲ希望ス。

第五條「全寺院の本寺であって」ヲ「本寺である」トスルコト、「門末ノ全員が」ヲ「門末ノ全員は」トスルコトニ修正。

第十七條ニ於テハ住職ノ重責ニ鑑ミソノ資格ヲヨリ向上セシムルヨウ努力アリタシ。

第二十四條ニ於テ檀信徒間ノ事ニ付テハ法度ニ於テ調節スルヤウ希望ス。

尚第二項トシテ「門徒は進んで歸敬式、入門式を受けなければならない」ヲ挿入スルコト。

第二十五條「門徒で入門式を受けたものは、これを名簿に登録する」トスル。
同朋教團ニ差別的ナルモノアルハ不可トシ、カク修正ス。
第十章第九十四條ニ於テ三權分立ノ故ニ立法權確立ノ為「…改正ハ豫メ勸學寮ノ同意ヲ得テ…議決シナケレバナラナイ…」トシ勸學寮ノ同意ヲ得ナケレバナラナイヲ除ク様修正ス。
第九十七條三項寺格堂班ノ項ニ於テハ「當該寺院の次代の住職に限りこれが承認を認めることが出来る」ヲ発布ノ日ヨリ二十年間手續ガ出来ルト云フ二十年限デ切ルコトニ修正ノコト。
宗規第一宗門投票規定第三條ニ於テ、本投票ガ宗門ノ最大事ノ時ニ施行セラルヽモノト思考セラルヽガ故ニ「組内投票有權者」ヲ「教區内ノ投票云々」ト修正。
「過半數」ヲ「三分ノ一以上」ト修正。「組内過半數」ヲ「教區内ノ三分ノ一以上」ト修正ス。
勸學寮規程第二條ニ於テハ寮員「六人」ヲ「八人」トシ第八條ニ於テ「五人」トアルヲ「六人」ト修正ノコト。
尚、勸學補任ニ就テハ法度中其ノ學階ノ規定ノ中ニ於テ推薦母體ニヨル推薦ニヨリ補任スル規定ヲ設ケルヤウ希望ス。
得度式規程中授與法名ニ付現在禁字アレド今後ハ一字ニ限リ許可スルヨウ希望ス。
第四條第四、五項ニ於ケル禁治産者乃至破産者ノ名義ハ國家ノ刑法中ニテモ削除サルル筈ニ付善處スルヨウ希望ス。
歸敬式規程中第三條「歸敬式を受けたものには願出によって法名を授ける」ト修正ノコト。
入門式規程中第一條「入門式は、本宗門に歸向し門徒の本分を盡す旨を佛前に宣誓する儀式である」ト修正ノコト。
第三條「宗徒名簿」トアルヲ「名簿」ト修正ノコト。
第四條「入門式を受けた者には法名及入門章を授ける」ト修正ス。
第五條「入門式の式次第及び名簿の登録に關する規定は宗達でこれを定める」ト一條ヲ加ヘルコトト修正。
以上報告終リテ質疑應答アリ。
質問・四十七番（能令議員）、六十七番（土岐議員）、六番（岡部議員）、六十一番（兼安議員）、五十番（菅原覚也議員）、四十七番（能令議員）
イ、入門式受式前ニ歸敬式ヲ受ケタル者ノ法名ハ如何スルヤ
ロ、總局ヨリ提案セル立法案ヲ門主ヨリ勸學寮ニ同意ヲ得ルト云フコトハ不可ナリ
ハ、入門式、歸敬式規程中修正サレタルモノハ原案ト其ノ内容ヲ異ニスルモノト考フ
ニ、入門式ハ、歸敬式ガワリニナル傾向ヲ持ツコトニナラヌカ
ホ、入門式ノ歸敬式ガ同等ノモノト見ラルル慮アリ
入門式授与ノ法名ハ本山ヨリ授與スルカ
ヘ、第三章中門主ノ件ニ就キ
第六條ニ於テ統一スル者ヲ門主トスルニ對シ第九條ニ於テ干渉權拒否權ナシコレ矛盾セザルヤ
ト、原案ニヨレバ門主ノ御發意ニヨル宗務ガ行ハレザルコトヽナル、コレ門徒ノ崇敬シテヰル門主ニ對スル觀念ト異ナル
チ、宗法第九條第三項ハ時代ニ迎合セルモノヽ如シ
リ、統一トハ宗務統一ノ意カ
ヌ、法理論ニヨリ考察スベキ宗法ヲ道德論ヲ以テ云々スルハ不可ナリ
ル、全テヲ統一スル意トスレバ宗務ハ法的責任アルモノナルヲ以テソレヲ統一スル門主ニ責任ナシトスル、ソノ意如何
以上ノ質疑ニ對シ
一番（條　議員）、執行長、花田法制部長ニヨリ左ノ答弁アリ
イ、其ノ儘トスル
ロ、不可ト考ヘズ
ハ、原案ト相違セザルモノト認ム
ニ、入門式ハ誰ガ受ケテモヨイノデアル、入門式ハ入門式デアリ、歸敬式ハ歸敬式デアル、故ニ入門式ヲ受テ宗徒トナリ教團護持ノ自覚ト盡力ヲ促ガサントスルモノ

ニシテ将来ハ入門式ヲ受ケタル者全部歸敬式ヲ受ケルコトニナルコトヲ考ヘテヰル

ホ、入門式ト歸敬式ハ同等ノモノトナルトハ思ワヌ

入門式授與ノ法名ハ本山ヨリ授與スルモノナリ

ヘ、矛盾ナシ、行政ニ關スル責任ハ總長ニアリ、統一トハ一派ハ門主ト中心トスルノ意ナリ

ト、門主ハ一派ノ中心ナル故道徳的責任ヲモタレルモノト考フ、尚宗門ノ統一者ハ門主デアルコトヲ忘レテハナラヌ

チ、宗法第九條第三項ハ時代ノ迎合ニアラズ。

リ、統一トハ總長ノ持ツ責任ヲモ持ッテ居ラレルノ意ナリ

統一トハ宗門ノ成立ノ根元ニシテ其レニ依ッテ宗門ガ保タラレテヰルノ意ナリ

ヌ、法的責任トハ第三者ニ對スル時ニ發効スルモノニシテ派内ニ於テハ問題ナシ、國家ガ法的ニ命令スル等ノ事アリタル時ハ門主ハ責任者トハナラヌ、尚コノ問題ハ必要ナシ

ル、主管者ハ四人位トスル故問題ナシ

宗門全體ヲ統一スルモノナル故、具體的表現ヲ必要トセズ

唯、(一) 教團自體ガ好ク統一運営サレルコトヲ考ヘ、(二) 干渉、拒否権ヲ門主ニ認メザルハ總長等ノ責任ニシテ門主ニ災ヲ及ボサヌヨウ考慮セルモノナリ

議長　質問ナキヤ、修正通リ可決スベキヤヲ諮ル

一同異議ナシ

議長　異議ナキモノト認メ修正宗法案茲ニ議決ス

次ニ總長選擧規程案中當局ヨリ訂正申入アリ依ッテコレニ付再度委員ニ於テ委員會開催アリ度シ

唯今ヨリ七時三十五分マデ十分間休憩トス

七時四十八分　再会議振鈴

議長　再開議ヲ宣ス

{宗法第二委員長報告}

二十五番（西住議員）宗法第七章第三十一條、第三十二條ハ論議ノ結果、原案承認

第三十五條中「執行」ヲ「總務」ト修正

第五十三條　議員任期三年ノ件ニ付論議アリシモ原案承認ス

第五十七條中「呈出」トアルヲ「提出」ト修正

第五十九條　存置説、廢止説ニヨリ論議セラレシモ多數ニヨリ存置スルコトヽス

第六十五條　「其他」ノ文字アルニ付「宗達」ノ二字ヲ消スヤウ修正

第六十七條　「宗門」ノ文字ニ付論議アリシモ會計検査ヲ行ヒ得ル規定作製トノ當局ノ説明アリタルニヨリ原案承認

尚、門徒會規程ニ於テ門徒會開催ノ件ハ理想論ニシテ今後五ケ年位ハ教區ニ於テ開催スル必要ナキヤノ論モアリシガ根本法規ノ條項ナル故ニ承認ノコトヽス

宗政總局規程中

第二條「宗政院」ヲ宗務所トスルコトヽ修正

第七條「宗規」ヲ「宗則」ト修正

總長選擧規程中

第三條ニ於テハ選擧母體ヲ廢止ノ意見モアリシガ多數ヲ以テ原案ノ通リトス

議長　委員長ノ報告中疑義アリ　五分間休憩ス（午後八時）

議長　振鈴（九時二十五分）　再会議ヲ宣ス

二十五番（西住議員）先刻ノ報告中補足ヲスル

宗政總局規程中「宗務所」ハ「宗政廳」ト修正ノコト

右修正並ニ總長選挙規程第三條推薦母體ノ項ニ付論議集注、論争ノ結果、當局ノ訂正案ニ依リ無修正トナリシ経緯ヲ述ベテ降壇

議長　委員長報告ニ對シ質問ナキヤ

一同拍手ヲ以テ賛成

議長　委員長報告通議決ノ旨宣ス

以上のとおり、各委員会の委員長から審議の結果を委員会報告として、本会議において報告されている。その報告に対して質問・答弁がなされ、その後、議長裁決となっている。

第四節　新宗法上重要な章・条文の審議・議論（宗法第一章・総則、第二章・本山、第三章・門主）

◎　宗法第一章「総則」をめぐる諸問題

新宗法は、第一章の標題を「総則」としている。

明治の寺法では、第一章の冒頭をまず「本山」とし、第二章「法主」、第三章「執行」、第四章「集会」、第五章「法度」、第六章「財政」、第七章「末寺」と規定していることから、早くもこれらは教団の中枢組織、機関として存在し、その確立がを明示されていたのである。

明治の寺法制定過程で本山の位置づけの問題と考え合わせると、第一章を「本山」と位置づけしたことは、本山に対する「愛山護法」という意識だけではなく、「末寺」の位置づけの問題や教団内・外の問題や、外的諸条件の存在したことを伺うことができ、併せて考察しなければならない。

寺法第一条の「眞宗本願寺派」という宗名は、宗教団体法下の旧宗制にも、そのまま引継がれていくのである。第一条の「本山ハ一派中一寺ニ限ル」、第二条の「京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ、派内ノ寺院僧侶及ビ門徒ヲ管轄スル権力ヲ有ス」という二か条の条文が、明治の寺法における「本山」の位置と内容とを如実に物語っている。注目すべきは、宗派と本山＝本願寺との関係が明治の寺法編製会議からすでに議論され、寺法に明示されていることである。

寺法、その後の旧宗制、そして新宗制・新宗法が、教団の自治・自律法といわれ、各々法体系を整備していく過程で、その教団の内部のみに適用されるのか、第三者たる教団外部にも及ぶのか、その関係する適用範囲の限界はどこまでなのかという興味ある問題がそこに内在していることである。それは、世俗社会における教団の置かれている時代や、位置や、方向性の性格とも密接な関係があるものと考えられるからである。

この寺法制定時の寺法編製会議における審議・議論をみると、「本山」の位置は、すでに教団の中枢機関としての法主・執行・集会の、いわゆる「三権」との問題をめぐって、早くも議論がなされていることを忘れてはならない。

以下、第百回臨時宗会における多岐に亘る法的諸問題の議論を紹介していく。原則として、宗法第一章（総則）から条文の順序に従って審議の内容を取り上げていくこととするが、そこに見られる「三権分立」とそれに関連する「立憲主義」を、見ていくこととする。

第一章の「総則」をめぐる問題は、まず、教団としての歴史、伝統、戦後の世情等を表わすとともに、教団法としての性格や主体性を法的に、内・外共に示しており重要である。第一に宗名、第二に、教義、宗派、本末・包括関係、第三に宗制・宗法の最高法規性を三か条の条文に凝縮させ、表明しているからなのである。

◎　宗法第二条―宗門と本山・寺院―包括・被包括―

第二条については、「本宗門は、親鸞聖人を宗祖を仰ぎ、宗制に示す淨土眞宗の教義を信奉する人びとの団體であり（＝宗派）」ととらえ、「その施設である本山」すなわち「本山」＝「本願寺」と、とらえ、さらに「その他の寺院及び所属団体とを包括する。」と規定している。ここでは、「宗門＝宗派が、本願寺＝本山と全国の寺院及び所属団体とを包括する」という意味であり、宗門＝宗派＝宗制・宗法に示す団体＝本山と寺院所属団体を包括する宗教法人であるとしているのである。この条文は、宗教法人令第一条に準拠して規定されている。この規定の仕方はいわゆる、明治の寺法草案の第一章本山、第一条の「眞宗本願寺派ノ本山ハ一派中一寺ニ限ル」の本山であり、同第二条の「京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ派内ノ寺院僧侶及ビ門徒ヲ管轄スル権力ヲ有ス」との規定に由来していることに注目したい。その理由は、新宗法においては、「寺院及び所属団体」となっているが、僧侶及び門徒という用語がないことに注目したい。「本山とその他の寺院」という表現になっているのは、実質は本山と末寺という本末関係を意味が内在しているものと考えられ

る。新宗法において「末寺」の文言は全条文中から削除され、見出せない（一種の教団民主化の表れとも受けとめられるが）。明治の寺法草案では、「寺院僧侶及び門徒」と規定しているのである。明治の寺法草案時、寺院については、宗教法人という法律関係規定はなかったが、「寺院、僧侶及び門徒」という寺院の構成員たる僧侶と門徒までを包合した同朋教団としての意識・認識が見られることにも注目したいのである。「寺院、僧侶及び門徒」という文言表現の意識下には、寺院という団体、それは「人的には、僧侶と門徒で構成される同朋教団」という認識が見られるものと解釈できるのではなかろうか。

◎　宗法第三条―最高規範性―

第三条は、新宗制及び新宗法の最高規範性を謳った条文であり、浄土真宗本願寺派の宗門法規体系の基本法としての位置を明確にし、まさに教団の憲法であることを新宗法においても明示したものといえる。第一章総則の第三条に明記した意味は大きい。本願寺派教団は、その後、新宗制・新宗法を中核とした法体系を整備させていく。その直後、第百一回臨時宗会（開会・昭和二十一年十月二十日、閉会・昭和二十一年十月二十四日）では、第一号の宗会規定宗則案以下第十三号までの法規議案が、第百二回臨時宗会（開会・昭和二十二年一月二十一日、閉会・昭和二十二年一月二十六日）では、「門主相承規範」、「本願寺寺法案」が、第百三回定期宗会（開会・昭和二十二年二月二十八日、閉会・昭和二十二年三月十三日）では、実に三十八の法規議案が、そして、第百五回定期宗会（開会・昭和二十三年二月十六日、閉会・昭和二十三年二月二十六日）では、総局提出の三十三議案と議員提出議案の九議案を合計すると、実に四十二法規議案が提出され審議の上、「原案可決」、または、修正可決となっている。戦後の昭和二十一年から昭和二十三年の間に、本願寺派教団の法体系が変革され、内容的にも新しく整備されていった軌跡を見ることができるのである。この終戦直後という歴史的転換期に教団活動体制の立直しの法的根拠を築き、全国の門信徒の信頼回復の第一歩を明確にしたものと考えられる。

そして、新宗法第三条に言う「宗制及び宗法」については、新宗法第五十一条における「宗門の立法は、宗會、がこれを行ふ。」とあることから、立法権を有する宗会で成立・制定されるのである。

ところで、日本国憲法第九十八条には、憲法の最高規範性が定められている。その源流をさかのぼれば「憲法改正草案」の第九十四条、さらに、ＧＨＱ案に基づいた「憲法改正草案要綱」の第九十三条にその法的源淵を求めることが出来るのであろう。

新宗法第三条は、条文の規定の仕方が、日本国憲法の条文とその類似性を持っている。

特に日本国憲法の第九十八条と相関関係を持っていることを指摘することは可能である。それは、宗法の起草にあたって、右に述べた日本国憲法成立過程とほぼ同時期であり、新宗法に導入されたものと推定されるからである。

◎　宗法第二章「本山」をめぐる諸問題

第二章の「本山」に関する条文は、わずか二か条である。

この宗会で、第四条に関する質問は、なされていない。

しかし、第五条に関しての質問は、三人の宗会議員が質問している。まず、五条について、草案条文と可決条文とを比較してみよう。

草案では「本山は、本宗門弘教の根本施設であるから宗門全員が、これを共有する。

それ故に、宗門全員によって永久に護持されなければならない。」であったが、可決条文第五条においては、「本山は、本宗門弘教の根本施設であり、全寺院の本寺である。門末の全員は、これを總有し、永久に護持しなければならない。」と修正されている。

第四条と第五条の二か条の条文は、相互に関連し合って「本山」についての位置づけを規定しているものと考えられ、当時の本願寺派の本末制度そのものを現示しており、その変革を解明する上で重要であると考えられる。本末制度が本願寺派教団の組織構造や性格を、如実に示しているからである。そして、本末構造が、本願寺派教団の新宗制・新宗法に投影して、その世俗社会におけるその時々の世俗法体系の一端に表明していると考

えられる点からでも重要である。

第四条は、「本宗門の本山は、本願寺であり…」と規定し、本願寺が、浄土眞宗本願寺派の本山と位置づけされていることである。表現は、「本宗門」とあり、このように表現される意識の根底の中には、宗派内と宗派外両方に対して、「わが宗門内」＝「わが宗派」という教団意識が多分に働いていることを読みとれ、教団法としての自治、自律意識を感じ取れるのである。

さらに重要なことは、本願寺の宗派内における「本山」としての位置づけが、法的に宗派の内・外共に、確定されていることである。

この時期、戦後の新宗法においても、「本山」が、なお引続き法的に明確な位置づけがなされている点である。

本願寺が浄土真宗本願寺派の唯一の「本山」であり、「本山」という表現は、末寺に対する明確な位置づけとしての問題でもある。

周知のとおり、浄土真宗本願寺派の本末制度は、本願寺の成立史に由来し、その歴史がある。その解明には、本願寺発生の淵源にまで、さかのぼらねばならない問題が存在するのである。

第二章の「本山」という標題からして、法的位置づけの問題でもある。

すでに、明治の真宗本願寺派寺法草案の審議においても、本山の位置づけについては、既に議論されているところであり、本末制度が集会において常に問題となっており、本願寺派内の根本的性格を分析する上で重要な関係を呈しているのである。

ここで、「本山」に関する規定の仕方を溯ると、明治十三年の眞宗本願寺派寺法では、第一章「本山」に「第一条、眞宗本願寺派ノ本山ハ一派中一寺ニ限ル。」、「第二条、京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ派内ノ寺院僧侶及ビ門徒ヲ管轄スル權力ヲ有ス」と規定している。そして、宗教団体法下における旧宗制においては、「第十章、寺院、教會、宗教結社其ノ他ノ所属団体、第一節　寺院、第一款総則第四百八十五条」に「寺院ヲ分チテ本山及末寺ノ二トス」とあり、第四百八十六条にも、「本山ハ京都眞宗本願寺派本願寺一寺トシ一宗弘教ノ中心ナルヲ以テ本派ニ於テ永世護持ノ任ニ當ル」と規定している。

いずれも、二か条により、本山の宗派内における位置づけを、明確に行っていることは、注目すべきところなのである。

ところで新宗制・新宗法の両草案は、昭和二十一年八月六日、本山の飛雲閣において、新聞記者と会見し、公表されたものである。翌日七日の「中外日報」は、下記のとおり注目する報道をしている。

「中外日報」のみだしには、「西本宗制骨子―管長・法主名を廃し“門主”とする」である。その記事中に、「第一章　總則第一條に宗名を“眞宗本願寺派”を提示し、第二章に『本山は本宗弘教の根本施設であるから宗門全体がそれを共有する。それ故に宗門全員によって永久に護持されなければならない』という民主主義の徹底的な條項が示されている。元来、この條項は、宗制・寺法と稱ばれた時代半世紀に亘り存在したのが戦前反動日本の宗團法で一時中止されたのが復活したもので親鸞教団の特色を全面的に表わしたものとされる。」と掲載していることである。―宗法上の門主、宗名、本山について、民主主義からの条項と評価し、教団の特色を復活したものと捉えているのである。

問題は、第五条である。草案条文と制定条文とを比較し、本山の位置づけをみることとする。

草案条文では、「本山は、本宗門弘教の根本施設であるから、宗門全員が、これを共有する。それ故に、宗門全員によって永久に護持されなければならない」であった。この条文は、上程議案までに修正されていることに注目しなければならない。上程議案の条文が「本山は、本宗門弘教の根本施設であり、全寺院の本寺であって、門末の全員は、これを總有し、永久に護持しなければならない」と変更されていることである。

上程された議案史料は、未見であるが、昭和二十一年八月三十一日発行の「中外日報」によれば、同年八月二十五日から三十一日まで開かれた宗制審議会においても、「共有」の用語が議論の的になった旨を、「宗政的にも法律的にも難航の西本の宗制審議」との見出しをつけて、下記の通り報じている。それを紹介しよう。

「『第五條、本山は、本宗門弘教の根本施設であ

るから、宗門全員がこれを共有する。それ故に宗門全員によって護持されなければならない』とあるが、これは本願寺派の宗制寺法を稱んだ舊時代からの有名な文句であるが、この条文の出来たのは民法施行の明治三十一年前のことだからその頃までは『名文』だが、民法が施行されてからは『共有』の文字は明らかに分割譲与権と分割請求権をもつもので…〈中略〉…法律辞句であり、これを法律的に正解するときは本山が単なる『物』となり飛んだ解體の対象となると純法理制的な疑惧さえ飛び出している。

尚、これは、獨り西本願寺に限らず全宗教派を通じて文部省の特殊監督下から脱した、宗團教團は、従来萬事が文部省で裁いて今後は全てが裁判所に持ち出される必然性が多いので宗制宗憲などを内部的申合せなど、軽く決めておくと飛んでもない禍根となると考へられるから、その點専門家にも審査を求めて充分警戒の上決定せねばならぬと云はれてゐる」と、宗制審議会での審議の状況とその問題点についてを報じている。

宗制審議会においてかような議論がなされものと考えられよう。かような結果を踏まえ上程されたと考えられる。宗制審議会で審議された結果、第五条は、「總有」に落ちついたのである。下記のとおりに上程されたのである。

「第五条　本山は、本宗門弘教の根本施設であり、全寺院の本寺である。門末の全員は、これを總有し永久に護持しなければならない」という条文に決着されたのである。

新宗法を審議した第百回臨時宗会時においても、「共有」、「總有」は、議論されているのである。

明治の寺法編製会議において、最も粉糾したのは、寺法草案第二条についてであった。第二条は、「京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ…」と規定していたが、この「共有」の文言について、委員から様々の疑問、反対意見がでて来ているのである。

「共有」の文言については、明治の集会、終戦後の宗制審議会、そして、第百回臨時宗会において論議される程、本願寺派教団全体にとってその内容・意味が重大な意義をもっていたのである。明治十三年の眞宗本願寺派寺法におけるその性格からは、法主の権威の源泉ともされる「御真影」を含めての共有論が展開されている。また、財産法の視点や、政治的広がりを持ってものとしても議論されている。この議論の中で赤松連城の反論内容から見る共有論からは、政府に対する配慮・対門徒への対応等、様々な意味がこめられていることが伺えるのである。

共有問題は、結局、存置に賛成する者十九名、削除に賛成する者十四名という投票（記名投票がなされた）結果により、原案どおり、存置に落着ついたのである。

この問題に関連して、法主を含んでのいわゆる広い意味での「君民同治」論が展開されていることに、注目されるのである。本願寺派教団における民主主義、同朋教団との関係からである。

明治の寺法編製会議の赤松の説明の中にも見られるし、他の委員の発言にも見られるのであるが、そこで展開された「君民同治」論については、平野　武教授の論述を基礎とし、第百回臨時宗会における「君民同治」論を考察してみることとする。

その理由は、「戦後の教団の民主主義とはなにか」を考察する上で重要と考えるからである。集会および第百回臨時宗会に於いても、本願寺派教団独自の「君民同治」論が展開されており、比較する上で重要と考えるからである。

第二章の本山、第五条について、まず、第百回臨時宗会の本会議における一般質問と答弁、ならびに、宗法第一委員会報告とそれに対する質問と答弁を見てみよう。

まず、本山についてであるが、

一番（條周存）は、九月三日「一派トシテノ劃期的改革案ト考ヘルモノナルガ故ニ、時期尚早シノ感アリ」（議事録）と質問する。しかし、番外一番朝倉執行長は「宗制・宗法等ノ起案ハ急イダノデアル。現下ノ情勢ヲ考ヘ急グベナリト思慮セル故ナリ」と答弁する。そして、再質問に立った條は「執行長答弁上ヨリ、法ノ精神ノ在ルトコロヲ了解ス」（議事録）としながら、下記のとおり、質問する。

「ソレカラ本願寺本山ト云フトコロニ、…〈中略〉…即チ精神的ナモノガ出来テナイ、唯伽藍ノ維持ノミニ此ノ案文ガナッテ居ル、併シ、ヤハリ是ハ御眞影ヲ中心ニスルト云フコトガ、本山ト云

フモノノ在リ方デアル、何ガ故ニ本山ガ有難イカ、何ガ故ニ本山ト云フモノガ有難タイカ、ト云フコトハ御眞影ノ御安置場所ガ、即チ邊部ナ御門徒ノ方々ハ、御本山參詣リシテ御眞影ニ一度・一度、御礼ヲトゲサシテ載クト云フ此ノ気持ガソコニアル、掌テ私ハ其ノ筋ノ人カラ承ッタ時ハ、(中略)一時ハアノ御眞影ノヤライ内ノ疊四疊ハ一年ニ、二度更ヘタト云フコトヲ其ノ筋ノ專門ノ人ニ私ハ承ッタ。涙グマシク感ジタ、即チアノ御眞影ノ前ノ畳四畳ハ一年ニ二度更ヘナレレバナラナカッタ、如何ニ此ノ門信徒が御眞影ト云フモノヲ敬慕シ、…〈中略〉大谷ハ焼カレテモ御眞影ヲ護持スルト云フトコロニ蓮如上人様ノ即チ御苦労ガアッタ、ト云フユトヲ孝ヘル時ニ、此ノ御本山ト云フ表シ方ニモウ少シ精神的ナモノヲソコニ表ハサレナケレバ、私ハ不備デアルト云フコトヲ考ヘル」と質問している。

この質問からは、全国の門信徒の「本山」に対する思いは「御眞影」が中心であるのに、当局の上程案文には、伽藍の維持のみに関する案文が出来ていて相違があり、「御本山」という表し方にもう少し精神的なものを表わさなければ、不備であることを主張しているのである。

この質問に番外二番（増山執行）は、答弁する。

「條サンノオ話殆ド全部同感デゴサイマス。殊ニ御眞影サンガ中心デアルコトニ付テハ何等異論ノナイコトハ申ス迄モゴザイマセス。根本施設ト云フ中ニ、根本ノ根本ナルモノハ御眞影デアル、斯ウ云フセウニ心得マシテコンナ文字ヲ使ッタ訳デアリマス」と、本山は「御眞影」あっての本山であることを同感とする答弁を、行っている。

本山と末寺との法的関係についての議論は重要である。すでに明治十三年の寺法編製会議の時に、霊山諦念（十六番）によって、「本山ト云ヒ法主トイフ箇条アレハ、末寺ノ一章ヲモ加ラレンコトヲ望ム」との意見が出されている。(この意見は、採用され、寺法草案に加えられた。)

「本山」は、また、本山と御真影という関係でも重要である。寺法草案第二条には、「京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ…」とあり、この「共有」について委員から種々の疑問、反対意見が出ているからである。

かような共有論は、本願寺派における、宗教的事情上の「共有」論問題として明治の寺法草案編製時から議論されて来ているのである。

次に、新宗法第五条の条文中の「本寺」という文言に関して、四十七番（能令實圓）は、下記とおり質問する。その概要は、下記のとおりである。

「第百囘宗會議事速記録」に見る質問と答弁の中に、歴史的本末制度に由来する階級制度を始め、本願寺＝本山および宗派との関係や、新宗法第五条との間におけるギャップが問題になっているのであり、やりとりの中に、本末制度の本質・解消、法的平等関係にまで、四十七番（能令）と本山当局である内局との間で言及していて、新しい本末制度の構造改革の方向性をも示す内容となっているので、史料的に長文になるが、「第百囘宗會議事速記録」のまま、紹介することにしたい。

その質問と朝倉執行長の答弁を見てみよう。

○四十七番（能令實圓）今度配付サレタコノ宗法ヲミマストイフト本山トイフ文字ノホカニ「本寺」トイフ言葉ガアラタニ加ッテオリマス。宗制審議会ノトキニハ本寺トイフ言葉ハナカッタ、サウシテ特ニ本寺トイフ言葉ガ非常ニオウタヒニナッタ。本山オヨビソノ他ノ寺院末寺ニシタラヨイヂャナイカ。本寺トイフ言葉ヲキラヒ、サケラレタ、トコロガ今度アラタメテ出サレタ宗法案ニモ本寺トイフコトガ、ハッキリ本山ノウエニマタ加ッテヲル。コレカラミマストイフト本寺ノ寺格トイフモノハ廃止サレルコトニナッテヲリマス。ケレドモソレニハカツテ末寺ハ全部一緒ノ本寺、サウシテ本寺トイフモノト、本寺ヨリ末寺トイフフウニ寺格ガデキタトイフフウニ感ゼラレル。〈中略〉サウスルトイフト、コレハ民主主義ノ線カラ一歩後退シタト思ハレマスガ、コレハ字面ノウエカライヒマスト、相当重大ナコトデアリマス。私ガマエノ案ヲミマシテ、本山ソノ他ノ寺院トアルノデ、一派ノ寺院トイフモノハ、スベテ階級ナシニ一列ニナッタモノダ、カウ思ッテ非常ニイヽコトダト思ッテヲリマシタガ、今度ハスコシチガッテ、字面的ニイヘバ大イニチガッテ、階級思想ガアラハ

レテヲル、ダカラ、イマノ言葉デイヘバ、イハユル封建的ナ感覚ガコゝニモラレテヲルノデナイカトイフフウニ感ズルノデアリマスガ、コノ点ハドウイフモノデアリマセウカ。當局ノ御意見ヲウカガヒタイ。

○番外一番（朝倉執行長）コレハ、イロイロ研究イタシマシタ結果ガ、ドウモドノ機関ニハカッテミマシテモ、従来ノ本末関係トイフモノハ非常ニヨイノヤカラ、ヤハリ末寺トイフコトヲ寺院トイフ言葉ニカヘテモ、アノ寺院ヲ末寺トイフヤウニナホサンカ、トイフヤウナコトナドモ意見ガ出タコトガアルノデス。ソノ他ヤハリ本末關係ヲ現ハスヤウナフウニ、ドコカ出テ来ルヂャナイトカ。勿論御尤モト思ヒマスガ、ソレヲ寺院トイハズニ末寺トカニナリマスト、相当ニ宗法全体カラナガメマシテ、思想的ニ考ヘマシテモ、ナンダカ矛盾スルヤウナコトモデキサウニモアルカシ、ソレカラ末寺トイフ言葉ハツカハナイデ、本末トノ關係ハ非常ニシタシイ緊密ナモノダトイフコトノ、ソノ意味ヲアラハスヤウナ技術ガナイダラウカ、カウイフコトヲ研究シマシタ結果ガ、ココニ出マシタヤウナ全寺院ノ中心トイフコトデスナ。全寺院ノ本寺デアツテサウシテ、ソノシタヘ門末トハツキリスルト門徒モ末寺モ全体ヲイレタ言葉ニシテオケバ、ナルホド門末全体ガ、コレヲ總有スルトイフノダカラ、実際ニオイテノ本末關係ガ十分ワカルヂャナイカ。カウイフコトデ提案ヲシタ次第デアリマスガ、ソレガ能令議員ノイハレルヤウニカヘル、ソレデハ本寺ナントイフコトヲイフト、字面的ニ考ヘテナンダカ封建的ニ誤解サレルヤウナコトニ逆モドリニナルノデナイカトイフ御心配モ御尤モデアリマスガ、マアコレハ、ソレホド強イノデナイカラ、ヨカラウヂャナイカ、トイフコトデ提案ヲイタシタ次第デアリマス。〈以下略〉

○四十七番（能令實圓君）サウスルト、寺格トイフホドノモノデハナイ、本質的ノ相違デハナイ、カウイフヤウナ御意見思デセウカ。

○番外一番（朝倉執行長）サウデゴザイマス。

○四十七番（能令實圓君）サウスルト宗門内ノ寺院ハ本願寺モ一般寺院モスベテ一列ナモノデアル。カウイフヤウナ差別ノナイモノデアル、トイフ、コレデヨイノデスカ。

○番外一番（朝倉執行長）本山ハ根本施設デアリマシテ、全寺院ノ本寺デアル、カウナッテヲリマスカラ。

○四十七番（能令實圓君）ヨクワカリマセヌガ、施設トアリマスカラ、本質的ノ相違デハナイトイフフウニトリテヨイワケデアリマスカ。

○番外一番（朝倉執行長）ソレデモ本山トイフコトハウゴカヌト思フノデスガ、シカシコレハイロイロ御意見モアラウカト思ヒマスカラ、マタ委員会デコノ起案者ノ意見モ十分申上ゲマスシ、サウイフコトニシテイタダキタイノデスガ…。

○番外一番（朝倉執行長）コレハイマサキノ問題デス。御法主サマガ公人トシテ、アルヒハ門主トシテ、カウ考ヘマシタトキニ、マア御法主サマガ御得度ナサルカ、御法主サマノコトモ一般ノオ得度トオナジニナルカ、御法主サマヲ門主ニシタラ選擧権ガアルカドウカトイフコト、イロイロ出テ来ルノデアリマスガ、得度式ノコトハ、コレハマアオソラク特別ノナニカヲ得度式ガアルヂャラウト思フノデスガ、コレハマダ、ハッキリキマッテヲリマセヌ。イヅレ得度式ノ規程、サウイフコトデモイロイロ研究シテマイリマタケレドモ、イマノトコロデハ門主ニ選擧権ガアルカナイカトイフコトハ、アルヤウデ、一面公人トシテイヘバナイヤウデ、トイフフウニシカ考ヘラレナイ、トイフフウナ程度シカ、チョットオ答シニクイノデスガ、ソレデ、コノ問題トハアマリ私ハ關係シテ来ナイヤウニ思ヒマシテ提案シタノデス。

と門主と選挙権の問題について、現実には起らないと答えているのである。

ところで、第四条には、「本宗門の本山は、本願寺であり、その所在地は、京都府京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門前町である。」とある。

「本山」と「本願寺」と「宗門」＝「宗派」とは、宗務行政運営上、一体不二の関係にある。その源流は、覚信尼が、親鸞の廟所の敷地を門弟の人々に贈

与し、総有となさしめ、その留守職に覚信尼の子孫をあてることを、その譲状で定めており、ここに一体不二の源流を見出していることは、すでに周知のことである。その源流については、覚信尼の譲状、御影堂とその敷地の所有権の帰属、留守職の法的関係を考案することが極めて重要である[40]。

このことについて長谷山正觀氏（新宗制・新宗法の起草委員、宗派顧問弁護士）は、鎌倉時代においてすでに「当時、『総有』関係は入會に於いて認められて居た。」と論述しておられる。それは、「入會の形態には種々あって、江戸時代の入會の原型と云ふべきものが既に中世に於いて発達して居た」と述べて、「…〈前略〉…総有と云ふ共同所有の形態は既に直したのである。従って門徒宗團の共同所有の形態は、共有の如く共有者各自の持分を所有したり、何時でも目的物を分割し共同所有関係を終了させたりすることに出来る共有ではなく、寧ろ入會と同様に総有と見るべきであろう。」と論証しておられる。

眞宗本願寺派寺法草案および制定された明治十三年の寺法の第一条は、「眞宗本願寺派ノ本山ハ一派中一寺ニ限ル」、第二条に「京都本願寺ハ一派共有ノ本山ニシテ派内ノ寺院僧侶及ビ門徒ヲ管轄スル権力ヲ有ス」と規定している。そして、明治十九年（一月甲第一号）発布の「眞宗本願寺派寺法」第二条には、「本山ハ一宗弘教ノ本刹ニシテ派内ノ末徒ヲ統括スル所ナレバ、一派ノ共有ニシテ而モ法主ノ管轄スル者トス」と規定している。長谷山正觀氏は、「この一流派の共有と云ふ字は、一派の總有の意味に解すべきであろう」と解し、「この條文は本願寺宗門の沿革を基礎として、成文化されたものであるが、この條文から見ても、譲渡の相手方は門徒宗團であり、その総有であったことが伺われる」と論考されている。「共有」、「総有」の問題は、本願寺派教団という宗教教団独特の有する法律的問題であり、その解明に困難性が有していることだけは確かである。

ただ、教団の存在性・社会性という観点からも今後の考察に期待したいところである。

今日の世俗社会に存在し、存続し続けていく教団の自治・自律法をただ、今日的視点と速断で解釈できるものではないことだけは確かである。

◎　浄土真宗本願寺派—宗派名問題

第一章をめぐる問題は、第一条に「本宗門は、淨土眞宗本願寺派といふ。」と規定して、一派の宗派名を「淨土眞宗本願寺派」としていることである。宗派の名称は、その宗派の教義と、教団の基本的性格をその内と外両方に表明する上でも重要である。そして、新宗制および宗法という教団の根本法規にかかる名称だけでなく内容・性格にも関係する上で重要な問題でもある。

宗派名問題は、教義上から、わが国の仏教宗派・宗教教団（特に浄土宗）間で問題となり、真宗十派間においても古くから問題となっていたのである。本願寺派教団が、明治期に入って宗派の名称を「眞宗本願寺派」としたのは、明治九年十二月、眞宗五派共同管長を改訂に伴い、五派共同管長の改正申請を教部大輔　宍戸　璣宛願い出て、明治十年二月二十三日、「願之趣聞届候事」「但各派官長撰定可_届出_事」と内務卿大久保利通から許可を得て、「眞宗本願寺派」と派名を届けた時からとしている。この時から新たに本願寺派管長を置くことになったことを考えると、政府が国家法制に基づき、法律的な意味においても、「本山」とは別に「宗派」という新たな宗教団体を成立せしめたことは、「本山」即「教団」体制を以降、変革させていくことになり、国家権力が教団支配の関係において規定したことは、大きな意味を有することになる。

以来この宗派名については、宗教団体を統制する国法であった「宗教団体法」に基づき認可された「眞宗本願寺派宗制」の第一条にも「本派は眞宗本願寺派ト称ス」と規定して、戦前・戦中・戦後の昭和二十二年三月三十一日まで使用されているのである。そして、それ以降は、第百回臨時宗会で可決・制定された「淨土眞宗本願寺派宗制」ならびに、「淨土眞宗本願寺派宗法」に基づいて宗名を、「淨土眞宗本願寺派」と、新しく改めていくのである。

第百回臨時宗会において、宗派名は問題になっ

40）長谷山正觀「本願寺と宗門との法的関係」（『龍谷大学論集—三四九—』、昭和三十年』）の十六頁以下参照。

ている。

第一章総則　第一章の「本宗門は、淨土眞宗本願寺派といふ」の宗派名をめぐって番外一番（朝倉執行長）は、「議案の提案説明」の中で、下記のとおり述べている。

> 大体ニ付テ簡単ニ重要ナトコロヲ是カラ御説明申上ゲマス。先ヅ宗制デハ一派ニハ尊イ歴史傳統沿革ガアリマスガ、最初ノ構想デハ之ヲ一章、二章、三章、四章、五章ト云フ風ニ入レヤウカト考ヘマシタガ、研究ノ結果沿革ト云フモノハ、総章ト言ヒマスカ総説ト云フ風ニ見出シモ付ケマセンデ、所謂一派ノ歴史傳統ヲ書キ下スコトニシテ、先ヅ淨土眞宗本願寺派宗制トシテ、其ノ第一番目ニ書入レタノデアリマス。以下教義、本尊、聖教、宗風、斯ウ致シマシテ挙ゲマシタ。而シテ宗制ニモ宗法ニモ出テ参リマスルガ、一派ノ宗名ヲ淨土眞宗本願寺派、斯ウ云フヤウニ定メタノデアリマス。之ニ付キマシテハ外ノ眞宗ノ各派トナルダケ一緒ニト云フ希望ヲモチマシテ交渉ヲ致シマシタノデゴザイマスガ、只今ノトコロデハ未ダ其ノ共ニヤルト云フコトニナッテ居リマセヌノデ、本派ダケガ此ノ淨土眞宗本願寺派ト云フコトニ独自デ定メタノデアリマス。若シ此ノ問題ニ付キマシテ御質問ガゴザイマスレバ、其ノ時ニ或ル程度迄オ答ヘ申上ゲマス。

この朝倉執行長の提案説明を受けて、登壇した三十二番（田坂利行）は、

> 丁度戰時中ニ臣道実踐トカ滅私奉公トカイフコトガ、ミンナノ口カラ出マシタ、オナジヤウニ新日本建設トイフコトガ、カルヘシクトナヘラレテヲルノデアリマス。ケレドモ今日ノ如ク道義ノ頽廃シテヲル、イハユル道義ノ網ノ破レキッテヲルコノマヽデ、日本ガ救ハルヽカドウカ、コレハイフマデモナイコト、ソノ破レタ網ヲ補修スルモノハオヨソ教化國體デアル。教化ノ力、モット具体的ニイフナラバ宗教ノ力、サラニイフナラバ佛教、モウ一ツツッコンダラ東西本願寺、スクナクトモ東西本願寺ガ「リーダー」トナッテ、コレヲ敢行スルコトニヨッテノミ日本ガ救ハレルト断言ガデキルト思フノデアリマス。カウシタ気持ヲ前提トシテ、コノ今度ノ宗名ノコトデアリマスガ「淨土眞宗」トウチノ方デハイフコトニ案ガナッテヲリマス。トコロガ東西本願寺ヲハジメトシテ、ホカノ宗派ニオイテハ、コレガ統一ガデキヌ。コレハドッチデモ大シタ問題デハナイト思ヒマスガ、宗ノ内外ヲ問ハズ、コレ破レタ道義ノ網ヲ繕ラウタメニハ大キナ力ガイル。ソノ力ハ前ニ申シマシタ理念カラ東西本願寺ガ手ヲ握ルカギリデハナイ、合同スルノガ一番大キナ力デアル。コノ合同スルトイフコトニツイテハ宗ノ内外ヲ問ハズ相当大キナ声ガカケラレルヤウニ私ハ感ジテヲルノデアリマスガ、コノ宗名ノ交渉ノ場合ニオイテ、ウチノ重役、アルヒハ隣山ノ重役ノ間ニサウシタ合同問題ニツイテノオ話ガアッタノカナイノカ、マタ現在重役ハドウイフ考ヲモッテオイデニナルカ、…〈中略〉…合同ノ気運ヲ醸成スルトイフヤウナ気持ガオアリニナルカドウカ八月ノヲハリノ新聞、名ハハツキリ記憶シマセヌガ今度「アメリカ」ノナントカイフ婦人ガ皇太子サマノ御養育係リトシテ宮中ヘハイルコトニナリ、マタ田舎ノ小サイ町デハ子供ガ腹ノホソイノモ打忘レテ、「イエス」サマノ芝居ヲアコガレテヲルヤウナ現状ナンデアリマス。コレヲバワレ〳〵ハ指ヲクハエテホッテヨイノカドウカ合同ノ問題ニツイテトリアヘズ大キナ決心トイフカ、覚悟トイフカ、ホッテオカレヌ問題デアル。

と質問しているのである。

宗名問題に関連づけて質問し、さらにキリスト教の伝道実例を揚げ、真宗各派が合同すべきことを主張している。

この質問に対し、番外一番（朝倉執行長）は、今日までの現況を説明し、真宗各派とも「常会」の如きは一緒に行い、最近は、知恩院とも教化方面については協力してやっていると述べ、将来に対する方向も述べている。

宗派名については、以外に議論がないのは、宗会を構成する宗会議員全員が、特選議員、公選議

員の区別なくともに本派の僧侶であり、教義上においても、既に学習済の上当然のこととの認識があったものと考えられる。先の宗制審議会においてすでに議論しつくされたのであろうか、以外と低調である。

また、宗教法人令第二条第一項二号の「名称」については、教団の規則制定上、必要事項として揚げていることから、新宗法の第一章総則の第一条に規定したものと考えられる。旧宗制の第一条には「本派ハ眞宗本願寺派ト称ス」と規定し、新宗法第一案では「本宗門は、浄土眞宗本願寺派といふ。」と規定してあり、文言上「本派」が、新宗法では「本宗門」と置き変わり、「称ス」が、「いふ」との変化が見られるが、法文上においては、いずれにしても、「我が宗派」「我が宗門＝本願寺派」という意識が存在する用語であることに変わりはない。

安武敏夫教授の論文では、「宗派」の文言が、仏教教団を示すものとして国法上最初に見られるのは、明治十七年八月十一日太政官布達第十九号による「管長設置令」以降のことであるとされている。そして、「宗教法人との関係から常用されるようになるのは、宗教団体法以降である」とし、「宗教団体の宗教法人としての世俗的側面を特に指す場合に『宗派』という話を用い、宗教団体の聖・俗両面の全体を包含するものとしての宗教団体を表現するときは、『教団』の語を用いることにしたい。」と論述されている。

小稿も、安武敏夫教授の論説に基づき、すでに「宗派」、「教団」の用語を用いて論を進めて来ている。歴史的・法律的に浄土真宗本願寺派の宗門全体や、宗派全体、教団全体を意味する場合が多いと考えられるため、敢えて「本願寺派教団」という用語を使用することを、当初にお断りしておいた。

◎　法主を門主と称する理由

五十番（菅原覚也）は、従来の「法主」を新しく「門主」と称する理由について、次のとおり、一般質問をしている。

次ニハ宗制、宗法ヲ通ジマシテ分リカネル点ハ門主ト云フ新シイ言葉ヲ設ケタ意味デアリマス。私共往々ニシテ封建的ナ賊滓ヲ払拭スルト云フコトカラ封建的トイフ其ノ用語ニカヽワリマシテ、眞ニ其ノ善シ悪シモ吟味セズ、又封建的ト云フコトト、歴史的特異性ト云フモノヲ混同シテ居ルヤウナ、サウシタ場合ヲ見聞スルコトガアルノデアリマス。法主ト云フコトガ何ヤラ封建的ナ表現デアルヤウニ響イテ、又門主ト云フコトガ民主的ナ感ジヲ与ヘル用語デアル、ト言ッタヤウナコトデアルヤウニ、若シ是ガ響クトスルナラバ、私共地方ノモノニ眞ニ当局ノ立法ノ精神ヲ伝ヘマス上ニ於キマシテ、ソウデハナイト云フコトヲ伝ヘタイト考ヘマス。門主ト云フヤウナコトガ、ザット考ヘルト大谷家一門ノ戸主ガ、カウイフ意味カ、承ッタ場合ニ門主ト云フ語意ノモッテ居ル言葉ノ内容ガ曲解サレテ　伝ワルノデナイカト思フ。此ノ問題ハサウ云フコトハナイカモ知レマセヌガ、又法主ト云フコトヲ止メナケレバナラナイ、ナゼカト言ヘバ、法主、ソレハ「ローマ」法王ヲ思ヒマスガ、ソコニハ特権的ナ貴族的ナ眞ニ神秘的ナ内容ヲモツガ故ニ、斯ウ云フ臭イト響キヲモッテ居ルカラ教團ノ民主化ニハ、従来法主ト云ッタモノヲ言ワナイコトニスル、ト言ッタヤウナ考ヘガアルトシマスルナラバ、寧ロ私ハ此ノ宗教教團ノ特異性ト云フモノノ、最モ大事ナモノハソコニ多分ニ神秘性ヲモツカラデアルト思フノデアリマス。何モ法主自ラガ法主デアルト、斯様ナ出方ハ嘗テナサッタコトヲ聞キマセヌ、吾々ガ法主デアルト、コチラカラ崇敬ノ言葉、其ノナカニコソ全國門末ノ所謂御同朋御同行ノ心ノ中ニハ法主ト云フ言葉ニヨッテ、ドンナニ麗シイソコニハ法味愛楽ノ道心ヲ喜ビ、報恩感謝ノ同行ノ姿ト云フヤウナ、本當ニ教團ノ真摯ナ、サウシテ本質的ナ姿ト行ヒガ出テ居ルカト思フノデアリマス。ソンナモノガアルトスルナラバ、強ヒテソレヲ門主ト斯ウ云フモノニ変ヘテ行カナケレバナラナイカ、其ノ点ヲ分カリカネルモノデアリマスカラ、此ノ点ヲドウ云フ理由デ、ドウシテモシナケレバナラヌカ、御説明ヲ願ヒタイ。

と質問している。

五十番（菅原）は、ここで、用語について、真にその善し悪しも吟味せず、封建的ということと、歴史的特異性ということを混同しているのではないか、「法主」というと封建的表現であり、「門主」と言うと民主的な感じを与える用語であると考えることは、立法の精神を伝える上においては、必ずしもそうではないと考えるとし、「門主」というと大谷家一門の戸主と曲解されて伝わるのではないか。そして、「ローマ法王」を思うとき、特権的、貴族的、神秘的な内容を持つが故に、従来宗教団体の特異性から、神秘性を持つものであって、「法主」という崇敬の言葉の中にこそ、全国門末の御同朋御同行の心中にこそ法味愛楽の道心を喜び、報恩感謝の姿と行為が、出ているのであり、強いて「門主」という用語に変える必要があるのか、と質問しているのである。

この質問に対し、番外一番（朝倉執行長）は、次のとおり答弁する。

○番外一番（朝倉執行長）　菅原議員ノ御質問ニハ法主ト云フ名前ガ封建的ナ残滓ト云フカ色彩ガアルカラ、ソレヲ避ケテ門主ニシタノデハナイカ、ト云フヤウナコトナンデスネ。サウ云フ風ニ思イマセヌ。法主、是ハ御法主自身ガ自分ハ法主ダト、勿論出来マスレバ自分デ仰シャルコトガアルカモ知レマセヌガ、兎ニ角吾々ガオ敬イ申ス上ニ、傳統的ナ相當吾々ノ耳ニナレタ御名前デアルノデス。ケレドモ、法ノ主ト云フコトハ少シ考ヘテモヨイノジャナイカ。ソレヨリモモット宗門全体ノ中心デアル詰リ御一人ガ宗門ヲ統一ナサルノダト云フヤウナ風ニ考ヘタ方ガヨイ。斯ウ云フノデ宗門ノ御主人、斯ウ云フ意味デ門主ガヨイト斯ウ決定シタノデアリマシテ、法主ト云フ方ガ古イ言葉ダカラ、何ダカ特別ナ言葉ノヤウダカラ此ノ時代ニ遠慮シタノデナカロウカ云フ其ノオ考ヘハ同様デハアリマセヌ。

と、答弁している。宗門の主人という意味であると答えていることに、注目したい。

◎　門主権と三権分立

○六十三番（阿部慶昭）は、三権分立の視点から、門主と総局と勧学寮との関係の中で、門主権の立場について質問しているのである。

①門主に宗意安心の裁断権あり（宗法第八条）、②門主に総局からの申達に対する干渉権・拒否権はなし（宗法第九条）、③三権分立規定あり（第三十一条）　④宗制・宗法の改正に当って勧学寮の同意を得ることは、宗会の議決権の関係で矛盾する　⑤宗制では教義を述べたるもの解すれば、門主の権限であると考えられるが、どう考えるか。さらに続ける。

○六十三番（阿部慶昭）は、①宗法案第六条に、本宗門を統率（議決は、「統一」となる）するものを門主とすると規定し、宗法案第八条には門主の宗意安心裁断権ありとし、第九条には、門主の申達に対する拒否権・干渉権はなしとし、第三十一条には宗務三権独立（ただし、宗意安心に関する事項を除き）を明記。そして、草案第五条（可決条文では第九十四条）では、宗制・宗法改正には勧学寮の同意必要となっている。宗会で一旦議決したものが勧学寮の同意を得なかった場合、議決権が成立しないことになる。第三十一条により立法権は宗会にあると規定があり、第九十五条の有無にかかわらず、宗会は独立機関ではないのか。そこで、「カモフラージュ」されたものがあるのではないか―と質問し、②宗制案は、宗義をその内容としているものであるとの朝倉執行長の答弁からすれば、門主の権限と考えられる故に、改める意志があるのか、ないのか―と①・②の質問をしているのである。

門主権と宗務執行権（＝宗政事務・立法事務・司法事務という三権独立）、勧学寮の同意、宗会議決権との種々の相互関係を質問しているのである。

「速記録」は、次のとおりである。その部分は、内容的に重要である。

○六十三番（阿部慶昭）は質問している。

宗法案第六條、第八條、第三十一條、四十五條、九十四條ニ関聯シテ質問イタシマス。第八條ニ宗意安心ノ裁断権ヲ門主ガモタレルコトヲ規定シテアルノデアリマス。第九條デハ宗務機関ノ申達ニ対スル拒否権モ干渉権モ門主ニナイトイフコトガ規定シテアルノデアリマス。第三十一條ハ宗意安心ニ間スル事柄ヲ

ノゾイテハ、イワユル三権分立ノ形ヲトリマシテ、独立シタ機関デアルトイフコトヲウタッテアリ、権限ノ所属ガ明確シテヲルノデアリマスガ、第九十四條ニオキマシテ宗会デ議決サレタモノガ勧學寮ノ同意ヲエナケレバ議決権ヲウシナウ。昨日ノ執行長ノオ言葉デハ撤回スルトイフヤウナ言葉デ表現サレタノデアリマスガ、要スルニ宗会デ一旦議決シタモノガ勧学寮ノ同意ヲエナカッタ場合ニハ議決権トイフモノガ成立シナイノデアリマス。スナワチ、三十一條デハ一旦独立シタ機関デアリ、立法ニ関スル権限ノ所属ガ、明確ニ宗会ニアルトイフコトガウタッテアルノデアリマスガ、コレニ反シテ九十四條デハ宗会以外ニ勧学寮ノ同意ヲモトメナケレバナラナイトイフコトニナッテヲルノデアリマス。コレニツキマシテ、第一ニ御当局ノオ考ヘハ第九十四條ガアッテモナカッテモ、宗会トイフモノガ独立シタ立法機関デアリ、権限ヲモッテオルモノデアルカ、トイフコトガ一ツ。

デ、昨日カラノ御当局ノ意見ヲウケタマワリマスルト、ソレハ宗制ナルガユエニ、スナワチ教義ニ関スルモノデアリ、乃至ハ宗意安心ノ裁断権トイフモノガ御法主ニアルノデアルカラ、宗制ニ関シテダケハ、ドウシテモ勧學寮ノ意見トイフモノヲイレナケレバナラナイトイフ御返答ノヤウニウケタマワッタノデアリマスガ、コレニツキマシテ増山執行ハ、宗制ハカクアルベキモノデアルトイフコトヲ規定シタノデナシニ、教義ハコノヤウナモノダトイフコトヲ表現シタノダ、イヒアラワシタノダトイフヤウナコトノ返答ガアッタノデアリマスガ、コノ御返答ハ、ハナハダモッテ解シガタイノデアッテ、宗制デアル以上ハ教義ハカクアラネバナラヌトイフコトヲ規定シタノガ主義ナンデアリマシテ、決シテタヾ單ナル一片ノ表現ノ文字ガ宗制デアルトイフヤウナコトハ本員ハ同意シカネルモノデアリマス。デアリマスユエニ宗制ガソノ内容トシテ教義、傳統、本尊トイフヤウナ、ホトンド教義ヲ内容トシテヲルモノデアリ、シカモ教義ニ関スル事柄ヤ、宗意安心ノ最後ノ御裁断ノ権利ハ御門主ニアルノデアリマスカラ、宗制ノ変更、改正案トイフヤウナモノヲ第四十五條デ宗政總局ガ発案シ宗会ニ提案シ云々トイフヤウナコトガアルノデアリマスガ、スクナクトモ御法主ニ宗意安心ノ裁断権ヲモッタモノト規定シ、シカモ宗門ノ統一者デアラレル御法主ナンデアリマスカラ、マタ宗門ハ教義、宗意安心ヲハナレテ私ハ存在セヌモノト思フ。モットモ根本デアルモノヲ御法主ガ統一セラレ、ソノ最後ノ裁断権ヲ御法主ガモタレルトイフコトハ、コレハ當然ノコトト信ジマスルガユエニ、スクナクトモ宗制、スナワチ教義ヲ内容トスル宗制ニツイテハ、ソレノ改正案トイフヤウナモノガ、宗務当局、宗政總局ノ発案ニヨルトカ、宗会デ内定シテマタ勧学寮ノ同意ヲ要スルトイフヤウナ、一應三権分立ヲウタッテ、シカモナホ三権分立をミダス、一應権限ヲ與ヘテ権限ヲ奪フヤウナ、コンナ「カモフラージュ」シタ宗法トイフモノヲツクラズニ、宗制ノ改革案、宗制ノ改変トイフヤウナコトハ御法主ノ御発意ニモトズキ御法主ノ権限ニ専属スベキモノデアルト信ジマスガユエニ、ソノヤウニアラタメラレル御意思ガアルカナイカ。

と質問する。

この二つの質問に対し、朝倉執行長は、

阿部議員ハ一方デ、三十一條デ権能ヲアタエテヲリナガラ、コノ九十四條デハマタソレヲウバッテオルヤウニミエル、コレハ大変「カモフラージュ」シタヤウナ矛盾シタヤウナコトデハナイカ、カウイフコトデアリマスガ、決シテ矛盾シテヲリマセヌ。三十一條ヲオヨミクダサッテヲルト思ヒマスガ、三十一條デハ宗意安心ニ関スル事柄ヲ除キ各独立ノ何々、トカウ書イテアルハヅデアリマス。「宗務ハ、宗意安心ニ関スル事柄ヲ除キ、宗政ト立法ト司法トニ分ケ、各々独立シタ機関デ行フ。」コレガアリマスルカラ、九十四條ニ万一、宗制ノコトデ宗制トイフモノハ、イマオ説ノヤウニ大体動カヌモノデスケレドモ、今度宗門投票ナドツクリマシタカラ、ドンナ突飛ナモノガ出テ来テ、カリニ根本的ナモノヲナニカカ

ヘルトイフヤウナ、変革ヲオコサウトイフヤウナ場合ニ、ソレハ手段ニヨリ方法ニヨッテハ門末カラ発意シテ宗門投票デ成立スルコトモアルカモシレナイ、サウイフコトガアリマスカラ、第九十四條ニ、第三十一條ニ、サウイフコトヲノゾイテ他ノコトガ三権独立シテヲル、タヾシ九十四條デハソノ宗意安心ノ事柄ニ関スル、イハユル宗制ノ一部又ハ全部、カウイフ問題ニツイテハ、カナラズ勧学寮ノ同意ヲアタヘネバナラヌ、ト書イタ方ガ合理的デアルト信ジタノデアリマス。マタサウ願ッテオルノデアリマス。モシ議決シタコトデ勧学寮ノ同意ヲウルコトデ意見ノ対立ガアッタ場合ドウスルカトイフコトデアリマシタガ、ソレハソノトキノ事情デアリマスカラワカリマセヌガ、モシ、ドウシテモ対立シタ場合ニオイテハ、コノ案ヲ撤回シマスカ、アルイハドウシテモ出来ナイ、ドッチカカタズケナケレバイケナイ、カウイフ場合ニオイテハ、ヤムヲエズ宗門投票デモ御門主ノ発意アソバスカ、門末ノ発意デヤルカ、マアソコラニナルダロウト思ッテオリマス。決シテ「カモフラージュ」シタノデモナク、マタ御法主サマノ統一アソバスコトヲ、ソコデサマタゲニナルヤウナコトニモナンニモナッテオラヌ。マタ議決権ヲモ決シテ無視シテヰルコトニモナラナイト思フノデアリマス。シタガッテ、コノ九十四條ノ但書ヲケズル意思ガナイカ、カウイフコトデアッタヨウデアリマスガ、サウイフ意思ハアリマセヌ。

と答えている。「六条に規定する門主の統一権限を遠ざけるのでもなく、宗会の議決権をも無視してはならない」と注目すべき答弁をしているのである。

従って、草案第九十五条（可決条文は第九十四条）の但書を削る意志はないと反論している。しかし、この論議を受けて、宗法第一委員会で審議されて委員会報告では、但書の「且つ勧學寮の同意を得なければならない」の文章は、修正すべきとの結論に達している。

結局、草案の但書は、削除されてしまった。このことを「第百回臨時宗會議事録」には、

「第十章第九十四條ニ於テ三権分立ノ故ニ立法権確立ノ為…改正ハ豫メ勧學寮ノ同意ヲ得テ…議決シナケレバナラナイ…トシ勧學寮ノ同意ヲ得ナケレバナラナイヲ除ク様修正ス」

と、記録されているのである。

この質問のためか、草案と可決条文に、差異が見られる。

草案（第九十五条）では、「宗制の一部又は全部の改正は、宗會議員の五分の四以上の出席した宗會に於いて、〈中略〉　且つ勧學寮の同意を得なければならない」であったが、可決条文（第九十四条）では、草案後段の「且つ」が削除され、その代わり「予め」を加えて本文中に入れ、「宗制の一部又は全部の改正は、豫め勧學寮の同意を得て、宗会議員の五分の四以上の出席した宗會で、出席議員の五分の四以上の多數を以てこれを議決しなければならない」と修正されたのである。

六十三番（阿部慶昭）の質問に関しての結末は、宗制第一委員会で審議された。「第百回臨時宗會議事録」には、「第十章第九十四条ニ於テ三権分立ノ故ニ立法権確立ノ為『…改正ハ豫メ勧學寮ノ同意ヲ得テ…議決シナケレバナラナイ…』トシ勧學寮ノ同意ヲ得ナケレバナラナイヲ除ク様修正ス」と記している。本会議に委員会報告がなされ、委員会の修正・報告どおり、議決となったのである。

なお、朝倉執行長は、この宗制が、浄土真宗の宗義をその内容としているものであるので、改める意志はないと答弁している。

◎　門主・宗意安心裁断権と宗会の立法権

次に、二番（土原行園）は、言う。新宗制・新宗法と現行宗制（＝旧宗制）と比較しても、骨幹の上では大して新しい面、宗団百年の大計を樹てるというような立派な宗制、宗法とは考えられないとした上で、門主を本願寺派教団一門の主人とすると、教団全般の責任を持たなければならないのに、宗意安心の裁断のみとし、且つ、宗務行政面に付いては、干渉権及び申達拒否権をも認めないとするならば、今日の時代からすれば、むしろ、人間としての権利を相当無視し、雲の上にまつりあげ、奥の方に据えている。これでは、第六条にいう「統一」することが不可能である。

そして、名称も、門主でなくして、法主の方が、「然ルベキデアル信ズル」と述べ、「門主が時代の思想に即して宗門の陣頭にとって運営を図られることこそ望まれるものと考える」旨を主張している。

さらに、三権分立に関し、新宗法の第九十四条からは、宗会である立法府が真実に独立とはなっておらず、独立とは言えない。その理由は、宗会の決議が門主安心の裁断権の諮問機関たる勧学寮によって左右されることになっているから、真の立法部と言うことは言えないし、矛盾すると論述している。

「第百回宗會速記録」には、次のとおり記録されている。

○二番（土原行圀）は、次のとおり質問する。

只今執行長ハ民主主義ニナラッテ、此ノ草案ヲシタ、ト仰セラレタノデアリマス。トコロガ、此ノ提出サレタ宗法ヲ見マスト云フト、一面封建的ナ方面モアルシ、又民主主義ト云フモノニ多少トラワレテ、無理ニ新味ヲツケラレタヤウナ感ガアルトコロモアルノデアリマス。現行ノ宗制宗法ト睨合シテ見マシテモ、其ノ骨幹ノ上ニ於キマシテ、サウ大シテ新シイ面、モウ一ツ言ヒマスト云フト、宗團百年ノ大計ヲ立テルトコロノ眞ニ立派ナモノデアルト云フヤウニハ考ヘラレナイノデアリマス。其ノ第一ニ付キマシテ門主権デアリマス。門主ト斯ウ言ヒマスト云フト、字カラ申シマシテモ門主デアリ、主デアリマス。是モ今ノ説明ノ通リニ一門ノ主人デアル、本願寺教團一門ノ主人、サウシテ見マスト云フト、先ズ是ハ全体ノ上ニ宗制宗法、詰リ一門ノ責任ヲ、全般ノ責任ヲ御法主がモタレナケレバナラナイト思フノデアリマス。トコロガ此ノ現在ノ提出サレマシタ宗法ヲ見マスト云フト、教義安心ハ御法主ノ御裁断、門主の裁断、其ノ外ノ行政面ニ付テハ、是ハ申達ヲ拒ムコトガ出来ナイ。又干渉スルコトガ出来ナイ。而モ只今執行長ノオ話ニアリマシタガ、御法主ハ余リニモ御仕事ガ多イ。今迄ノ現行カラ言ヘバ仕事ガ多イ。ソレデオ敬イ申ス意味ニ於テ斯ウ云フヤウニシタイ、ト云フヤウニ私ハ聴キマシタガ、寧ロ私ハ反対デナイカト思フノデアリマス。今日ノ時代カラ申セバ勿論ノコトデアリマス。人其ノモノヽ権利ヲ相當ニ無視シテ居ルノデアリマス。御法主ヲ雲ノ上ノ方ニマツリアゲ、奥ノ方ニ据ヘテ應接間ノ置物ノヤウナ感ジガシテヰルノデアリマス。是デハ本當ニ統一シテ行クコトガ出来得ルヤ否ヤ疑問デアリマス。單ニ教義安心ヲ御裁断、ソレダケノ御仕事デアルナラバ、此ノ言葉カラシマシテモ菅原君ノ質問ノ如クニ、門主デナクシテ法主ノ方ガ然ルベシデアルト信ズルノデアリマス。ヨロシク御法主ハ時代・思想ニ即シテ、宗門・陣頭ニ立ッテ、是ガ運営ヲ図ラレルト云フコトハ、是ハ本當デナイカト思フノデアリマス。之ヲ當局ニオ尋ネスルノデアリマス。　ソレカラ宗務ノ方ニ行キマシテ、三権分立ノ御説明デアリマシタガ三権分立ニハナッテ居リマセヌ。…〈中略〉…

ソコデ立法部デアリマスガ、立法部ハ眞実独立トハ言ワレナイノデアリマス。ソレハ提出サレマシタ第九十四條ノコレニ明カニ出テ居ルノデアリマス。宗会ノ決議ハ勧学寮ニヨッテ左右サレルノデアリマス。左右サレルヤウナ立法部デアレバ、眞ノ立法部トハ言ハレナイノデアリマス。

この土原の質問に対し、番外一番（朝倉執行長）は、次のとおり反論している。

○番外一番（朝倉執行長）は、

始メニ民主主義ニナラッテ此ノ宗法、宗制ヲ作ルト云フコトヲ私ガ言ッタト言ヒマスガ言ヒマセヌ。何カノオ聴キ違イデアリマス。民主主義ノ澎湃タル其ノ響キツツ、若シ封建的ナモノデモアリトスレバ、ソレハヨク考ヘテ、ソレヲモ考慮ニ入レテ見タヾケデ、民主主義ガ起キタカラ便乗シタト云フヤウナ考ヘハ、毛頭モッテ居リマセヌ。ソレカラ新味ヲ出スコトニ苦心シテ、何ダカ新シイモノヲ出サナケレバナラヌノデ、ワザト新シイ味出シタヤウニ仰シャッタ、ソンナ色気ハゴザイマセヌ。ソレカラ内容的ニナリマシテ門主、是ハ寧ロ反対ダ、三権分立カラ来テ、ドウモ三権分立ニナッテ居ラヌ、其ノ時ニ九十四條ニドウモ

牴觸スルトカ言ワレマシタガ、ソレハ違フト思ヒマス。九十四條ハ、ソンナコトハ何ニモ觸レテ居リマセヌ。要スルニサウ云フコトハ措キマシテ、三権分立ニナッテ居ルノデアリマス。ソレデ門主ガ寧ロ全部責任ヲオモチニナッテ、斯ウ云フ時代ニナッタカラドンヘ活動遊バスヤウニナゼシナイカ、是ハ考ヘ方ノ相違デアリマス。御法主様ヲオ敬イシ、御法主様ノコトニ付テ私適當ニ補佐致シテ居ルモノヽ一人カラ考ヘマシテ、サウ云フ時代モクルカモ知レマセヌケレドモ、今紛々タル斯ウ云フ世相、混濁セル世相ハ、其ノ本質的ナ御法主様ノ御任務ヲ十分責任ヲモッテオヤリニナルノガ一番ヨイ、行政ノ方モ大事ダケレドモ、ソレハ公選サレタ、立派ナ總長ガ運用シテ行クノダ、決シテ外ノ教團ニ劣ルヤウナ活動ハセラレヌダラウ、斯ウ云フ信頼ヲモッテ居ルノデアリマシテ、御意見ノヨウデアリマシタケレドモ、マア御意見トシテ承ッテ置キマス。

と、番外一番（朝倉執行長）は、答弁している。

民主主義に便乗してこの宗制、宗法を作ったという考えは、毛頭ない。三権分立となっていないと言うが、第九十四条にはなにも抵触していない。また、こういう時代になったから、門主が全部責任をお持ちになって、活動遊ばすようになぜしないか――これは、今「紛々タル世相、混濁セル世相ニアッテ、行政面ハ、公選ノ結果ノ總長ガ運用シテ行クノガ至当」と答弁している。

◎　門主の信仰上の地位

次に、五十番（菅原覚也）は、宗政総局、審判院宗会等が各々独立の立場により宗団の運営に当ることを「結構なこと」と認めつつ、審判院が独立性を持つと同様に、同朋教団という特殊な伝統、感情、性格上から、「門主の権限内にある式典部における勤式作法などで地方を指導する立場・性格を必要とするのではないか」と、前置きして、宗法の草案第十一条の「門主は、宗政総局の申達により、一号から十三号までの事柄（＝宗務）を行う」という条文と第九条の「門主ハ、特ニ定メラレタ宗務機関ノ申達ニヨッテ宗務ヲ行イ、ソノ申達ヲ拒ミ又ハ干渉スルコトハナイ」の条項に関連して、信仰の対象、本山の本質的なものを直属させて「〈門主ガ〉モット強ク現レテ戴ク」ということが、立法、精神の中心に考慮されていたかどうか」と質問しているのである。

門末から見れば、信仰上における門主の地位は、本質的な問題と直結する。機関上の位置だけにとらわれての意見からではなしに、異なった視点からの門主権について重要な質問と考えられる。その質問を紹介したい。

次ハ宗務ノ構成ニ付キマシテ、宗政総局、審判院、サウシテ立法、宗會、是ガ各々独立ノ立場ヲトッテ、ヨッテモッテ一ツノ宗團ノ運営ニ當ルト云フコトハ、誠ニ結構ナコトデアリマスルガ、審判院ガ獨立性ヲモツト同様ニ、ココニ従来本刹ヲ中心ニ致シマシタ此ノ同朋教團ノ特殊ナ伝統ト、サウシテ感情、性格ノ上カラ考ヘマシテ、私ハ本刹ニ仕ヘ、本刹ヲ守護スルト云フヤウナ立場トガ、モット高度ニ出テ来ナケレバナラヌノジャナイカ、現在ノ式典部ト言ッタヤウナモノモ部長ガ當局ニ隷属スル、斯ウシタコトデナク、本刹ニ御給仕ヲ申上ゲルコトカラ言ッテモ、或ハ勤式作法、其ノ厳粛ニヘ奉仕シ、地方ヲ指導ヲシテ戴クト云フ上カラ言ッテモ、相當高イ立場ニ、半独立ト言ヘバオカシイデスガ、ソウ云フ性格ヲモッテ行カナケレバナラヌジャナイカ、斯ウ思フノデアリマス。

尚ホ又今門主ト言ハレマスル御法主ガ、「此ノ権限ノ中ニハ申達ニヨッテ宗務ヲ行フ、申達ヲ拒ムコトハナイ。」ト云フヤウナコトカラ考ヘマシテモ、全ク御法主ノ御立場ト云フモノガ如何ニ信仰ノ対象トシテ、ソシテ又此ノ本刹ノ本質的ナモノニモット強ク現シテ戴クト云フコトガ考ヘラレル、ソウ云フヤウナ時ニ、此ノ方面ヲ御法主ニ直属シマシタ審判院ヲドウト云フコトハ私ハ申シマセヌガ、私ノ言葉ノ意味ヲ御賢察下サイマシテ、サソウ云フヤウナ性格ヲモッタソコニハ、裁判、裁判モ寧ロソレニ属スルト云フヤウナモノガ、今ノ法主権ノ或ハ本山、本刹ト云フヤウナモノヲ考ヘル立法、精神ノ中ニ、今オ尋ネ申上ゲタヤ

ウナコトガ考ヘラレテ居ッタカドウカ。〈以下略〉

この質問に対し、朝倉執行長は、次のとおり、答弁している。

御法主様ノ遊バス御仕事ハ宗意安心ノ御裁断、法要布教儀式或ハ帰敬式ヲ遊バストカ、得度式ヲ遊バストカ規定シテゴザイマスガ、此ノ方ニ勿論御専注ニナルヤウニ當局ハ希望シテ居リマス。随テ一般行政面ノ方ヘ先程言ッタヤウニナルベク、オタチニナラナイヤウニシテ、本質的ナ方面ニ御法主様ガ力ヲ注イデ戴キタイ、併シ總テヲ宗政ト立法ト審判トニ分ケレバ式典法要ノ方面ガ少シモコヽデハ分ッテ居ラヌガ、ソレニ付テハ、ソレヲ軽ンズルヤウナ風ニ見エルヤウデアルガ、サウ云フ考ヘガアルカナイカ、斯ウ云フコトデスガ、毛頭アリマセヌ。

と、朝倉執行長の答弁では、門主が新宗法に規定する「事柄」に専注されることを規定し、門主の職務を宗意安心の裁断権、法要、布教、儀式等に限定し、規定したことについては、門主を「軽ンズル」考えは、「毛頭アリマセヌ」と答弁している。新宗法に規定するところによっての門主権であり、その内容を答弁しているのである。

◎　宗法第三章「門主」の宗門統一をめぐる諸問題

新宗法の第三章・門主に規定する条文（第六条から第十三条まで）に関しての一般質問とその答弁を見て来たのであるが、宗法第一委員会（委員長　條　周存）からは、意外と門主に関係する委員会審議の報告はなされていないのである。

宗法第一委員会の審議報告のあとに、質疑応答があり、その中で、五十番（菅原覚也）と、四十七番（能令実圓）の両名は、第六条の「統一」という文言について、宗務との関係、門主権の抑制との関係で、この「宗法における立憲主義」に関しての質疑・応答が見られ、注目すべき内容となっているので、「第百囘宗會議事速記録」によりその質問と答弁における議論をそのまま紹介する。

まず、最初に五十番（菅原覚也）が質問に登壇して、

○五十番（菅原覚也）まず、次のとおり質問する。

第三章ノ門主ノコトニツキマシテ委員長ニオウカガイヲイタシマス。第六條ニ「本宗門ヲ統一スルモノヲ門主トスル。」トカヤウニアリマスルガ、第九條ニオキマシテ、ソノ三項ニハ、「門主ハ第一項ノ申達ヲ拒ミ、又ハ干渉スルコトハナイ。」トアリマスルガ、コノ統一スルトイフ統一性、ソレト申達ヲウケタ事柄ニノミ宗務ヲ行フトイフコトヽ、言葉ノ對ガアリマスガ、ソレハ申達シナケレバ干渉スルコトガナイトイフコトヽハ、矛盾スルモノヽヤウニ考ヘラレルオソレヲ感ジマスルガ、コノ点サウイフコトハ絶対ニナイトイフコトデゴザイマシタガ、コノ点ハ全然委員會デハナカッタノデアリマスルカ。

と、質問し、説明を求めている。

○一番（條　周存）は、左のとおり説明する。

委員會ニオキマシテハ、サウシタ方面ヲ各委員諸君カラ発言ガアリマシテ、慎重審議イタシタノデアリマスガ、サウシタ行政方面ノコトハ、宗務總長ノ責任ニナッテオルノデアリマシテ、イマコヽニ統一トイフ、コノ統一ハ、イロ〳〵マア審議ノトキニハ、ワガ一派ヲ總覧トイフヤウナ統一ノカワリノ言葉モ出タリシテ、イロ〳〵研究ヲイタシタノデアリマスガ、統一トイフトコロニモ、ワガ一派ハ門主ヲ中心ニシテヲル、カウイフ意味合ノ統一デアルトイフコトヲモチマシテ、コレトソレトハ相衝突スルモノデナイトイフコトヲ審議イタシタノデアリマス。

と、まず、委員会で審議があったことを認め、答弁している。そして

○五十番（菅原覚也）は、再質問する。

宗門ノ中心デアルトイフヤウナ意味合ハワカリマスルガ、ソコニハ廣範囲ニモトヅク、ナンラノ宗門統一上の宗務ガ行ハレナイ、トイフコトニナッタナラバ、コレハコヽニワレワレガ、イマ門主ヲ崇敬シテオル心持トヨホドチガウヤウニ考ヘマス。委員會ニオキマシテハ、コレガ全教團ノ御法主ニ對スル本當ノ感情ト崇敬ノ期待ニアテハマルカドウカトイフ

コトヲ御検討ニナッタモノト思ヒマスルガ、委員長ニモコレハ教團趨帰スルトコロノ核心ニナルモノ、コノヤウナ中心ニナルトイフ説明ヲウケラレマシタカ、オウカガイイタシマス。

と、門主の宗門統一と宗務責任と、門主に対する崇敬との関係を、質問しているのである。

○一番（條　周存）は、答える。

御質問ノ点モ十分研究ヲイタシマシタ。長時間ニワタリマシテ、研究審査ヲイタシタノデアリマスガ、門主ハ一派ノ御中心デアルガユエニイカナルコトニ對シテモ、ヤハリ道徳的ニハ御責任モオ感ジクダサル、マタ一派ニ對シテノ、タトヒカウシテ責任ハ宗務總長ニアリマシテモ、責任ヲモッテ一派ノコトヲ遊バシテクダサルトイフコトニ相成リマスナラバ、コノ案ニヨリマシテモ差支ガナイトイフコトノ結論ニ達シタノデアリマス。

と、委員会の結論を披瀝している。

○五十番（菅原覚也）は、さらに質問する。

ウケタマハレバ極メテ道徳的ナ教團ノウルワシイ心持ニヨッテ教團ノ宗務ノ運営ヲサレルトイフコトガ考エラレマスルガ、ソノ第九條ノ第三項ハナニカ、カウ時代ノ風潮ニ迎合シタヤウナキライガナイトハイエマセヌ、カウイフ角バッタヤウナ表現ヲサケタ方ガヨイノデナイカト思ヒマスガ、コノ点モ、全然オ問ヒニナラナカッタカ、オウカガヒイタシマス。

と、委員会審議の中での第九条三項の宗務機関の責任と門主統一との関係を、質問しているのである。

○一番（條　周存）委員は、答えている。

サウイフ御意見ノヤウナ御意見モ出タ。シカシ、イロ〳〵研究イタシマシテ、実施ニツヨク入ッテ、ソシテ研究シタ結論トイタシテハカウシタ案ノママデ決シテ差支ナイトイフコトニ審議ヲ終ヘマシタ。

と、提案条文のままで差支えないとの結論に至った旨を述べている。

次に、質問に立ったのは能令實圓である。

○四十七番（能令實圓）は、質問する。

門主ガ宗門ヲ統一スル、カウイフノハ本宗門ノ宗務ヲ統一スルトイフ意味カ、サウデナイノカ。

と、門主が宗門を統一するという意味は、宗務（全体）を統一するのかどうかを質問しているのである。

○一番（條　周存）は、答えている。

コレハ現行法ヲミマスト、スベテガ、カウシテ宗務總長ニアルモノデモ、道徳的ニハスベテ御責任ヲモッテ一派ノ中心ニナッテイカレル、カウイフ考デアリマス。

と、現行法（＝「眞宗本願寺派宗制」）では、門主が道徳的に全て責任を持つようになって、一派の中心であると説明しているのである。

その後、四十七番（能令實圓）は、当局に回答を求めている。

○番外一番（朝倉執行長）は、

極メテ重大ナ御質問デアリマス。ソシテ、モシ、私ガ責任ヲモッテオ答シマシテ間違ガアッテモ、相済ミマセヌ。ソレデ起案者ノ説明委員カラ、ワカルヤウニ説明申上ゲマス。

と、起案者、説明委員から説明するよう答弁している。

○番外三番（花田信之　説明委員＝法制部長）は、

第一ノ点ニツキマシテ申上ゲマス。統一ト申シマスコトハ、ナニヲ統一セラレルカ。宗門ガ成立シテオルソノ根源トイフ意味デアリマス。ダカラ宗門全体ガソレニヨッテサヽエラレテヲル、サヤウ、私ハ解釈シマシテ、宗務デアロウト、ナンデアロウト、宗門一切ハ法主ノ統一トイフトコロニ根源ヲモツ、カウイフフウニ考エマス。

と、宗門一切は門主の統一根源に由来すると答えている。

○四十七番（能令實圓）は、

マダマダ…ナンデモカンデモ統一スル、カウイフコトデアリマスガ、ソノナカニハ、無論宗務モアルダロウ、宗務トイエバコレハ法的ノモノデナケレバナラヌ。法的ニ宗務ヲ統一シテヲルノニ法的責任ハナイ、道徳的ダトイフコトガ私ニハワカラヌ。ワカルヤウニ一ツ…。

と、門主の法的責任の存否を、問い正しているのである。

○番外三番（花田信之　法制部長）は、

法的責任ト申シマスモノヲ、ワレ〳〵末徒ガ法主ニモトメルノガドウカ。ソレヲマァ一ツ考エンナランノデスガ、ワレ〳〵ハ法的責任ハ第三者ニ対シテアルベキモノト考ヘテオリマス。ソレデ法的責任アリヤ、ナシヤトイフコトハ外部ニオイテ判定スルコトデアッテ、宗門内トシテハ門主ニ法的責任ヲモッテイカナイトイフノガ立場デアリマス。

と、法的責任を末徒が、門主に対して求めることについて躊躇する気配を伺わせる内容が見られるのと、それに基づいて始めて「門主不答責」を説明している。さらに第三者に対する法的責任の存在をも明言しており、注目すべき答弁となっているのである。

○四十七番（能令實圓）は、

内輪ノコトハドウデモヨイ、法的ニワカルヤウニ、一ツ説明シテイタヾク。宗務トイフモノハ、コレハ行政、立法、司法トカソウナッテヲル。ソレデモッテ、ソノ宗務ヲ統一スル。カウイフコトニナッタ以上ハ、ドウシテモ法的デナケレバナラヌ。タヾ内輪ノモノガ、ダマッテオッテモ内輪ダケデ問題ガオサマラナイヤウナ場合ニハドウナル。サウイフ点ハオ考エニナッテオラヌカ。

と、門主の宗務（行政・立法・司法）統一責任は法的でなければならない。内輪で治まらない場合はどうなると、対外的対応をもこの宗法は考慮しているのかと、質問している。これは、宗法の規定が、教団内部だけの問題に納まりきらないことを、現状から判断し、暗に質問しているものと考えられる。

○番外三番（花田信之　法制部長）は、

法的責任ノ所在トイフモノハ國家ガ法律的ニアルトコロニアリト認メタトキニ、ハッキリスルノデアリマシテ、コレハイマココデ明言イタシテヲリマセヌ。タトヘテ申シマスナラバ、法人令ニヨリマスト法人ノ法的責任者ハ主管者デアル。ソノ主管者ニ法主ガナラレルカ、ナラヌカトイフ問題ハ、コヽデハ、イマ申シテヲラナイノデアル。問題ニナッタトキニ御法主ガソノ地位ニオツキニナルガヨイカドウカトイフコトハ決定スレバ、ヨイジャナイカ、カウ思イマス。

と、宗教法人令の法的責任者は、主管者と表現されていることを根拠に、その地位に就任するか否かはその時に決定すればよいと答えているのである。

○四十七番（能令實圓）は、

宗務ガイハユル三権分立シテ、ソレ〳〵ソコノ責任者ガアル。ソノ最高ノ責任者トイフモノガアル。ソノウエデ、一ツ統一スルトコロノ門主ガアッテ、ソノ門主トイフモノニハ責任ガオヨバナイトイフ、カウイフ御解釈、御説明ダトウケタマワッテヨイノデスカ。

と、「門主不答責」について確認しているのである。

○番外三番（花田信之　法制部長）は、説明する。

イマ私ガ申シマシタコトヲ考エチガヒニナルトコマリマスノデ、モウスコシ申シマスト、モシ法人ニコノ宗派ガナリマスレバ主管者ハ門主一人ニハ、イタサナイ豫定デアリマス。ソレデ具体的ニ申シマスト、門主ト宗務總長ト宗會議長ト審判院長コノ四人ヲスクナクトモ、主管者ノ地位ニツケル。コレデドウゾ御勘辨願イタイ。

と、ここで、当局は、門主、宗務総長、宗会議長、審判院長の四人が、宗教法人令第八条に規定する主管者であることを初めて明らかにしたのである。

この答弁を受けて、

○四十七番（能令實圓）は、

サウスルト、法的ニ統一シナイコトデスナ。

と、詰め寄っている。

○議長（千葉康之）は、確認する意味で、

イマ三権分立、コレヲ全部統一サレルトスレバ立法モ、司法モ、行政モミンナヒックルメテ統一サレルカ。

と、説明を求めている。これに対して、

○番外三番（花田信之　法制部長）は、

現行宗制ノゴトク管長ガソノ意味ニオイテ統一シテヲルトイフノデアレバ、サウデハアリ

マセヌ。

と、旧宗制における法主権限が新宗法に引継がれていることを暗にほのめかしていると受けとめられる答弁となっている。

○五十番（菅原覚也）は、

統一トイフ言葉ノ内容ガ、ソレニヨッテ教團ガ支ヘラレテオルトイフヤウニ聞キマシタガ、サヤウニ解釈シテ結構デスカ。

と、「統一」という言葉の内容について、ここでも再確認している。

○番外三番（花田信之　法制部長）は、

サヤウデゴザイマス。

と、答弁すると、そこで、五十番（菅原覚也）は、関連質問を行っている。

○五十番（菅原覚也）は、

シカラバソレニヨッテサヽエラレテ、根源的ナモノデアルナラバ、コヽニイフ門主モコレヲ委嘱シマスガ、相當教團ノ自主的ニデキルコトデナケレバ、本當ニ教團ノスガタガアラワレナイ場合ガ多イト思ヒマス。サウイフトキニ第九條第三項ノゴトク、干渉スルコトハナイ、申達ニノミヨッテ行フ、コノ条項ハ矛盾シナイカ。

と、詰め寄っている。これに対して、

○番外三番（花田信之　法制部長）は、

統一体デアルガユエニ、ナント申シマスカ、具体的ナ表現ヲモッテ意思ヲ現ハサズトモ教團ソレ自体ハソノ統一体ヲ中心トシテウゴクトイフコトニオイテ、門主ノ意思トイフモノハ、カク各宗務機関ニアラハレルトイフノガ一ツ、ハジメノオ答。第二番目ノ干渉或ハ拒否トイフコトヲ書キマシタコトハ、一面門主ノ権限ニナニカ制限ヲ加ヘルヤウニミエマスケレドモ、コレハ宗務總長アルイハ他ノ宗務機関ノ責任トイフモノヽ点ニツキマシテ、門主ニ対シテ、カヽル文字ヲツケテオク方ガ外部ニ対シ、アルヒハ今後ニイロ〳〵ナ疑問ヲ生ジ、ソノタメニワザワヒヲオヨボストイフヤウナコトガ、アッテハナラナイトイフ意味ニオイテ、オクベキモノト心得テオリマス。

と、門主権限の制限責任と外部との関係から答弁している。最後に、

○五十番（菅原覚也）は、

ソノ御説明ノ意味ハ第二項デ「當該ノ宗務機関ガ、ソノ責任ヲ負フ。」コレデ、ウチキッテヨカロウト思フノデアリマスガ、自分ハサヤウニ考エマスノデ、御質問イタシタノデアリマスガ、コレ以上ハ質問ヲイタシマセヌ。

と述べて、終っているのである。

なお、第三章、門主に関する条文の内、第九条については、「本願寺新報」（〈昭和二十一年七月二十五日・第百四十五号〉をもって、宗派内周知を画るため）掲載の草案条文と、制定条文に差異が認められるので比較する。いつの時点で、修正・追加されたのか検証することとする。

草案条文第九条の第一項は、「門主は、特に定められた宗務機関の申達によって宗務を行い、その申達を拒み又は干渉することはない」であり、第二項は、「前項の宗務については、当該の宗務機関がその責務を負う」のであった。

可決・制定条文の第九条第一項は、「門主は、特に定められた宗務機関の申達によって宗務を行う」となり、第二項は、草案条文の第三項の条文であった「前項の宗務については、当該の宗務機関がその責務を負う」の文言が第二項に繰り上っている。そして、第三項に、「門主は、第一項の申達を拒み、又は干渉することはない」を追加されている。

この差異は、宗法第一委員会委員長（條　周存）よりの委員会報告の中で、条文修正は報告されず、第四十七番（菅原覚也）よりの第九条第三項をめぐる議論から考察すると、草案公表の後、修正されて、議案上程となったものと考えられる。

それは、「第百囘臨時宗會議事録」に、「原案ニヨレバ門主ノ御発意ニヨル宗務ガ…〈以下省略〉」とあり、この原案とは、第九条の一項、二項そして三項の全体をさすものと考えられるからである。さらに、「宗法第九条第三項ハ時ニ迎合セルモノノ如シ」、答弁にも、「宗法第三条ハ時代ノ迎合ニアラズ」と記されていることからして、議案として上程の時点では、すでに制定条文と同一文言になっていたものと考えられるのである。

次に、右に見て来た一連の質問・答弁を「第

百回臨時宗會議事録」によって確認してみることとする。

(質問…菅原覚也)

第六條中ニ於テ統一スル者ヲ門主トスルニ對シ第九条ニ於テ干渉権拒否権ナシコレ矛盾セザルヤ。

(答弁…條　周存)

矛盾ナシ、行政ニ關スル責任ハ總長ニアリ、統一トハ一派ハ門主ト中心トスルノ意ナリ。

(質問…菅原覚也)

原案ニヨレバ門主ノ御發意ニヨル宗務ガ行ハレザルコトヽアル、コレ門徒ノ崇敬シテヰル門主ニ對スル觀念ト異ナル。

(答弁…條　周存)

門主ハ一派ノ中心ナル故道徳的責任ヲモタレルモノト考フ、尚宗門ノ統一者ハ門主デアルコトヲ忘レテハナラヌ。

(質問…菅原覚也)

宗法第九條第三項ハ時代ニ迎合セルモノヽ如シ。

(答弁…條　周存)

宗法第九條第三項ハ時代ノ迎合ニアラズ。

(質問…能令實圓)

統一トハ宗務統一ノ意カ。

(答弁…條　周存)

統一トハ總長ノ持ツ責任ヲモ持ッテ居ラレル意ナリ。

(質問…能令實圓)

法理論ニヨリ考案スベキ宗法ヲ道徳論ヲ以テ云々スルハ不可ナリ。

(答弁…花田信之　法制部長)

統一トハ宗門ノ成立ノ根元ニシテ其レニ依ッテ宗門ガ保タラレテヰルノ意ナリ。

(質問…能令實圓)

全テヲ統一スル意トスレバ宗務ハ法的責任アルモノナルヲ以テソレヲ統一スル門主ニ責任ナシトスルソノ意如何。

以上ノ質疑ニ対シ、「一番（條議員）、執行長・花田法制部長ヨリ、次ノ答弁アリ。」とあるから、各々答弁がなされたのである。

(答弁…花田信之　法制部長)

法的責任トハ第三者ニ對スル時ニ發効スルモノニシテ派内ニ於テハ問題ナシ、國家ガ法的ニ命令スル等ノ事アリタル時ハ門主ハ責任者トハナラヌ、尚コノ問題ハ必要ナシ。

(答弁…花田信之　法制部長)

主管者ハ四人位トスル故問題ナシ。

宗門全體ヲ統一スルモノナル故具體的表現ヲ必要トセズ。

唯（一）教團自體ガ好ク統一運営サレルコトヲ考ヘ（二）干渉、拒否権ヲ門主ニ認メザルハ総長等ノ責任ニシテ門主ニ災ヲ及ボサヌヤウ考慮セルモノナリ。

◎　門主相承規範の不提出

○十一番（菅原賢仁）は、第七条の条文中の「門主相承規範」に関して、「門主ト云フコトニ付キマシテ先程カラ色々ノ議論ガ出マシタガ、此ノ宗規ニ於テ門主相承規範ト云フ吾々ニトッテハ重大ナモノヲ提出シナカッタ理由」について質問している。

この質問に対し、朝倉執行長は答弁する。

「門主相承規範、之ヲナゼ出サナンダカ、是ハ御承知デセウガ、民法ト関係ガアルノデス。戸主権ガナクナッタ。戸主ノ名前ガナクナッタリ、色々アリマシテ、御相承ニナルヤウナコトヲ決メルノニ「民法ノ方ガドウナルカ、ト云フコトヲ十分考ヘナケレバナラヌ。ソレデ今度ハ提案シマセナンダ」

と、その理由を述べている。

「門主相承規範案」の宗会提出予定については、昭和二十一年七月二十五日の「本願寺新報」により、周知のため掲載されていた。また、八月六日の飛雲閣で新聞記者に公表された時点では、「上程される筈である」としていたが、議案として上程されなかった。番外一番（朝倉執行長）の答弁理由の示すとおり、議案として付議されなかったのである。

ここで、「門主相承規範」について、若干、説明しておきたい。

まず「皇室典範」との関係であるが、第一に「門主相承規範」と、「皇室典範」とが、酷似していることである。まず、成立および施行時期について、ほぼ同時期であることに注目したい。

第百回臨時宗会に提出予定であった「門主相承規範」は、結局、議案上程されなかったのである。その理由については、番外一番（朝倉執行長）の答弁で明白である。その後、第百二回臨時宗会（開会・昭和二十二年一月二十一日、閉会・昭和二十二年一月二十六日）において、「門主相承規範宗則案」として付議されている。原案可決され、昭和二十二年一月二十七日発布、昭和二十二年四月一日施行されている。

「皇室典範」は、昭和二十二年一月十六日法三号により公布、施行は、昭和二十二年五月三日（日本国憲法と同日施行）であり、ほぼ同時期の公布・施行と考えてよさそうである。

次に、門主相承規範であるが、第百回臨時宗会で成立した新宗法の第七条「門主は、宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る」の規定を、法的根拠として門主の継承が位置づけされていることである。

一方、「皇室典範」についても、日本国憲法第二条に、「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と、日本国憲法に皇位継承の法的根拠が、定められている。

いずれも、法的根拠によって、その地位の存在を法的に認められている点も共通するところであろう。

ところで、日本国憲法制定過程の中で、「皇室典範」の文言が明確に見られるのは、昭和二十一年二月十三日、総司令部より交付（手交）されたとされている「マッカーサー草案」の第一章皇帝の第二条に「皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルベシ」によるのである。以降の日本国憲法案（三月二日案）の第二条（昭和二十一年三月四日、総司令部へ提出）、「憲法改正草案要綱」の第二条（昭和二十一年三月六日発表）、「憲法改正草案正文」の第二条（昭和二十一年四月十七日発表）のいずれにも、「皇室典範」の文言が明記されている。

本願寺派教団が、政府の動向、わけても日本国憲法の制定過程に敏感になっていたことは、特に戦後の宗会である第九十八回、第九十九回、第百回臨時宗会において、顕著である。本願寺派教団がＧＨＱの指令、介入・干渉の中で絶えず政府の機関と連動し、その方向を画策しながら新宗法が起草されたのであろうと推定される。その理由は内容的にも条文構成も酷似しているからである。

もっとも、ここで、「門主相承規範」について、説明しておきたい。本願寺派教団では、東本願寺の「大谷派家憲」より、やや遅れて、明治二十四年六月、全十章五十三条からなる「本願寺内範」を制定していた。内容は、准連技の範囲に関する規定を除き、大谷派家憲と大同小異であった。

「門主相承規範」の条文中には、「第一條　淨土眞宗本願寺派の門主は、世襲とし、宗祖の系統である大谷宗家の家系を繼ぎ、得度式を受けたものが、これを相承する」、「第二條　門主は、その在職中、本山本願寺の住職に就任しなければならない」、「第三條　門主が遷化又は退職したときは、その後繼者が、直ちにこれを相承する」と規定され、戦前の国の法制であった宗教団体法下の法的擁護によるものであり、旧宗制規定上の法主の地位づけは、宗教法人令に基づき削除されたのである。戦後は、教団法たる新宗法第七条および、門主相承規範を法的根拠とし、その地位を明記しているのであることから、門主制は法的に存続したことになるのである。

第四章　日本国憲法制定過程と新宗制・新宗法制定

第一節　憲法制定過程の影響

本章の目的は、まず、戦後、ＧＨＱ初期占領政策下において成立した本願寺派教団の「淨土眞宗本願寺派宗制」および「淨土眞宗本願寺派宗法」等が、戦後の改革法制の中で、宗教法制、わけても、日本国憲法成立過程において、その成立、条文項目、内容等が密接な諸関係をもっているとして、本願寺派教団の諸史料と憲法制定関係草案史料等を材料にその関係を検証することにある。

併せ、前記の「淨土眞宗本願寺派宗制」および「淨土眞宗本願寺派宗法」の中にも新しい現代立憲主義が存在しているとして、検討・検証することにある。

「宗教とは何か」、「法とはなにか」という命題も

さることながら、「国家の宗教法制」と「教団の法」、国家権力と宗教団体に関係する宗教法の基本的問題に少なからず関心を寄せている一人でもある。

「いかなる国家も宗教に関する法（法律にとどまらず、行政上の命令・規則であることもある）を有している」[41]。ゆえに「宗教あるいは宗教団体に関する国法（国家法）の研究が、まず、一つの重要なテーマになることは否定できないだろう」[42]。ということができる。このことを踏まえて、両者の法的関係に興味をそそるのである。

日本の近代史上においては、まず、国家の省令、規則等が実務的に宗教団体を統制し、一九三九（昭和十四）年の宗教団体法に致って国家の統一的宗教法が成立したといわれている。かような国家の宗教法制の分析は、宗教法研究上重要な意味をもっている。一方、「宗教教団の自治法、内部規範も宗教法の研究対象として極めて重要である。宗教教団の自治法は、その名称の差こそあれ（現に、教憲、教規、宗憲、宗制、宗法等々種々なものがある）」[43]、その教団の教義、組織機構を常に投影している。これら宗教団体における自治・自律法の研究も大事である。平野　武教授は、「宗教法の研究は、前者すなわち国法レベルの研究と後者すなわち宗教団体の自治法の研究とがあいまって前進していくべきものであろう」[44]と述べておられる。

国家も宗教教団も、歴史上、世俗社会に存在して来たし、現在も、現実に世俗社会に存在している以上、両者の関係がないわけではない。密接な関係が存在しているのである。

本章では、右に述べたような視点から、ＧＨＱという絶対的権力者と、その時の国法（＝宗教法制）と本願寺派教団の自治・自律法に焦点をあててみたいのである。特にアジア・太平洋戦争の直後、ＧＨＱ初期占領政策期の日本国憲法制定過程において、本願寺派教団の「浄土眞宗本願寺派宗制」ならびに「浄土眞宗本願寺派宗法」が、その起草段階においてその影響を受けたと仮定して、若干の史料により検討・検証し、考察を試みるものである[45]。

国家と本願寺派教団は、近代から今日に至るまで、なお、密接な諸関係をもっている。

右に掲げたことは、敗戦とＧＨＱ連合軍による日本占領という史上未曽有の出来事が、その後の日本の宗教法制や本願寺派教団の戦後のあり方・方向に、いかなる影響を及ぼしたかという大きな問題を考察・検証しようとするものでもある。

近代日本においても本願寺派教団は、巨大な宗教教団であった。それは、当時の政府関係機関内にも多くの有能なる人脈を有していたし、全国的にも多くの有力な人材を有していたし、全国の門徒数からしても、日本の政治に対して少なからず影響力を及ぼしたことは想像にかたくないところである。

以上から、小稿の考察は、まず宗教法研究の一部分であり、微々たるものであろう。ＧＨＱ占領政策、および、国家の宗教法制と本願寺派教団に存在する自治法・自律法との関係を検証することにある。そして、その際、考察視点のベースとなるのは、ＧＨＱ指令および、日本の宗教法制、わけても、戦後の日本国憲法である。

いうなれば戦後の日本国憲法制定過程と並行し、それに連動しての本願寺派教団の根本法である新宗制・新宗法の一考察であるといえよう。

それは、日本国憲法制定過程と本願寺派教団の新宗制・新宗法との法的考察であり、今まであまり採り上げられることのなかった関係からのアプ

41）平野　武『明治憲法制定とその周辺』（晃洋書房、二〇〇四年）一三九頁。

42）同、右書、一三九頁。
宗教法の体系については、長谷山正觀『宗教法概論』（昭和三十一年、有信堂）、大宮壮策『宗教法の研究』（八千代出版株式会社、昭和四十九年）、岸本英夫『宗教学』（大明堂、一九六一年）、南原繁『国家と宗教〈改版〉』（岩波書店一九五八年）、大石　眞『憲法と宗教』（一九九六年、有斐閣）等を参照。

43）同、右書、一四〇頁。

44）同、右書、一四〇頁、なお、平野　武『西本願寺法と「立憲主義」』（一九八八年、法律文化社）では、明治期における本願寺派教団の組織・自治法についての緻密な歴史的研究がなされている。

45）平野　武教授は、『明治憲法制定とその周辺』（二〇〇四年、晃洋書房）の一八〇頁で、「それは憲法制定史を映す一種の鏡であるとも表現できよう。そのような観点からすると、本願寺教団の戦後改革と日本国憲法あるいは戦後の民主化との関係も興味深い研究テーマであるといえるが…」と述べておられる。

ローチということが言えると思う。

戦後の第百回臨時宗会で成立した「浄土眞宗本願寺派宗制」および「浄土眞宗本願寺派宗法」が、マッカーサー草案、憲法改正草案要綱等の日本国憲法制定過程で、その条文・内容がにあまりにも類似しており、何らのか影響を受けていると考え、そこにおける法的関係を見極め、さらに、そこに存在する立憲主義の内容を分析・考察・検証しようとするものである。

かような検討・検証方法および考案が、ささやかであっても、日本の宗教教団における自治法・自律法の研究に資することが出来れば幸いである。

第二節　新宗制・新宗法制定への対応

終戦直後、本願寺派教団の法的対応、すなわち、新宗制・新宗法の制定への手順は、まず、敗戦当時施行の旧宗制「眞宗本願寺派宗制」の更改として着手されたのであった。すでに第九十八回臨時宗会（昭和二十年十一月十二日開会)、第九十九回定期宗会（昭和二十一年二月二十七日開会）における議論に見られる如く、宗会史料からは、ほぼ敗戦と同時期の早期から旧宗制更改への画策がなされていったと考えられるのである。

それは、一九四五（昭和二十）年十二月二十八日の宗教団体法廃止、宗教法人令施行に基づき、まず宗教法人令に準拠する形で対応が、始まったといえる。

そのことは、戦前の宗教団体法により文部大臣認可を得て教団内に発布された「眞宗本願寺派宗制」（＝「旧宗制」）は、政府の強制的な宗教団体統一政策に即応した統理者中心の形態をなしていたところである。戦後は、その国策に応じる必要がなくなり、本願寺派教団の当局、宗会も、その法的支柱を失って、どのように対応し、改訂すべきかについては、教団史料等から、緊急・切迫した最重要問題となっていたことは想像できる。

朝倉内局（昭和二十年三月二十八日・第二次内局）は、ポツダム宣言受諾後、まず、初めに八月二十九日に宗政の最高諮問機関として、「宗門運営調査委員」を設置（第一回開会は十一月七日・八日の両日）し、第九十八回臨時宗会を召集する。十二月二十二日には、「宗制審議会総会」を開催して宗教団体法廃止に伴う新宗制案について討議を諮っている。昭和二十一年二月一日には、法制部を独立させて「宗制制定事務所」を開設し、その具体的対応に着手していくのである。

第三節　教団組織・機構民主化の法的根拠

ここで前章で記したところと重なる部分もあろうが、ＧＨＱの初期占領政策とその戦後改革法制の性格・内容について簡単に紹介してみる必要がある。

ＧＨＱの占領政策の性質・立場[46]について、渡辺洋三教授は、左記のように分析しておられる。占領政策には、「三つの顔」[47]が存在するとし、その「三つの顔」が、日本の戦後改革をきわめて複雑にしている点を指摘し、相互に関連しあい、対立し矛盾する面を含んで、同時進行したことを、述べておられる。

その第一は、アジア・太平洋戦争において日本と闘った連合国（大戦をファシズムと民主主義との闘いとすれば、民主主義連合国）の代表者としての顔である。この顔をもつ「占領軍は他の連合軍と協力して、日本の民主的変革を掲げたポツダム宣言の厳格な実施を要求する立場にあった」。

その第二は、連合国内部で社会主義国と対立していた資本主義国（帝国主義国）の代表者としての顔である。この顔を持つ占領軍は、帝国主義相互の対立という観点から旧日本帝国の解体を要求しつつも、その改革を、資本主義の枠内での反共的目的に限定する立場にあった。その第三は、直接に日本の占領統治を担当した文字どおりの占領

46）占領政策の分析と日本の宗教制度に関する研究文献は多い。井門富二夫編『占領と日本宗教』（一九九三年、末来社)、『〈新装版〉戦後日本―占領と戦後改革』（二〇〇五年、岩波書店)、『戦後改革と逆コース』(二〇〇四年、吉川弘文館)、『占領戦後史』(二〇〇二年、竹原栄治、岩波書店)。以上は、占領期（一九四五年から五二年まで）の日本の宗教とＧＨＱの対日政策の研究書。また、Ｗ・ウッダート（阿部美哉訳）『天皇と神道―ＧＨＱの宗教政策』（サイマル出版会、一九八八年)、古賀和則「占領下における宗教行政の変容」（『龍谷大学紀要』、第十二巻第二号、一九九一年）など各々の視点から占領統治政策についての研究書を参照。

47）渡辺洋三教授「戦後改革と日本現代法」（『戦後改革』、東京大学社会科学研究所編、一九九四年）一〇〇頁から一〇二頁参照。

者としての顔である。この顔をもつ占領軍は、敗戦後の日本の危機を回避し、占領秩序を維持し安定させるという観点から、一方では経済援助に支えられた社会復興をはかるための改革を必要とするとともに、他方では、危機の進行を阻止するための改革を必要とする立場にあった。

右の内容から、戦後の初期占領政策には、「三つの内容・性格」が存在したということができよう。

右のような占領政策がもつ性質・立場からの分析は、大切にしなければならない。

しかし、小稿は、渡辺洋三教授の示された「三つの顔」の立場を考察視点として、論を進めたいと思う。かような視点から、ＧＨＱの占領統治の宗教政策を考察するとき、それが、今日の時点も含めて戦後の本願寺派教団のあり方・方向にとって、どのような意義をもちえたかを宗教法制および、制度史研究の立場から、考察することが可能と考えるからである。

ＧＨＱの占領統治政策が、間接統治という型を採ったというにせよ、戦後における本願寺派教団の法制変革の起点となっていることは、周知のとおりである。

ＧＨＱによる占領統治は、一時的過渡的であったにせよ、史実であったことにはその異論はない。占領統治による戦後日本の再出発への影響は大きい。当時において、ＧＨＱ占領統治政策は、日本に対して、決定的支配体制で統治展開がなされたのであり、今日に到るまで政治、経済、法律上など様々な面で、多大な影響を与えていることは周知のことである。また、戦後日本の現代法体系が、相対的な影響を受けている点で、そして、そのことが、現在に至るまで一貫して占領支配者たる国家アメリカという関係下においてのみ展開して来ている点にも、注目されなければならないことである。

かような視点から、わけてもＧＨＱ初期占領統治政策から、多大なる影響を受けた本願寺派教団の新宗制・新宗法を見てみることとする。

占領政策の目的・主眼は、日本の軍国主義を解体するとともに、日本の将来に亘っての軍事的脅威を取り除き、自由主義、民主主義、平和的新日本建設というスローガンの基での新しい戦後の日本のあり方、土台を構築し、方向づけをするという点にあった。この目的のための基本路線は、占領政策の始終を問わず一貫していたといえる[48]。

この内、日本への民主化政策は、当初、軍閥の解体に焦点を合わせることから始められた。旧軍隊の解散や再軍備の禁止という直接的軍事的側面を除去するだけでなく、明治以降からの軍国主義体制を生み、育て、支えて来た戦前の近代日本の政治・経済・社会・文化の総体としての体制を除去し、徹底的に変革すべきという命題にＧＨＱ当局は着手する必要があった。このことは、明治以降からの日本の近代社会体制の総変革を意味するものであったと受けとめることができよう。

占領政策全般は、個々の分野で各々の方法で着手、実行されたかに見えるが、「客観的には一つ一つの改革が密接に相互に関連し合って、一つの大改革が行なわれた」[49]とされているのである。そのことについて、渡辺洋三教授は、初期民主化政策の性格について「これらの一つ一つの改革は、法制度的裏づけをもって行なわれたから、法的側面でいえば、戦後法体制の改革は、憲法改正を頂点とする戦前法体制のトータルな変革を意味している」[50]と述べておられる。

そして、憲法改正を頂点とする改革がなされたとし、「ほとんどあらゆる法分野に及ぶもの」として「四つの分野に整理することが出来る」として、その内の「第一は憲法改革である。ここでは、憲法価値原理の基本的転換が問題である。国民主権、議会制民主主義、非武装平和主義、基本的価値体系の変革は、戦後法体制改革の原点であった」と分析され、その第二には、「国家の権力構造の改革である。軍隊の解散とともに議会制度、行政制度、官僚機構、司法制度、警察制度等、旧日本帝国を支えていたもろもろの国家権力装置とそれを支えていた法制度の根本的改革は、新しい国家体制の出発点であった」[51]と分析しておられる。

この右に述べられた憲法の改革と権力構造の改

48) 昭和二十一年一月一日の「天皇ノ人間宣言」文言も参照。
49) 渡辺洋三教授「戦後改革と日本現代法」(『戦後改革』、東京大学社会科学研究所編、一九九四年) 一〇三頁。
50) 同、右書一〇三頁。
51) 同、右書一〇二頁、一〇三頁。

革という二つの改革だけに限定しても、戦前から築かれた日本の権力集中組織機構を消滅解体せしめることが民主化政策の出発点とされたのである。

かくして、ＧＨＱ占領統治政策下の一つである民主化政策は、日本に存在した国家権力組織・機構をはじめ、経済、社会組織、思想、文化の伝達組織（宗教教団も含む）等あらゆる機構の変革を目指すものであって、それらの法体系全体を総括し、その根幹をなしていた大日本帝国憲法の変革から始められたのである。

宗教法制的側面からいえば、ポツダム宣言、政治的・社会的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書、神道指令、宗教団体法廃止、宗教法人令、マッカーサー草案、憲法改正草案要綱、憲法改正草案正文、そして、日本国憲法制定に至る過程で、戦後の新しい宗教法制の法的根拠が構築されていったといえる。

憲法改正は、政府内に設置された憲法問題調査委員会（松本承治委員長）で進められた。

その「委員会の共通認識は、第八十九議会で示された松本四原則に示されているものであった。（一）天皇が統治権を総覧するという大原則に変更を加えぬ、（二）議会の権限を拡充し、逆に大権事項に制限を加える、（三）国務大臣は国政すべてについて、議会に対して責任を負う、（四）人民の権利と自由を法律によらず制限できないものとする」[52]等が骨格であったと言われている。

この憲法問題調査委員会の四つの共通認識は、新宗法の起草にも導入されたのであろうと考えられる。それは、第百回臨時宗議会で議論されている門主制、宗会、宗政総局に関する条文に、大いに影響を受けたものと思われるからである。旧宗制上における三権の権限が大きく変革され、新宗法各々の条文の位置と権限が、内容的にこの四原則に基づいているのである。

民主化政策そのものが、元来から二重の課題を背負っていたと考えられている。「すなわち、改革の対象とされるべき戦前の比類なき日本の政治的、経済的、文化的集中の組織は、封建的諸関係や諸イデオロギーによって媒介された現代独占の支配のためのメカニズムにほかならず、それゆえこの改革派は、封建的諸関係やイデオロギーを解体させて近代自由主義的市民社会の諸関係やイデオロギーを導入するという近代憲法的課題と現代独占の下で新しく発生してくる諸矛盾に対応して、近代自由主義的市民社会の諸関係やイデオロギーを再編し、現代民主主義を展望するという現代憲法的課題との二重の課題を合わせ含むものとならざるをえなかった」[53]と考えられる。

それは、明治以降展開されて来た近代的憲法を中心とする国の行政政策（宗教行政も含めて）が占領統政策上変革されるとともに、現代的憲法課題（現代立憲主義）も同時に平行して導入されなければならなかったということであったといえよう。かような意味で新しい民主憲法である＝日本国憲法は、明治期の近代的憲法の性格と二十世紀的な現代立憲主義憲法の性格との両方を合わせ持っているということが出来る。いわば二重構造的性格を合わせ有しているといえる。それは、発達した資本主義国の歴史において、長い間順次に展開されて来た諸政策が、ＧＨＱによる戦後改革では、一挙に、同時平行的に，しかも、強力的実行されなければならなかったことを意味している。法学的見地からは、ＧＨＱによって一部とはいい難いにしても、わが国における近代法的諸課題と現代法的諸課題とが相入いる形で導入され、存在していると考えられる。かような二重構造の相入る形は、日本国憲法の条文中に存在しているように考えられる。

右に見て来たことから、言えることは、ＧＨＱ宗教政策が本願寺派教団に対して国家権力以上の権力をもって強制的変革を迫るものであっただけに、ＧＨＱからの直接介入・干渉[54]も含めると、

52）松尾尊兌『戦後日本への出発』（岩波書店、二〇〇二年）十九頁。

53）前掲、渡辺洋三「戦後改革と日本現代法」一〇四頁。

54）大谷光照『『法縁』抄―勝如上人の九十年―』（本願寺出版社、二〇〇二年）九十二頁には、―〈占領軍からの横槍〉から―本願寺宗主への介入・干渉が語られている。「京都の軍政部から来て、いろいろ私の身分について申し立てていったという。〈中略〉私は戦時中、京都の翼賛壮年団の団長をしていたので、公職追放になっていた。それが問題になったのである。私にしてみれば、宗教家が宗教活動をするのにどうして問題があるといいたい

本願寺派教団にとっては、当時、大きな不安と動揺を来たしたにちがいない。

まず最初に、教団の存立を確保し、全国門徒からの信頼性回復のためにも、教団経営基盤を法的・経済的にも確立して、同朋教団としての新宗制・新宗法に規定し、立教開宗精神に基づく教団活動を本来的に展開するためにも、教団全体と本願寺自らの「民主化」について模索して行ったものと考えられる。

本願寺派教団の民主化とは、まず、その組織・機構における封建的、前近代的側面を除去するとともに、日本国憲法の基本原則を加えて、再編成し、新出発し直すという命題であったと見ることが出来る。

戦前における本願寺派教団の組織・機構は、その内の中央組織・機関に限ってではあるが血脈相承による法主制という固有形態による権力集中型の組織・機構であったといえる。戦後、門主制を中心として、宗政総局・宗会・審判院の三権分立制が各々構造変革を起こしながら、ＧＨＱの占領宗教政策、日本国憲法に沿った形で新しく再構築されていくことが、教団民主化の原点であるべきと考えられたのである。

新宗制と新宗法の関係、各々の全条文の内容の詳細な分析・考察・検証が必要である。具体的にはまず、本願寺派教団のもつ独自の教義・歴史等の旧宗制的骨格と、明治の寺法からの宗門運営に関する伝統的、基本的条項を内容とする宗法的骨格が内在するのである。そこには、基本的フレームワークと条文表現が受け継がれている。そして、それらの条文に新たに宗教法人令の条文に基づき、新宗法の条文の体系的骨格の組立が加えられ、さらに、マッカーサー草案、憲法改正草案要綱、憲法改正草案正文等に基づき、教団の組織・機構や制度内容の点検がなされ、民主的基本原理からの新しい構想・起草がなされていったものと考えられる。

アジア・太平洋戦争による日本の敗戦と、占領統治政策により、本願寺派教団にとっても、信教の自由の原則に基づき、教団の再構築と安定のための法制度の確立と、そして、教団の独自性、立教開宗精神に基づく信頼性の回復等、早急な対応を迫られたのである。

第四節　マッカーサー草案と新宗法の類似性

ここで、マッカーサー草案[55]と新宗法とを比較してみることとする。条文の表現上は異なるが、内容的に類似性がみられるのである。新宗法が立法趣旨を踏襲しているため、関係を有し、類似性を持つに至ったと考えられるところがある。

この理由は、日本国憲法も、本願寺派教団の根本法である新宗制・新宗法も制定過程を同時期にしている。当時、本願寺派教団当局も他の教団と同様、ＧＨＱの発令した指令等には、常に、注目していたからと考えられるからである。かようなことから、新宗制・新宗法は、ポツダム宣言の影響もさることながら、基本的にマッカーサー草案に影響を受けたと考えられるとして、その相関すると見られる条文を考察してみることとする。

一九四六（昭和二十一）年二月十三日、ＧＨＱから手交されたとされるマッカーサー草案（＝ＧＨＱ案）の全条文は九十二条であるが、そこに示された日本統治のしくみは、まことに明瞭なるものであったといえる。

マッカーサー草案を見ると、三権の一つである立法権は一院制国会、行政権は連帯責任制内閣、司法権限は最高裁判所と、いわゆる三権分立制を採用しているのである。

「立法権は一院制国会」であることを示すマッカーサー草案条文は、第四十一条の「国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス」である。本願寺派教団の新宗法第五十二条には、「宗会は、公選された議員で組織する」とある。文言は異なる

ところだが、相手は占領軍である。その意向を無視すれば、どんなことが起こるか分からない時代である。総局は悩んだらしい。〈中略〉私が帰山すると、早速、軍政部の係官がやって来て、今後は、直接私を訪問した。追放中に、宗門学校の卒業式に出向くのはいかん。宗門を民主化せよ、龍大の先生をもっと追放せよ、といったようなことであった」―と記載。
なお、西本願寺問題等への占領軍の介入については、前掲『占領と日本宗教』の二〇八頁以下。

55）マッカーサー草案は、憲法改正草案要綱、憲法改正草案正文へと受け継がれる。

が、立法趣旨・内容において新宗法が影響を受けていると考えられる。本願寺派教団はすでに一九四五（昭和二十）年十一月二十二日、宗制審議会を開催しており、翌年の二月一日から宗制制定事務所を開設し、同二月十三・十四日両日には、宗制特別委員会を開催し、基本協議を行っている。（「中外日報」、昭和二十一年二月五日）また、昭和二十一年五月四日付の「中外日報」によれば、五月三日の全国教務所長会で提示された「基礎案」には「二院制の宗会」のことも公表されたらしく記事として掲載している。

次に、「行政権は連帯責任制内閣」であることを示すマッカーサー草案の条文は、第六十一条の「内閣ハ其ノ首長タル総理大臣及国会ニ依リ授権セラルル其ノ他ノ国務大臣ヲ以テ構成ス、内閣ハ行政権ノ執行ニ当リ国会ニ対シ集団的ニ責任ヲ負フ」である。新宗法の第三十六条に「宗政總局は、宗政につき宗會に対して責任を負う」とあり、内容的にも類似しているのである。

さらに、「司法権は最高裁判所」を示すマッカーサー草案の条文は、第六十八条に「強力ニシテ独立ナル司法府ハ人民ノ権利ノ保塁ニシテ全司法権ハ最高法院及…〈後略〉」とあり、一方、新宗法の場合は、第六十二条に、「宗門の司法と會計検査とは、審判院が、これを行う。」とある。

以上、個々に、三権について見てきたが、統治のしくみとしての三権の相互関連性の問題であるが、マッカーサー草案では、内容上において、「国会が首相を指名し首相は国会の承認を得て国務大臣を任命する」ことになっている。この内の「国会が首相を指名する根拠条文は、マッカーサー草案の第五十五条に「国会ハ、出席議員ノ多数決ヲ以テ総理大臣ヲ指定スヘシ…」であり、新宗法第三十八条には、「總長は、僧侶の中から宗規の定めるところによって選擧され、門主が、これを任免する。」とあり、類似している。

マッカーサー草案第六十二条の「総理大臣ハ国会ノ輔弼及協賛ヲ以テ国務大臣ヲ任命スヘシ」は、新宗法では第四十一条に規定する「總務は、總長の申達によって、門主がこれを任免する。」に類似するのである。

同時に「首相は国務大臣の罷免権をもっている」ことに関してマッカーサー草案条文にあっては、第六十二条の「総理大臣ハ〈中略〉国務大臣ヲ任命スヘシ」と「総理大臣ハ個々国務大臣ヲ任意ニ罷免スルコトヲ得」であり、新宗法では、第四十一条である。そして、首相は、最高裁判所判事の人事権をもつことであるが、マッカーサー草案にあっては、第七十一条中の「最高法院ハ…〈中略〉右判事ハ凡ヘテ内閣ニ依リテ任命セラレ…〈後略〉」との規定がある。

新宗法の場合、審判院がマッカーサー草案に規定する「最高法院」に該当する。なお、新宗法に規定の審判院長の任命については、第七十条により総長が宗会の同意を得て申達し、門主が任免することになっており、実質上、総長にその権限があることになっている。

次に、政府にあっては、マッカーサー草案の条文第四十条に規定する国会こそ「国家ノ権力ノ最高機関ニシテ国家ノ唯一ノ法律制定機関」とされたのである。一方、本願寺派教団にあっては、宗会である。このマッカーサー草案第四十条に相当する新宗法の条文は、第五十一条の「宗法の立法は、宗會が、これを行う」とある。さらに、第五十七条に「宗會は宗制、宗法、宗規、又は本願寺寺法の改正案、宗則案及びその他の議案並びに門末から提出された建白の採否を議決する外、決算報告を審査する」と規定することから、宗会こそが本願寺派教団における唯一の立法機関であることになる。

以上、見て来たとおり、マッカーサー草案から本願寺派教団の新宗法が、立法趣旨・内容を規定する上で影響を受けた関係にあったことを伺い知ることができる。

その理由の一つには、当時の本願寺派教団が、新宗制・新宗法を起草する段階から、マッカーサー草案には、特に注目し、日本国憲法制定方向を常に凝視していたことにほかならない。

なお、マッカーサー草案の日本国憲法は、その後、「憲法改正草案要綱」（一九四六〈昭和二十一〉年三月六日発表）や、そして、「憲法改正草案正文」（一九四六〈昭和二十一〉年四月十七日発表）にも引継がれていく。かような意味でそれらの原点になっているのである。立法趣旨・条文・内容とも

に日本国憲法の始原となっているのである。条文比較してみると、その類似性が、各所に見られるのである。

第五章　新宗制・新宗法の教団組織・機構と法構造

第一節　門主・宗政総局・宗会・審判院の四権と立憲主義

第百回臨時宗会には、ＧＨＱの占領統治下にあってか、多種多様、活発な意見・議論が出ているのを見てきた。朝倉暁端執行長の議案提案説明、質問と答弁における議論など全般に亘って「第百面宗會議事速記録」や「第百面臨時宗會議事録」には、当時の混迷する世情と宗門のなり行きを心配する意見や、要望等があますところなく実録されている。両記録を見るかぎり、議論は自由で活発になされているといえる。

新宗制・宗法をめぐる議論は、つまるところ、「宗門の早期信頼回復」、「愛山護法」、「宗門護持・発展」、「新時代に即応する宗門活動計画」等であるが、結局「新宗制・新宗法の制定」に集約されていく。

敗戦によるＧＨＱ占領統治が、本願寺派教団にとっても、未曽有の出来事から来る当時の混迷状況の中で、法的には宗教団体法廃止、宗教法人令施行に基づき、教団の自由化、民主化が要求されて、統一と安定、立教開宗による浄土真宗の本来性への帰還等が浮び上って、新宗制および新宗法の制定へと方向づけがなされていくのである。

占領統治政策の脅威、キリスト進出に対する心配の下に宗門の教化対策方針、宗門護持と家制度と「個」の問題、戦災寺院復興、選挙法案など当時の諸課題が噴き出した形で質問・議論となっている。

そして、新宗制および新宗法の条文・内容に関係する質問事項・議論としては、門主制、門主相承規範、本末制度、宗門の民主化、地方組織、財務、同朋教団、勧学寮、宗会と宗政総局、民主主義（＝君民同治）、総長選挙、寺班・堂班、三権分立、宗意安心の正否裁断権、宗門投票、帰敬式、入門式等である。

第百回臨時宗会での最初の議論は、五十番（菅原覚也）の「猊下ノ御教示ノ引用シ沈滞セル現教団行政ニ新シキ力ヲ最モ必要トスル秋、選擧法案上程ナキ理由如何」（「議事録」）とする質問から始まった。そして、「門主ト称スル理由如何」から、門主制の存続・権限にまでおよぶ問題へと続いていく。さらに御真影、教義、教団民主化のため教団組織の整備とその「法」制度の確立の必要性へと、議論が深まっていくのを、速記録、議事録等の史料から読み取れるのである。

新宗制・新宗法は、ともに、本願寺派教団の「憲法」である。かつて、明治の寺法草案編成時に、早くも本願寺を「一派共有の本山」（第二条）として、本末関係を越える近代的意味を持って議論されていたように、第百回臨時宗会でも同じく、「本山」即「本願寺」は、全寺院の「本寺」であって、門末の全員は、これを「総有」するという観念を再確認した上で、本願寺派教団独自の「君民同治」論の議論が出ている[56]。

門主については、眞宗本願寺派寺法草案の時、「一派ノ法主ハ見真大師以来系統相承ノ善知識ニシテ本山本願寺ノ住職之ニ当ル」（第三条）とされていたのが、新宗法では、「宗祖の系統のものが、宗規（＝門主相承規範）で定めるによって、これに当る」（第七条）とされた。また、「本宗門を統一するものを門主とする」（第一条）ことになり、門主は、結局、宗意安心の正否裁断権、得度式（第八条）、帰敬式（第十一条）を行う権限をもち、宗制、宗法、宗規等の発布（第十一条）、宗会の招集・解散の権限をもち（第十一条）、宗門の行う協約への署名等を行うことになるのである（第十一条）。

56）小稿第四章で述べた―第二日・九月四日、四十五番（南部）の質問の中、「シカシ日本ノ民主主義ハ日本ノ特色アル民主主義デアラネバナラヌト同時ニ本派教団ノ民主主義ハ、イウマデモナク同朋教団トシテ最モ特色アル民主主義ヲモッテオル教団デアルトイフコトヲ私共ガ自信スルナラバ、コノ教団ニオケル民主主義ハ、〈後略〉」と本願寺派教団独自の民主主義、君民同治論を述べている。朝倉執行長も「〈前略〉アトニノベラレマシタ教団の民主主義トノ関係ハ、コレハ特別ナモノガアル。イワユル特別の民主主義…〈後略〉」があることを認めている。

なお、得度式は僧侶、帰敬式は門徒に対して行なわれるが、それらは、血脈相承たる門主と僧侶・門徒との人事的直接支配の一形態と捉えることは可能であろう。

なお、門主と宗務機関との関係において、門主は宗務機関の申達によって宗務を行ない、門主は、申達に対して拒否権、干渉権を有しない（第九条）。また、門主は、宗政総局の申達行為（＝宗務）は、第十一条の十五の事柄に限定されている。このことから、門主の権限は以前と比較すると大きく抑止されたといえる。

宗政総局（＝行政府）と宗会（＝立法府）の関係について重要なことは、まず、第三十一条に、宗務は宗意安心に関する事柄を除き、宗政事務と立法事務と司法事務に分け、各々独立した機関で行うと三権分立を明記していることである。そして、改革点としては、宗会で総長を選挙（第三十八条、「總長選挙規程」）する方法に変更したことである。さらには、宗政総局（総長と総務の合議制）は、宗会に対して責任をもち（第三十六条）、宗政を行う権限（立法、司法、宗意安心に関する宗務以外の行政宗務を行う権限）は、宗政総局に属する（第三十四条）としたことである。

なお、このことに関して、総長は、宗教法人令第二条五号に該当する主管者の一人となるとするのである。このことについては第百回臨時宗会における答弁がなされており、「門主ニ災ヲ及ボサヌヤウニ考慮セルモノナリ」との答弁もあることから、宗法上において考慮されたと思われる。（＝門主不答責）

総長は、宗会が不信任したとき退職しなければならず（第四十条）、総務も総長が退職したときは、退職しなければならない（第四十二条）。

なお、総務は、総長の申達により門主が任免することになっており（第四十一条）、また、総長は、宗政総局を代表し、宗政の各部門を指揮監督する（第三十七条）ことから、その宗政上の権限は、以前より比較すると大巾に増大されたことになる。

なお、総長選挙に関しての案件は、同時に第百回臨時宗会において、「總長選擧規程案」（修正可決）が提出されてあり、同じく宗政総局の事務に関するものとして、「宗政總局職制案」（修正可決）が提出されている。

宗会については、まずその構成について見ると、明治の眞宗本願寺派寺法を成立させた時の「集会は一院制であるが、実質的に二院制的要素をもち、集会の会衆の半数は『派内僧侶の総代』として、各地方の末寺の僧侶の中から選出」された「総代会衆」と、他の半数は法主によって特選された「特選会衆」とで構成されていたのであった。「この『派内僧侶の総代』は、『撰区』[57]の代表ではなく、全僧侶の代表である必要があったと考えられる。そして、その結果として、近代議会の代表原理（国民代表の原理）が採用され、集会は近代議会の体裁をもちえたとも指摘できよう」との平野武教授の論考がある。第百回臨時宗会の開会時における宗会の議員構成から見てみるとこの時の宗会は、旧宗法の第百七十三条から第百七十六条に基づいて、組織されていたのである。第百回臨時宗会は、特選議員及び公選議員をもって構成されていた。この時の議員の定員総数は六十九名であった。内訳は、管長（＝法主）から任命された「特選議員（定員数十五名以内、実員数十五名）」及び、各選挙区からの「公選議員（定員数、実員数四十四名）」を以って組織されていたのである。（この時期にあっても、門徒は選挙権、被選挙権を有していない）敗戦直後においても、明治から近代議会の代表原理と僧侶による宗会が続行されていたと指摘できよう。

審判院は、独立機関として存在を明記し（第三十一条）、宗門の司法と会計監査を行う（第六十二条）。特別部は、宗則で定める特別審事で組織され、宗則、その他の規則、宗政上の処分が、宗制、宗法、宗規に適合するや否やの法令審査権を持つことと規定された（第六十五条）。

第百回臨時宗会時の新宗制・新宗法をめぐる議論の中にも、当時の立憲主義（＝「現代立憲主義」）と見られる主張や議論が見られる。伝統教団である本願寺派教団の内部においてはすでに「一種の立憲主義」的組織原理が存在し、受け継がれていることから、議論されているのである。よって新宗制および新宗法には、本願寺派教団独自の教義

57）教区のこと。総代会衆の選出区域。

から由来する立憲主義と、明治以降の近代的立憲主義と、戦後の立憲主義[58]（＝日本国憲法制定過程に見られる「現代立憲主義」）との三つが存在していると考えられるのである。

朝倉執行長の開会挨拶にも、「立案ニ當リマシテハ宗祖立教精神ニ則リ同朋教団ノ性格ヲ明確ニ打出スベク、特ニ従来ノ本山、門主、寺院、門徒等ノ組織、及ビ是ノ関係、新時代ニ処スル財政ノ根本観等、今後味曽有ノ一大変革ニ当面スル教団ノ基本的ナ方向ヲ決スルモノダケニ、滔滔トシテ澎湃トシテ勃興シツツアル民主主義、自由主義等ノ声ヲ、響ヲ聞キツツ、若シソレ時代ノ思潮傾向ト非常ニ懸隔スルモノガアルトスレバ、ソレラヲモフクショクシツツ宗教団体トシテ、自由ニ、且ツ力強ク活動シ得ルヤウニ…〈後略〉」と述べられているとおり、当時叫ばれたところのいわゆる民主主義・自由主義の思潮に対して、教団を担う朝倉内局の当惑と危機感を読みとることができる。

朝倉内局としても、ＧＨＱ占領政策から迫り来る民主主義、自由主義、平和主義等の思想を新宗制・新宗法の制定にあたり、無視することはできなくなっていたものと考えられる。

敗戦まで、本願寺派教団の法体系を貫き存続して来た浄土真宗の教義・歴史・伝統、教団独自の立憲主義、そして、明治の真宗本願寺派寺法編成時に盛り込まれた近代立憲主義に、あえて時流とはいえＧＨＱ占領政策により持ち込まれた現代立憲主義を導入せざるを得ない状況になっていたといえる。

新宗制および新宗法制定作業の中心課題は、新宗制・新宗法の構想、起草に当って、民主主義、自由主義、平和主義等迫り来る終戦直後の思潮と本願寺派教団に内在して来た浄土真宗の教義、歴史、伝統とをいかに触れ合わせ、整合性を保たせて、法制化させていくかという問題でもあったといえる。

このことを、新宗制と新宗法との相関関係を考察するに、旧宗制の中の教義に関する部門を「新宗制」として全四章に体系づけて規定したのである。そして、宗門運営に関する基本的条項を、十章・百一か条（草案は百三か条）の「新宗法」として体系づけて規定しているのである。

なお、宗制の規定表現方法であるが、宗法の如く条文による規定・方法を採るのではなく、前文、第一章教義、第二章本尊、第三章聖教　第四章宗風という章立てによる構成となっておりながら、各章すべて長文による説明文で構成されていることは、特異点であろう。

新宗制、新宗法両法とも、口語体、平仮名を用いていることも、日本国憲法制定過程との関連を考えさせられるのである。

第二節　新宗制・新宗法の改正手続と宗門投票制

「宗法」とは、浄土真宗本願寺派という宗教教団としての組織と、その活動の基礎根幹を条文として規定したものといえる。宗門の仕組み、位置付け、関係、方向、機能を規定している根本法を意味する。

よって、新宗制と新宗法とは、共に浄土真宗本願寺派における宗門法規の基本法である。宗門の存続・未来やその体制の末端にまで法的効果は及ぶことになる。それゆえに、当時の宗門の大混乱を招くことを未然に防止するため、第十章補則、第九十四条、第九十五条に改正手続の規定を定めているものと考えられる。第九十四条には、「宗制の一部又は全部の改正は、豫め勸學寮の同意」が必要であり、「宗會議員の五分の四以上出席した宗

58）マッカーサー草案を基礎にした日本国憲法は、象徴天皇制を残しているが、国民主権を明示的に宣言し、人種規定を取り入れ、一元型議員内閣性を採用。アメリカ型の違憲審査制度も導入した典型的な「現代立憲主義の憲法」である。
特に新宗法制定条文中に、右の現代立憲主義が導入されていると考えられるのである。導入せざるを得なくなっていた。ＧＨＱの介入・干渉があり、当時の本願寺派教団の置かれた状況も、そういう方向へと大きく変転していく時代の渦中に存在していたのである。
現代法も基本的には、近代立憲主義原理を継承しているが、現代へと展開する中で変容して来ている。その要因は、形式的な人権保障でなく実質的保障を求め、実現さすための政治参加（民主主義）への要求であった。
本願寺派教団にあっては、立教開宗・同朋教団と新たなる教団法理の創造のために、民主化という方法論で実現させていくことにあったと捉えられるのではなかろうか。
「教団の民主化」が、本願寺派教団の教義＝宗制の実現という合目的性に合致しているといえる。

會で、出席議員の五分の四以上の多數の議決が必要とある。しかし、第九十五条は「宗法及び宗規の改正は、前條と同様の方法で行はれるが、勸學寮の同意はこれを必要としない」としている。宗制の改正には、予め勧学寮の同意を必要とする立法趣旨・理由について、朝倉執行長の挨拶の中で宗制について説明している如く、「教義ニ関スル部門ヲ別ニ出シマシタ」と述べていることから、宗制については、あえて、教義と歴史と伝統性を最重要視しており、かつ、門主の宗意安心の裁断権に関しての重要事項となっている点からであると考察できる。

宗法の改正には、宗法が「宗門運営ニ関スル基本的条項」であることから勧学寮の同意は必要ない旨規定している。宗制の改正について宗制内の規定条文に基づくのではなく、宗法第九十四条によって宗制の改正手続が規定されている。その理由は、宗制が、教義に関する根本法規と解釈すると、その性質上あえて宗制の中に規定することがなじまなかったものと考えられたのであろう。ゆえに法運用上から、宗法の中に規定条文を置いているものと思われるのである。

なお、第九十六条には「前二條による宗制、宗法及び門主相承規範の改正は、これを宗門に公示し、三月以内に宗門投票を行ふ決定がされない限り、宗政總局は、直ちにこれが發布の手続きをしなければならない」と改正手続について規定している。新宗制・新宗法の改正について実務的に考えるに、宗会議員が五分の四以上宗会に出席せねばならず、さらに、出席した議員の五分四以上の多数を以ての議決を必要とするということは、実際上、新宗制・新宗法を改正することが不可能に近い改正手続となっていると解釈できる。これは、本山当局の新宗制・新宗法の改正を安易ならしめることを防止したいとする一種の危惧感が存在し、そうさせたものと読みとれるのである。当時、日本の混乱する世情に対して、敢えて宗門護持のための方策であったのだろうか。

また、宗門投票の新設については、教団の民主化と、新宗制・新宗法制定の視点から考察が考えられる。第九章に宗門投票の章を設けたことは、従来の旧宗制と比較すれば、極めて画期的な法的変革と評価され得る。第九十三条の条文中に「…本宗門の意志を決定する最終的方法である。従って、その結果は、宗門の總意として、何人もこれに従はなければならない」とあることから、宗門の民主化を宗法において自ら開明したものとしての評価が出来るのである。第九十二条文中の「…門主又は門末の發意に基き、宗規で定める規定によって行はれる」と規定されている。この場合の宗規とは、同じ第百回臨時宗会において修正可決された「宗門投票規程[59]」のことである。第九十二条の主語が不明確であるように考えられるのであるが、「宗門投票規程」の第一条に示す審判院であることが、理解できる。すなわち、「宗門投票に関する事務は、審判院が、これを行う」とあることと、さらに、その第五条の規定により審判院長によって、その事務が執り行われるということと同一になるものと解せられるからである。この過程があって次に、審判院長によって門主へ申達がなされ、門主が発意することになる。教団民主化の他の方法としては、門末の発意による場合が規定されている。

ただし、投票に関しては、第九十三条に基づき宗門投票は、宗門一般の投票によってなされることになる。そして、第九十二条に「宗門投票は、宗制、宗法及び宗則の改正によって宗門の組織に重大な變革が行はれるとき又は、宗門の安危に關する重大な事柄が起ったとき」とあり、この二つの場合に限って、門主又は門末の発意に基づき、別則で定める規程（＝宗門投票規程）によって執り行われるのである。

第三節　新宗制の最高規範性

ここで、本願寺派教団の新宗制・新宗法を頂点とする宗門法規・法体系上の最高法規性について見てみたい。新宗法第三条には「本宗門の最高規則を、宗制及び宗法とする。如何なる規則も行爲も、これらの條規に違反してはならない」と規定し、新宗制と新宗法が宗門の最高法規であることを明確に規定している。

昭和二十一年十月の時点においては、本願寺派

59）宗門投票規程案は、同じ第百回臨時宗会において修正可決されている。全条文十条。昭和二十二年四月一日施行。

教団には、九種類（「法規通則〈第百一回臨時宗会で原案可決〉」の第一条から第六条の規定によれば…宗制、宗法、宗規、宗則、宗令、宗達、宗告、消息、布告）の法規区分が存在し、一種の法体系が形成されている。なお、現在、本願寺派教団においては、これら多数の宗門法規類を集大成し、『宗門法規集』が編纂されている。

「宗制は、宗門の基本を明らかにしたもので、宗門成立の歴史、教義、本尊、聖教、宗風の五つのことについて定めたものである。」[60]とし、その「前文」は浄土真宗の立教開宗までの流れを当初に示し、続いて、宗祖以降の宗門の歴史についてを説明しているのである。法律上からは、浄土真宗本願寺派と本願寺とは、包括と被包括の関係にある。別々の法人格体による宗教団体であるが、「宗門と本願寺が相即して、区別せず一体のものとして規定している」[61]のである。歴史、教義、本尊、聖教、宗風は、浄土真宗本願寺派と本願寺が一体のものとの歴史性認識して規定されているのである。不可分な関係として規定されているところは注目すべき点であろう。

「教義」とは、「同信者として、踏み外ずしてはならない信仰の根本と信仰生活の実践を強調したもので浄土真宗が仏教の正統を伝承としていることの誇りと、万人が斉しく救われていく唯一真実の教えであることを述べ、同信の者へは励ましを、未信の人へは入信の呼びかけをし、他宗教、他の教団に対しては、教えが純粋であり、優れていることを、仏教の中での位置付けを示すもの」[62]として定義付けがなされているのである。

「宗風」とは、「宗門の風習とか風格」[63]を意味するのである。「宗門の根本の体質を宗風という」のであり、行動の実体が、このようなものでなければならないと規定したのが宗風であろう。なお、宗風の内容については四つに区分している。

第一に、宗門は、一味の信心に住する人びとの同朋教団であり、「僧侶と門徒の集合体であり共に同信・同行者」[64]であることを定めている。

第二に、「寺院は、自行化他の道場である」[65]と規定している。よって、僧侶は、寺の機能を十分発揮させ、向上するよう努め、門徒は、寺の護持と発展に心掛け、共に手をとり合って、正しい信仰が弘まるよう尽力しなければならないことを、掲げている。

第三には、宗門の人びとは、報恩謝徳の懇念に基いて世のため人のためになるよう信仰生活を営まなければならないとし、「信仰生活の正しいあり方について規定」[66]している。

第四に、「既に正法に遇ひ佛願を信ずる本宗門の人びとは、深く因果の理を辨へ、禁厭祈咒等によって現世の福利を求めてはならない」と規定している。

以上、宗制とは、個人の信仰上の視点からいうと、「宗門の歴史と教義を信仰する者であるならば、万人が必ず到達する信仰上の心構えであり、自覚である」[67]ということができるし、対外的に、他の宗教団体に対していう場合には、宗門の特異性を宣明にして、宗門が持つ根本の信念と目的と任務とを、臆することなく、隠さないで誇りをもって声明しているのが、宗制ということができる。そして、宗政上、法律的立場からいうと、宗制は、本願寺派教団の自治・自律法の内、教義を内容とするのである。よって、「宗制とは、宗門の統制、若しくは秩序を維持するための裁決の規則ともなり、宗門を永く存続するための、自己防衛の役割を果す、判断基準ともなるもの」[68]と定義づけられる。さらに「法の制度の上から見て言うなら、宗制は宗門の成立と共に必然的に存在する定則である」[69]ともいえるのであり、宗制に規定する事柄、内容からは、「宗門自らも認め、他をして認めさせている、宗門を存在せしめている根本の鉄則[70]である」といえるのである。

このように宗制を各々の観点から分析し、解釈

60）『浄土真宗本願寺派の宗門法規の話をする』（森秀雄著、編集・発行長岡晃澄、平成元年）二九頁。
61）同、右書、二九頁。
62）同、右書、三〇頁。
63）同、右書、三二頁。
64）同、右書、三二頁。
65）同、右書、三三頁。
66）同、右書、三三頁。
67）同、右書、三四頁。
68）同、右書、三四頁。
69）同、右書、三四頁。
70）同、右書、三五頁。

すると、新宗制にも第一章の教義および第四章の宗風の用語・文脈から、本願寺派教団独自の教義から派生する歴史的、伝統的な一種の「立憲主義」が脈々と息づいているのを発見することができるのである。

第四節　新宗法の最高規範性と立憲主義

—旧宗制条文との比較から—

次に、第百回臨時宗会で修正可決された新宗法の内容について、昭和十六年の旧宗制と比較してみると、まず、第一章の総則であるが、宗派名は、「眞宗本願寺派」を、第一条において「本宗門は、淨土眞宗本願寺派といふ」に変えたことについて、第百回臨時宗会における議案提案説明の中で、朝倉執行長が「本派ダケガ此ノ淨土眞宗本願寺派ト云フコトヲ独自デ定メタノデアリマス」と、一派としての主体性を持って宗派名を提案したい旨と、説明している。

第二条では、「本宗門は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、宗制に示す淨土眞宗の教義を信奉する人々の團體である」とし、包括団体である「本山」と被包括団体としての「寺院及び所屬團體」との法的関係を明示している。本宗門の「本山」は、「本願寺」であり、「本宗門の弘教の根本施設」であり、「全寺院の本寺」であり、ゆえに「門末の全員は、これを總有」し、「永久に護持しなければならない」と規定している（第四条、第五条）。

次に「法主」は、「門主」と名称を変更し、第六条において「本宗門を統一するものを門主とする」とし、第七条において「門主は、宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る」と、血脈相承で継承して教団統一を行って来た法主制の基本構造を存続させている。しかし、第九条において、「門主は、特に定められた宗務機關の申達によって宗務を行ふ」、第二項に「前項の宗務については、当該の宗務機関がその責任を負ふ」とし、第三項では、「門主は、第一項の申達を拒み、又は干渉することはない」とし、宗政上の実務的宗務に関する門主権は制約され、宗務機関の優位性が明示されている。また、門主が宗意安心を「裁断をする場合には勸學寮に諮問する」とあることから、旧宗制に見られたような実質上の三位一体制は抑止された。門主が裁断を決行するには、勧学寮に諮問した上で決行するよう定めてあり、慎重を期すことを約定している。

宗務については、第三十一条に「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き、宗政と立法と司法に分け、各々獨立した機關で行ふ」と宗務機関の三権分立制が規定され、第三十七条には、「總長は、宗政總局を代表し、宗政の各部門を指揮監督する」と旧宗制に規定した内局優位の行政中心体制（旧宗制第六十九条に「執行長ハ管長ノ命ヲ受ケ宗務ヲ總監ス」）とあるは否定され、さらに、第三十八条において総長は僧侶の中から、宗規（同じ第百回臨時宗会で修正可決された総長選挙規程）の規定するところによって選挙されるところとなり、大変革された。このことにより、宗政上において、門主権からの独立性が確立されている。

宗会については、第五十一条に「宗門の立法は、宗會が、これを行ふ」と立法権の独立性を明記し、法主特任であった特選議員制は廃止となり、宗会の門主権からの独立が確立されている。

審判院は、三権分立を明記した第三十一条に基づき、第六十二条に、「宗門の司法と會計檢査とは、審判院が、これを行ふ」と、司法権の確立を明記している。

そして、地方組織に関しては、教務所長が公選制となり、各教区の地方性を尊重し、宗政を運営するよう変革されていることから、実質上は宗政総局の指揮下にあるにしても、変革といえる。

さらに、旧宗制では、連枝制、寺格、堂班という教団の身分制度は、新宗法上は、個人を対象とする栄誉及び、僧序の制度と変革されている。寺院に与えられ住職の世襲によって継承されてきた寺格は廃止となり、僧序は個人一代限りとして与えられることとなったが、僧序が寺院住職及び次代住職への継承をみとめられ、実質上は旧宗法上の制度と同じものであったといえる。

以上、新宗法の性格を、一部分ではあるが、旧宗制の条文と比較してみた。旧宗制は、管長から執行長体制とする内局中心の管長任命権を骨格とする上意下達の官僚制度に類似した教団組織であったことを如実に示しているといえる。旧宗制上にあっては、国家権力により認められていた管長

制度による専制的支配組織・機構は、新宗法上では門主の専制支配を抑止されたことにより、宗会を中心とする教団運営を主体とした形態へと、大変革したのである。

新宗法においては、宗務行政における三権の組織・機構が、門主権限からその独立性を宗法上において明確に規定することにより、各々の宗務機関の機能を尊重し、制度化したという意味において、教団の民主化は、具体化され進展したといえる。

しかし、旧宗制において、法主権中心の教団専制支配構造を補完して来た連枝制、寺格、及び堂班制による寺院・僧侶の身分制は、新宗法上、僧序・栄誉の制度へ転換となっているが、このことによって実質上の身分制は、残存していくこととなる。

そして、門主制であるが、「法主」から「門主」と名称を変え、その宗務に関する専制支配を抑止させられたとはいえ、なお、本願寺派教団の統一者としての存続が新宗法に規定され、さらに「門主相承規範」とともに、その法的根拠となり、その血脈相承は、依然と存続していくのである。

第六章　新宗制・新宗法制定の意義

第一節　新宗制・新宗法変革の意義

ところで、新宗制・新宗法の概要を述べる。新宗制は、前文、第一章教義、第二章本尊、第三章聖教、第四章宗風からの章で構成されている。

新宗法は、第一章總則、第二章本山、第三章門主、第四章寺院、第五章僧侶、坊守及び門徒、第六章事業、第七章宗務（第一節總則、第二節宗政總局、第三節地方組織、第四節宗会、第五節審判院、第六節財政、第七節門徒会）、第八章賞罰、第九章宗門投票、第十章補則、そして、付則から組立てられている。第一章は、総括、第二章から第五章、第七章は宗政の機関、（一応、第二章、第三章、第七章は中央機関、第四章、第五章は地方機関と考えられる）、第六章、第八章、第九章、第十章、そして、付則を含めて宗政の重要事項についての規定がなされている。

明治の本願寺派教団が「教団近代化」を目指し、その寺法に当時の立憲主義を導入したものであったことから、寺法を起点として新宗法を捉えていくこととする。

明治十三年の眞宗本願寺派寺法草案によって規定された宗政機関としての「法主」、「執行」、「集会」は、明治政府の国家統治機関としての、それぞれ、君主、内閣、議会に相当するものであったといえる。

新宗法の門主、宗政総局、宗会が、国家の統治機関としての、天皇、内閣、議会に相当するものと考えられる。なお、明治の寺法草案には、明治の近代国家における裁判所に相当する機関についての直接的な規定が見当らない。それは、「当時の教団の組織、宗政の実際の中で裁判所相当機関の必要性が認識されていなかった」[71]ことにより、あえて、宗法上において規定する必要の段階に達していなかったものと考えられる。当時の本願寺派教団の寺法において、裁判所相当機関の不存在は、一大特色であるといえる。

第一章は、総則である。宗門運営に関する基本的条項を定める新宗法の全体（第二章「本山」以降「附則」まで）を総括する条文と考えられる。

まず、第一章總則の構成をみると、「浄土眞宗本願寺派」という宗派名を掲げ（第一条）、宗派という宗教法人における包括、被包括関係を定め（第二条）、宗制及び宗法が本願寺派教団における最高法規性を、明記（第三条）した内容となっている。

第一条の「浄土眞宗本願寺派」という宗派の名称については、宗教法人令第二条の二号の規定に基づいて設けられた条文であることが判る。

第二条については、同じ宗教法人令の第一条に基づき、規定されているのである。

なお、第三条については、「憲法改正草案正文」（以下「改正草案」という。昭和二十一年四月十七日発表）の第九十四条「この憲法並びにこれに基づいて制定された法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の規定および、「憲法改正草案要綱」（以下「草案要綱」という。昭和二十一年三月六日発表）第九十三条「此ノ憲法並ニ之ニ基キテ制定

71）平野　武『西本願寺寺法と「立憲主義」』（法律文化社、一九八八年）一五〇頁。

セラレタル法律及条約ハ国ノ最高法規トシ、其ノ他ノ政府ノ行為ノ全部又ハ一部ハ其ノ効力ヲ失フコト」の規定と内容的にも類似していることから、新宗法が起草の段階でこれらの条文に大きな影響を受けているものと考えられる。

第二章は、宗門内における本山である本願寺の位置付け、本山事務所の所在地、門末の義務を定める。

明治期にあって、本山は一派中本願寺一寺に限定され、その地位は「一派共有」のものであった。そして、本山は、「派内ノ寺院僧侶及ビ門徒ヲ管轄スル」権限を有していた（第二条）。共有の定義に関して寺法編製会議で議論が見られ、議事が紛糾している。

第百回臨時宗会においても、本山について「共有」か、「總有」かで議論している。もっとも、昭和二十一年七月二十五日、「本願寺新報」を以って、宗門内に周知された「（淨土）眞宗本願寺派宗法案（未定稿）」の段階にあっては、第五条の条文は、「共有」であったが、八月三十一日付の『中外日報』の記事によれば、「八月二十五日の宗制審議会で、『共有』の文字が、現民法施行の下では分割譲与権と分割請求権をもつものであり、分割することができるものとなる」と、「これを法律的に正解とするときは、本人が単なる『物』となり、とんだ解體の対象となると純法理的な疑惧」されるとして問題になっていることが判る。結果的に「總有」となったのである。

次に、第三章門主についての問題に移る。明治以降の法主の教団における法主の地位について概観し、新宗法上どう変革されたのかを考察してみよう。

宗会における議案提案理由や議論、原案可否・修正可決などの表決は、宗派の組織・構成原理や法的内容などを如実に示しており、教団の「立憲主義」を検証する上で、とても重要なことである。

考察の対象は、まず、草案に対する宗会における質疑と応答、議論、表決である。各委員会付託の報告も、そこでの審議内容の結末が見られ、重要である。

宗門における宗政業務が実働するために、宗務組織・機構が存在している。すなわち、「門主」・「本山」をはじめ、宗政を担う「宗政總局」、宗門の立法を行う「宗會」、宗門の司法と会計検査を行う「審判院」、宗意安心の諮問機関「勸學寮」等の存在である。宗門の組織・機構には、歴史的過程で生まれた組織・機構が存在して来ている。そして、そこには、一定の原理がみられる。宗制・宗法の起草過程と宗会における成立・制定過程を通して、その変革が見られる。

本願寺派教団には、教義と歴史と伝統が存続している。それは、時々の権力者とともに、密接な関係を有している。ゆえに、明治前期においても、国家の政治制度、宗教法制が、本願寺派教団の法規範や組織に何らかの形で投影されていることを見るのである。それは、戦後の本願寺派教団の根本法である新宗制・新宗法においても、そのことがいえるのである。

まず、本願寺派教団の寺法は、最初、一八八〇年（明治十三）年に編纂されている。

平野　武教授によれば、「寺法とは文字どおり解すれば、仏教宗派の構成分子の一つである寺院内部の根本規則を意味する」のであるが、一八八四年（明治十七年）の太政官布達第十九号は、仏教宗派の管長の定めるべきものとして、宗制、寺法を掲げている。そこでは、「宗制とは、仏教宗派自立の根本規則であり、宗派およびその構成単位間の権限、権利、義務関係を概括的に規律し、規定するもの」であった。

太政官布達第十九号においては、宗制、寺法の規定すべき内容とその限界を示していない。よって、当時、仏教各宗派は、二者を別々に制定せず一体系の規則として規定していたのであろう。

明治十三年の眞宗本願寺派寺法草案は、太政官布達第十九号に数年先立って「集会」において審議されている。明治十四年の制定時においても太政官布達より数年先立っているので、ゆえに「この二者を区別する意識がなかったのも無理はなかった」と、平野　武教授は、述べられているのである。

まず、新宗制・新宗法も明治の眞宗本願寺派寺法を源淵とし、それに由来するものである。ここでいう「寺法」とは、「本願寺派教団という宗派の

組織に関する根本規則」と意味づけられるといえよう。

もっとも、明治九年十二月、五派共同管長改正申請により、明治十年二月十三日、「内務卿大久保利通から許可を得て、本願寺は眞宗本願寺派と派名を届け、本願寺派管長を置くこととなった」のである。

そして、「教導職制度を通じて仏教教団の完全統制策の確立に成功した政府は、すでに早くから廃止論のあった教導職制度を廃止し、教団統制管長委員制度を始める」のである。「明治十七年八月十一日　太政大臣三条実美・内務卿山県有朋の名をもって『自今神仏教導職を廃し寺院の住職を任免し及教師の等級を進退することについては、総て各管長に委任』すると布告し」、その条件五か条を定めたのである。

その第四条に「管長は各立教開宗の主義に由て左項の条規を定め内務卿の認可を得可し」とし、

「仏道管長の定むべき者は

一、宗制

一、寺法

一、僧侶並に教師たるの分限及称号を定むる事

一、寺院の住職任免及教師の等級進退の事

一、寺院に属する古文書宝物什器の類を保存する事」[72]

とし、各宗派の宗制・寺法の制定、教師の任免・教師の等級進退を、国家の委任事項としたのである。本願寺派教団は「管長に御委任相成候」と、それをうけいれたのである。

この時点で、早くも、本願寺派教団の根本法は、宗制と寺法（＝宗法）という二つの法形態（二元化）を明示しているものと解釈できるのである。教義面と、教団の組織・運営というもう一つの側面においては、近代的・合理的原理を導入するという「二元化」[73]が、示され、内在していると解釈できるのである。そして、そこには本願寺派教団における二つの形態による各々独自の教団法理が存在していると見るべきである。

ところで、本願寺派教団は、すでに明治十三年一月、寺法編製事務所を置いて寺法を編纂したのであるが、前記の政府の規定に従って、明治十九年一月に「眞宗本願寺派宗制・寺法」を制定した。この両法制は本願寺派教団の近代教団としての動向を基礎づけるものである。明治十三年に編纂した「眞宗本願寺派寺法」の存在に注目したいのである。

その概要を掲げると―第一章　本山（二か条）、第二章　法主（六か条）、第三章　執行（五か条）、第四章　集會（四か条）、第五章　法度（三か条）、第六章　財務（二か条）、第七章　末寺（四か条）という、七章二十六か条で構成されているのである。

次に「眞宗本願寺派宗制」（昭和十六年三月二十八日文部大臣認可・全条文八百三十九条）においては、右に掲げた条（章）文とは異なり、第二章教義については、第三条から第八条において規定するところとなっている。内容は、明治十九年の宗制を継承する内容（立教開宗、血脈継承、教義、宗風、本尊、所依の経論釈）であるが、注目すべきは、国法遵守、臣道履践、敬神崇祖、国家社会奉仕の用語が条文の中に加えられていることである。ここに国家権力による本願寺派教団への圧力、法的介入が見られるのである。

なお、注目すべきことは、明治十九年には、「この宗制の制定とともに先掲二十六条の寺法を二十九条に増条し、更に同細則三十条・同付則第一得度規約十条、第二教会条令八条、第三集会規則二十四条、第四托鉢規則十六条を追加している」ことである。

以上、明治期における本願寺派教団の宗制・寺法、および宗教団体法下の旧宗制の概観を示して見たのであるが、本願寺派教団において宗制・寺法という二分化による規定形態は、ここから始ま

72）『本願寺史〈第三巻〉』（昭和四十四年、焦土真宗本願寺派宗務所）一七七頁の史料による。

73）寺法の「立憲主義」について、平野　武教授は、右、『西本願寺寺法と「立憲主義」』の第六章の第一四八頁以下で、詳細に論述されている。法主に宗義安心決定権を帰属させ、一方では、教団の組織・運営面において、近代的で、合理的な原理を導入するという「二元化」―それ自体が「近代的」教団の存在形態としての問題と指摘されている。同一六七頁には、時代に即応し、教義と宗教団体の組織・運営の二元化形態について、世俗社会との関係から論考されている。

ったと考えてよかろう。

明治期に制定された本願寺派教団の寺法とは、本願寺派教団＝宗派と本山の組織に関する根本規則であったということができる。そこにみられる寺法の基本的性格は、機関（法主、集会、執行）の地位、権限の分析により意義、評価され得ると考えるのである。

宗教教団が、明治以降、教団として国家の宗教法制に従順し、宗教教団が統一・統制上、自ずからも権力的に、もたざるを得なかった宗派・教団の組織に関する根本規則こそ、明治十九年における宗制と寺法であると意義づけられよう。

本願寺派教団も世俗社会に存在し、存続する以上持たざるを得ない組織や機構が必要であった。そして、そのことから宗制および寺法には、内容的にその宗教教団の教義、歴史、伝統が不可欠的要素となっていったのである。その組織、機関、機構の内容は、時代に即して変容・変貌し、そして変革されていったと考えるのである。以降、当時の国家権力、ＧＨＱ圧力による教団法の変革もあり、また、教団内部からの要求による変容もあり得たとみるのである。

本願寺派教団の場合、宗制・宗法は、もともと、明治九年眞宗四派合同の『宗規綱領』に端を発し、一派においては明治十三年に寺法を制定したのであるが、明治十九年に至って「宗制」十一条（章としている）と、七章二十九条と補則から成る「寺法」を制定している。なお、この二法に関連する法規として、同年に十二章三十六か条の条文からなる「寺法細則」をも、発布しているのである。

その後、宗教団体法下においては、「眞宗本願寺派宗制」（全条文八百三十九条）が、国家より強制的介入により変革され、認可されている。そして、戦後の昭和二十年十二月二十八日、宗教団体法廃止、同日公布・施行の宗教法人令に準拠して、「浄土眞宗本願寺派宗制」と「同宗法」の二法（＝二元化）形態による体系が再び編成されていく準備が始まるのである。

ところで、「西本願寺寺法が一種の『立憲主義』に基づいていることはまちがいない」[74]。今日、「『立憲主義』という概念が憲法学的には、一応、国民の自由と権利が保障されていること、国家権力に対して抑制的原理が機能していること（権立分立等）国民の政治参加が認められていることを中心に成立する」[75]ことを意味するとされるのである。「しかし、現実には、『立憲主義』という言葉は非常に多義的に使用されてきたのであり、歴史的にも多様な形の『立憲主義』が存在した」ことは周知のところである。

平野　武教授は、「西本願寺寺法における『立憲主義』を問題にする場合、それがいかなる『立憲主義』であったのかを問わなければならない」と問題を提起し、さらに「そのことを、寺法制定の時代に即して、寺法制定をめぐる種々議論に即して考察しようとするのが、本書の主要な課題となるのである。」[76]と、明治の寺法編成会議に展開された審議内容・議論を分析し、本願寺派教団の法的内容、構成原理を解明し、明治の寺法に見られる「立憲主義」を、緻密に立証されている。

前章までに、アジア・太平洋戦争敗戦直前・直後の本願寺派教団における宗会の審議を紹介して来た。わけても第百回臨時宗会における議論の一部ではあるが、その内容をみて、若干の検討を加えたところである。

新宗制・新宗法は、すでに述べた審議経過を逞って可決・成立され、法主の印裁[77]を得て昭和二十一年九月十一日発布、翌年四月一日施行されている。新宗制・新宗法についての立憲主義を問題とする場合、平野　武教授は、「その視点は、明治の真宗本願寺派寺法の『立憲主義』がどのようなものであったかという問題が中心になる」[78]と、アプローチの視点を示しておられる。本願寺派教団の組織・機構とそこに見られる教団法の基本的性格の分析と、その変容・変革に関わる考察が必要課題であるといえるのである。

明治の本願寺派寺法の立憲主義の考察は、すでに平野　武教授によってなされている。

74）右、同書十七頁。

75）右、同書十七頁。
76）右、同書十七頁。
77）決済のこと。
78）前掲書『西本願寺法と「立憲主義」』の一四八頁

そこで、平野　武教授による寺法の立憲主義の論考を踏まえつつ、第百回臨時宗回で可決、成立された新宗制・宗法の立憲主義について取りあげてみたい。「新宗制・宗法の立憲主義とはなにか」、そこにはいかなる「立憲主義が存在しているのか」という問題である。

まず、明治の寺法は「欽定」方式によって制定されている。「寺法草案は、法主の側から出された。寺法編製会議の委員もすべて法主の『勅任』だった」[79]のである。ゆえに、「寺法の『立憲主義』の消極的評価につながる」[80]との評価はあるにしても、寺法制定の要求の状況や制定条文の分析を無視することはできないのである。

まず、寺法制定の教団内での要求についてであるが、その要求は、「何よりも東移事件の混乱から教団の秩序を回復すること」[81]にあったといわれている。そして、「そのためには、対立する両派の首領を切り棄て『中立』派に依拠する体制を創出することを望む教団内の声に支えられていたのであり、法主の側もこのような声を無視することができない状況にあったのである。寺法制定は、秩序回復、新体制創出に相乗的作用すると考えられたのであろう」[82]との分析が、平野　武教授によってなされている。

同じく「寺法制定が秩序回復、新体制創出を促し、そして、新たな秩序が固まれば、寺法が確定的な地位を得ると考えられても不思議はないのである」[83]。

「眞宗本願寺派宗制」（＝旧宗制）の認可の時、国法としての宗教団体法によって、旧宗制は強制的に歪められていることが判るのである。旧宗制の認可には、国家権力が強制的に介入したのである。本願寺派教団独自の意向が完全に無視されたいきさつを、ここで検証・論証するいとまはないが、ただ、当時の国家権力による強制・介入が旧宗法の規定条文（特に第三条、第五条、第六条、第七条）の中に、その影を残していることは確かである。

「宗教団体法」（一九三九（昭和十四）年四月八日公布）は、認可制度を採っており、「教規、宗制、教団規則を定める際に、政府の認可を必要」とし、その第十六条に規定するとおり、当時の宗教団体は、天皇制ファシズムに適合するかたちでしか宗教団体の存立を許されなかったのである。

本願寺派教団にあっても、旧宗制認可申請に際して行なわれた文部省との打ち合せにおいて、「真俗二諦」を「王法為本」と変更すること、宗派合同に含みをもたせる条項を入れることなどを要求されているのである。真宗教義と「王法為本」との矛盾について、整合性を保たせるために、全国門末に、旧宗制の「制定当初ノ根本的解釈ヲ明示シ、以テ後代ニ題義ナカラシメンガ為ニ」『宗制釈義』が、作成・刊行されている。この『宗制釈義』の中でアジア・太平洋戦争のもとでの国家と教団の関係が浮き彫りにされているのである。この時期には近代天皇制国家の成立期において、教団が独自の宗教領域を確保するために打ち出した「真諦」、「俗諦」の並立でさえ、天皇制ファシズム国家のもとでは容認されず、教団は「俗を諦」に替えて「俗諦」の実質である「王法為本」のみを掲げざるを得なかったものと解せられる。ここにおいて、本願寺派教団は、神道の全面受容を余儀なくされるに至り、明治期以来の「俗」を「諦」とし「王法為本」を説き続けてきた教団には、もはや、教団の独自性を打ち出すことは出来ない窮地の状況にあったといえる。この時点での「旧宗制における立憲主義とはなにか」の問題も興味あるところであるが、今稿では省略させていただく。ただ、旧宗制の条文からその時代特有の立憲主義が存在し得たと考えられる。しかし、国家権力の強制による変容された立憲主義であったのではないか―と推測される。

明治の寺法草案の作成については、「主に赤松連城と社寺局長桜井能監の共同作業によってなされた」[84]ことは知られている。そして、「法主の意志による草案作成といっても、そこにも実際には、様々の力（そして思惑）も働いていたと考えてよ

79）右、同書一四九頁。
80）右、同書一四九頁。
81）右、同書一四九頁。
82）右、同書一四九頁。
83）右、同書一四九頁。
84）右、同書一四九頁。

い。寺法編製会議の委員が、様々の立場の人々から構成されていた」[85]ことによるものと考えられることに肯首できるのである。「旧宗制における立憲主義とは何か」を問題とし、検証する—いかなる立憲主義であったのか—興味をそそる課題ではあるが—、今は、立ち入らないこととする。

本願寺派教団の寺法、宗制・宗法には、その時代を映す教団独自の「立憲主義」が存在していると考えられよう。

終戦直後、朝倉曉端執行長により、本願寺派教団の即応体制が組まれていく。本願寺派教団は、新宗制・新宗法の制定のために、早急に対応していくのである。その対応過程は、宗門運営調査委員発足、第九十八回臨時宗会（内局に対する解散要求あり、この宗会で宗門再進発の方等を審議）、宗制審議会、宗制制定事務所開設（その職制第八条に、「起草委員若干名」と規定あり）、宗制特別委員会、第九十九回定期宗会、全国教務所長会（ここで新宗制の基礎案を提示、門末の批判・意見を聴く）、宗制審議会を経て、新宗制・宗法草案（未定稿）を「本願寺新報」に掲載し周知。さらに、飛雲閣にて新聞記者に公表—各諮問委員会、宗制審議会、第百回臨時宗会開会という経過を逞っている。

それでは、——新宗制・新宗法の起案・草案作成は、どのように行なわれたのであろうか。それは終戦の混乱する国内にあって、本願寺派当局、（内局、宗制制定事務所、起草委員）の主導で行なわれたのである。それは、まず宗制制定事務所が設置されることから始められる。次に起草委員が任命され、内局中心体制のもと、「構想」、「骨格づくり」そして、「基礎案」が作成され、「草案」として公表されるに至っているのを史料から読み取ることができる。

この起草から草案までの作業行程を実証する史料としては、宗派内機関紙である「本願寺新報」、「本山録事」（本山の公式記録、本願寺派の「官報」であった。）、宗会関係史料の「第九十八回臨時宗会速記録」、「同議事録」、「第九十九回定期宗会速記録」、「同議事録」そして「第百回宗会議事速記録」、「同議事録」等が存在する。これら直接史料中には、執行長の挨拶と議案提案説明、宗会議員の質問と答弁の肉迫する議論が見られる。ＧＨＱからの外圧、教団内部からの要求など、そして、混雑する世相困難等を背負いながら、必死の想いで取り組まざるを得なかった様子が記されている。

この外には、宗教関係紙である「中外日報」等の記事により、起草の段階からの貴重な史実を読みとることができるのである。当局、起案者は、本願寺派教団の歴史・伝統を根源に置いて、占領初期に出されたＧＨＱ各指令、宗教法人令・日本国憲法制定過程における政教の関係、諸々成立法制とその動向を踏まえて起草に取りかかっている。そして、次に宗制審議会の審議を重ね、参与会、有力者、権威者、世相・社会情勢や宗会議員の要求、全国の寺院、門信徒の愛山護法の進言等を聞入れながら、起草されているのである。その経緯や過程、制定理由等について、第百回臨時宗会時における朝倉執行長の開会挨拶の中に、それらを見出だすことができるのである。開会挨拶を紹介してみよう。

「本日茲ニ第百回臨時宗會ノ開催ニ當リマシテ一言御挨拶ヲ申上ゲマス…〈中略〉…

偖昨年ノ暮ニ、即チ二十八日ニ宗教團体法ノ廃止ニヨリマシテ、我ガ派ニ於キマシテモ御同朋御同行ノ本来ノ性格ヲ更ニ明確ニ規定スル宗制更改、否寧ロ新宗制制定ノ必要ニ迫ラレマシテ、本年一月来法制部ヲ獨立シ、宗制制定事務所ヲ設ケテ、鋭意是ガ草案作製ニ努力シ、屡次ニ亘ル宗制審議会、特別委員会等ノ審議ヲ重ネマシタ一方、教務所長ノ会同、宗務所員部長等ノ参與会、或ハ有力者、権威者等、凡ユル階層、凡ユル機会ヲトラノヘマシテ、是ノ意見ヲ徴シ、輿論ヲ聴キツツ専心立案致シマシタガ、六月ノ末ニナリマシテ宗制審議会、特別委員会ニ諮リ、審議ノ結果漸ク草案トシテ形ヲ整ヘタノデアリマス。

立案ニ當リマシテハ宗祖立教ノ精神ニ則リ、同朋教團ノ性格ヲ明確ニ打出スベク、特ニ従来ノ本山、門主、寺院、門徒等ノ組織、及ビ是ノ関係、新時代ニ処スル財政ノ根本観念等、今後未曽有ノ一大変革ニ當面スル教團ノ基本的ナ方向ヲ決スルモノダケニ、滔滔トシテ澎

85）右、同書一四九頁。

湃トシテ勃興シツツアル民主主義、自由主義等ノ聲ヲ、響ヲ聞キツヽ、若シソレ時代ノ思潮傾向ト非常ニ懸隔スルモノガアルトスレバ、ソレラヲモフクショクシツヽ宗教團体トシテ、自由ニ、且ツ力強ク活動シ得ルヤウニ、當事者ハ日夜研鑽ト苦心ヲ重ネタノデアリマス。ソコデ新シイ規則ハ宗制、宗法ヲ以テ最高ノ規則トシ、之ニ基イテ宗規、法度等ノ規則ヲ定メルコトトシ、宗門行政運営ヲ圓滑ナラシメントシテヰルノデアリマス。宗制ハ五章、宗法ハ百三條ヨリナリマシテ、其ノ外ニ宗法ニ附随シテ是非必要ナル宗規ノ八草案ガアリマス。是等ハ何レモ勸學寮ノ會議、宗務顧問所會議ニモ上呈シマシテ、熟議ヲ経マシテ、コヽニ本宗會ニ提案シ、御協賛ヲ得タイノデアリマス。只今御教示ガ出マシテ、管長猊下ノ思召シヲ体シマシテ、特ニ劃紀的ナ宗制制定案デアルコトヲ各員ガ十分ニ御自覚ノ上、當局ノ提案致シマシタル宗制宗法、ソレラガ一派ノ重大使命ヲ果遂スル為ノ根本法規デアリマシテ、一派今後ノ統括或ハ活動ニ、将又維持発展ニ付キマシテノ重大案デゴザイマスカラ、幸ヒニ賢明ナル各位ノ御力ニヨリマシテ、十分御審議ノ上満場一致御協賛アランコトヲ切ニ御願シテ已マナイ次第デゴザイマス。尚ホ寸此ノ案ノ外、宗制案、宗法案ノ外ニ一、二提案致スコトニナッテ居リマスガ、ソレラノ詳細ニ亘リマシテハ議事進行ノ上、其ノ時ニ十分御説明申上ゲテ御協賛ト御諒解ヲ願ヒタイノデゴザイマス。

なお、この開会挨拶の骨子を要約すると、左記のとおりである。

一、昭和二十年十二月二十八日、宗教団体法が廃止になり、信教の自由の立場より同胞教団の真髄を明確に規定する新宗制等を制定するため、宗制制定事務所を設置した。

二、古今未曾有の変革期に同朋教団の生命を生かすため、民主主義・自由主義等の社会思想の響きを聞き、あらゆる機会・階層をとらえ、与論を聴き、宗制・宗法、宗規法度等の規則を宗門行政運営を円滑にせんがため、定めるものである。

三、草案については、宗制は五章、宗法は第百三条、附随する八別則は、宗門一派の重大使命を果遂する根本法規であり、今後の総括・活動・維持発展についての重大法案である。—と説明しているのである。

この挨拶の中においても、新宗制・新宗法制定の取組経緯、目的、意義が述べられているのである。

第二節　新宗制・新宗法制定上の二つの問題

前章までに新宗制および新宗法の成立過程と、宗会における種々の議論、成立した両法の内容について見てきたところである。

それに伴って、本願寺派教団の組織構造とその教団法の基本的性格が断片的ではあるが、少しではあるが、明らかになったように思われる。

この章では、問題を整理する形でもう少し検討してみたいと思う。

まず、第一の問題は、新宗制および新宗法の制定が、当時の本願寺派教団にとってどのような意味をもったかという問題である。さらに、新宗制・新宗法の制定が法的に、教団法として今日現在に至っても、持っている意味を、現代の視点から問うことでもある。

この問題についての留意点は、当時、ＧＨＱ占領統治下という時代環境の中で日本国憲法制定がなされているということである。それは、新宗制および新宗法の構成や、条文とその内容に与えた影響（投影）のことである。その制定が、ＧＨＱ→国家→教団という圧力関係によって規定されていること、すなわち、時の権力者であったＧＨＱの宗教政策から常に完全に自由であり得なかったことは、介入・干渉も受けた本願寺派教団史がそれを物語っている。制定に際しての考察には、教団内部のいわゆる「立憲主義」解明に必要な宗務上の三権に焦点をあてることになるであろう。そして、当時の世情、法主、執行、宗会等の意図や思惑、教団外の要望等も視野に入れて考察されるべきものと思われる。

第二の問題は、新宗制および新宗法、それ自身が持つ問題＝教団法が持つ基本的性格の問題でもある。それは、本願寺派教団の法制史上見られる「寺法」→「宗制・寺法」→「旧宗制」→「宗制お

よび宗法」という制定過程の流れの中にあっても、教団の根本法の採って来たいわゆる「二元化形態」による法体制（法形態）の問題である。この「二元化の問題」は、現行の宗門法規体系やその性格を分析・考察する上においても、重要な意義を持っていると思われる。

まず、第一の問題について検討していこう。

明治の寺法制定の意義は、それが本願寺教団の近代化形成において、重要な意味をもっていた。封建的本末制度の解体は、防長グループによってなされたのであるが、「寺法制定は、それを『法』的に確認し、近代的本山―末寺関係の『法』的根拠をあたえた」[86]といえるものであった。そして、近代的本末関係を寺法以前の「宗規綱領」時より以上の確たるものにしたことである。その法的根拠を、本山と末寺の関係において、各々に示したのである。勿論、本願寺派教団の寺法制定が、他の真宗各派の寺法制定に与えた影響は大きかった。眞宗五派共通の「宗規綱領」下の連合体から各派独立へと展開されていく契機をなすものであっただけに、本願寺派教団を含めた眞宗各派の動きは、明治政府の宗教政策にも影響を及ぼし、集約されていくのである。その後、明治十七年に政府は、教導職を廃止し、寺院住職の任免等を各派の管長に委任し、管長が宗制寺法を制定することを認めていくのである。このことは、明治政府が、各宗教団体の管長に一定の自治・統制権を認めさせて、派内の寺院、僧侶を統轄せしめることにあった。その際、各宗派の寺法の作成を命じたが、本願寺派教団の「眞宗本願寺派宗制寺法」の制定は、すでにその先例的意味を有していたといえるのである。

しかし、以降、時代の推移とともに日本の宗教教団をとりまく環境は激変していく。とりわけ、アジア・太平洋戦争の敗戦後、ＧＨＱ占領統治体制下の宗教政策は、各指令に基づき大変革を迫るものであったし、各教団自らの力で教団およびその組織・機構を変革していかなければならなかったのである。昭和二十年の敗戦を契機として、本願寺派教団にとっても、占領統治下という厳しき環境、状況の中では、もはや過去のような国家的庇護はなくなっていたのである。もはや、「教団の民主化」は避けられなくなっていた。

時々の政府に加担して来た本願寺派教団としては、教団制度における内・外部の組織を見直し、変革を迫まられたといえるのである。その時、教団民主化の原理として、新しい価値観に基づく「立憲主義」を本願寺派教団にあっても、必要としたのではなかろうか。明治における近代的「立憲主義」を採用したように明治十三年の「眞宗本願寺派寺法」の条文の各所には、教団の近代化原理としての「立憲主義」が見られる。占領下においても、本願寺派教団では、諸々の「立憲主義」を前面に登場させ、それを制度化させていったと考えるのである。

諸々の「立憲主義」が、教団の組織の安定、強化に資するものとして理解され、採用されたのである。

もっとも、明治の寺法編纂会議の時に議論された教団組織の必然的要素としての、本山、法主、執行、集会、財務、末寺等の内、わけても宗務上の三権に関する権限が新宗制・新宗法制定時においても、始終問題となっているのである。

すでに年表により示したとおり、敗戦直後、早くも、本山内局は一般論としてではあるが、新宗制・新宗法の構想、起草の段階で、本願寺派教団の民主化を画策するという命題のために、本願寺派教団内の組織、機構にある各機関の権限を明確にし、相互関係を整備し、方向づける必要から、特にＧＨＱ情報、憲法改正等、出来得る限りの最新情報や資料を収集することに本山当局は、日夜を徹してことに当ったことが知られている。

新宗制・新宗法の制定について、関係史料からいえることは、当初から宗制制定事務所が本山における担当部所であり、起案、基礎案、草案作成、宗制審議会事務など制定にかかる事務全般を担当していたのである。

新宗制および新宗法の各章の構成・組立および基礎案、草案条文の中には、内容面において三つの領域の原理が存在しているものと考えられるのである。その第一は、教団の根底・根幹にあるもの、その骨格とされたものは、あくまで浄土真宗

86）右、同書一七六頁。

の教義、歴史、伝統が存在している領域。第二は、明治の寺法に採用去れた「立憲主義」による西洋近代化原理。第三は、ポツダム宣言から日本国憲法制定過程にみられる戦後の新しい一種の「立憲主義」（＝現代立憲主義）による原理であろう。

右に述べたこの三つの領域・原理の視点から、戦後の新宗制および新宗法を分析していこうと思う。その主たる検討対象は、新宗法である。その内の総則、本山、門主、寺院、僧侶、坊守および門徒、事業、宗務、総則、宗政総局、地方組織、宗会、審判院、門徒会、賞罰、宗門投票、補則についてである。その内の門主、宗政総局、宗会、審判院の四権と宗門投票等にしぼって考案する。

本願寺派教団は、明治以降の宗政改革（明治期には、封建的家臣団の排除や重層的本末関係の解体であった）には、その当時の立憲主義の原理を採用し、教団改革を行って来たといえるのではなかろうか。

平野　武教授は、「立憲主義とは、国民の自由を守るために権力を種々の方法で制限する統治形態である。立憲主義の考え方には、まず憲法を制定し、政治権力をそれにより拘束し、権力の恣意的、専断的行使を防ごうとする思いがある」[87]と論述されている。この視点に立脚して本願寺派教団の新宗制・新宗法を考案していく。

第三節　門主制存続と宗務機関の三権分立制

次に、新宗法の「門主」について考察する。旧宗制上の「法主」は、新宗法第六条に基づいて、その名称を「門主」と変更した。新宗法第六条には、「本宗門を統一するものを門主とする」とし、第七条に「門主は、宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る」と門主の地位が世襲であることを定める。よって、門主制は、「宗法」および「門主相承規範」という二重の教団法による法的根拠に基づいて明確な位置づけがなされている。天皇、皇位の世襲制が、「日本国憲法」、「皇室典範」に基づいて、規定されているのと酷似しているのである。条文、内容においてである。

日本国憲法第二条の皇位が、国家機関としての天皇の地位を意味するように、門主の地位は、浄土真宗本願寺派という教団としての公的地位を意味する。

新宗法は、その第三十一条において、宗務の三権分立を新しく明確に規定している。「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き」と、門主権は三権以外の枠外に位置づけられているように解釈できる。新宗法は、門主の世襲制をも認めているから宗務の実態からは、教団民主化は徹底していないと解釈できる。この宗務三権と門主権との関係においてみるかぎりは、門主の宗意安心の正否裁断権といえども、宗務の中の一事柄であるとの解釈は可能である。その理由は、第八条二項に規定する門主が裁断権を行使する場合、勧学寮に諮問することになっていることからである。

しかし、法主制＝門主制は、いかに名称が変更されたとは言え、実質的には、第六条に「本宗門を統一するものを門主とする」と規定するところであり、実体上、および法的にも法主制の存続を意味していることに変わりはない。

第三十一条に規定する宗務は、宗務機関は總局、立法機関は宗會、司法機関は審判院、（宗意安心の諮問機関は勸學寮）という各々三権独立の機関によって行われるのである。「本宗門を統一するものを門主」とあることから三権以上の統一機関が「門主」という機関であり、三権以外の法律的取扱いを、新宗法においても容認しているところとの解釈も可能であろう。

その歴史的由来は、むしろ、本願寺派教団が近代国家の形成に沿うようにして、教団の近代化を画策していった中で、明治の寺法草案の第三条に、「一派ノ法主ハ見真大師以来系統相承ノ善知識ニシテ本山本願寺ノ住職之ニ当ル」と規定したことから、新宗法における門主制を存続させた起点が、ここから起っているのを見い出すのである。

一方、新宗法第九条に「門主は、特に定められた宗務機関の申達によって宗務を行う。」と特に定めた宗務機関（＝第三十一条に規定する「宗政」と「立法」と「司法」の宗務を司どる各々独立機関と解釈され得る。）の「宗務」とは、広義には、第二章からの第六章までのすなわち、宗政業務と

87）平野　武『明治憲法制定とその周辺』（二〇〇四年、晃洋書房）一六三頁。

宗門全体の職務・業務と解釈され得る。従って、「宗務」とは、「宗法上規定の一切の宗政業務」ということができるのではなかろうか。具体的宗務については、第二章本山、第三章門主、第四章寺院、第五章僧侶、坊守及び門徒、第六章事業、第七章宗務（總則、宗政總局、地方組織、宗會、審判院、財政、門徒會）、第八章賞罰、第九章宗門投票、第十章補則までの宗法上全般に亘る範囲を規定するものと解釈すべきであろう。

なお、宗制に定める浄土真宗の教義に基づく宗教活動全体が「宗務」に該当することは言うまでもないことである。

もっとも、第十一条に規定する一号から十五号までの「事柄」も宗務であることは勿論である。旧宗法には、新宗法の事柄以外の行為が掲げてあった。外に、「第四十七条、管長ハ宗費ヲ賦課徴収ス」、「第四十八条管長ハ寺院及教会ノ所有シ又ハ供有スル財産ヲ監督ス」の二か条があった。

第十一条第二項の「事柄」（＝宗務）については、宗政総局の「申達」によって行なわれ、当該の宗務機関がその責任を負うとし、同第九条第三項には、「門主は、第一項の申達を拒み、又は干渉することはない」としていることから、実質責任は、三権の各々独立機関にあると解釈できるのである。第百回臨時宗会において、第三章門主権と第七章宗務の規定に関して激議がみられるのである。第九条、第十一条と第三十一条との関係で門主の申達拒否権・干渉権と宗務機関の申達・責任についての議論がみられるのである。

旧宗制の条文にみられた実質的宗務に関する権限の内、第四十二条の「…寺格ヲ授與ス」という寺格授与権、第四十五条の僧侶に対し懲戒を行う権限、第四十七条の「宗費ヲ賦課徴収ス」る権限、第四十八条の「寺院及教会ノ所有シ又ハ供有スル財産ヲ監督ス」—という職務権限が、新宗法では削除されている。

また、旧宗制の「第三十条—本派ノ管長ハ之ヲ法主ト稱シ本派ヲ総理代表ス」、「第三十一条—管長ハ世襲トシ得度式ヲ受ケタル大谷宗家ノ戸主之ニ當ル」という身分的支配権限は、消滅されている。

一方、新宗法に見られる「事柄」の内、三号の消息[88]の発布　六号の法要及儀式　七号の布教であるが、この三つの事柄は、僧侶としての本来的「法務」に由来するものであると考えられる。「消息」は、門主として、教団の内外に対して教義に基づいて将来的事業など教団として重要なる場合の意志表明を内容とするものである。

十五号の「宗門の行う協約への署名」は、本願寺派教団の内・外に関する署名であり、教団の外部、第三者に対応する場合も有り得るものと解釈可能である。署名の持つ意義については、「宗門を統一する」という見地からの必要によるものと考えられる。

次に宗務機関については、第三十一条に「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き、宗政と立法と司法に分け、各々獨立した機關で行ふ」と宗務機関の三権分立制が採用され明記されている。また第三十七条では、「總長は、宗政總局を代表し、宗政の各部門を指揮監督する」と規定された。旧宗制において、管長への直結に基づいていた内局優位の宗務行政体制が、抑止・制限されたものといえる。

また、第三十八条に「總長は、僧侶の中から、宗規の定めるところによって選挙され、門主が、これを任免する」とあり、従来の如き、法主独断の直接の任免ではなくなった。よって、本願寺派の中央組織機構および宗政の中において門主権からの独立が確立されたものと解釈できる。

かつて明治の寺法にあっては、第十三条に—「執行ハ法主之ヲ任免ス但其任免ニ先チテ集會ノ公認ヲ経ヘキモノトス」とあり、集会の公認が先に必要とされ、その上で、法主が任免していたのである。

しかし、旧宗制の下にあっては、第六十六条に、「執行長、執行、＜中略＞ヲ宗務役員トシ…」とい

---

88) 消息とは、「教えを弘めるため、又は、ある事柄について、門主の心持ちや決意を、宗門全体に対し、時に特別な団体に対して、宣述するもので、門主の署名・総長及び勧学寮頭副書をもって発布すること。
—前掲の『浄土真宗本願寺派の宗門法規を話しする』（平成元年、森　秀雄著、編集・発行・長岡晃澄）
現行の「法規通則」第九条には、「消息は、教義の弘通のため、又は或る事項について、門主の意旨を宣述するもの」と規定。

う規定があり、執行長、執行は第六十四条の特授及親授の宗務員であることが必要であった。第六十四条に「特授及親授ノ宗務員ハ管長之任免シ(以下略)」とあるから、管長により任免されていたのであろう。なお、旧宗制上の「執行長」は新宗法上の「總長」に該当し、「執行」は、「總務」に該当する。なお、執行長と執行で「内局」を組織する。新宗法においては、「總長」と「總務」で「宗政総局」を組織すると変革されている。

新宗法第三十四条に「宗政を行ふ權限は、宗政總局に属する」とあり、「總長」と「總務」で組織された「宗政総局」は、「宗政につき、宗会に對して責任を負ふ」こととなったのである。

以上から、新宗法上、総局の宗政執行権が、門主権から完全に独立せしめられたといえる。宗政上において門主権からの独立が法的に確立されたとの解釈は可能である。

宗会(=宗議会)については、第五十一条に、「宗門の立法は、宗會が、これを行ふ」と、その立法権確立を明記させてある。

また、宗会議員についても、旧宗制時には、法主による特選議員が存在したが、新宗法上、門主直任の特選議員は廃止され、全て公選議員による宗会構成となり、門主権からの完全独立が見られる。

司法権については、第三十一条を受けて、審判院が三権の一つとして機能を確立したのである。第六十二条に「宗門の司法と會計検査とは、審判院がこれを行ふ」とあり、第六十五条では、特別部特別審事で組織され、「宗則、その他の規則及び宗政上の處分が、宗制、宗法及び宗規に適合するか否かの審決」を行う権限が付与されてある。このことは、日本国憲法上における違憲立法審査権の如き立法趣旨を踏まえて規定されたものといえる。さらに、第六十五条第二項に「宗門投票を行ふことの判定と、宗門投票の結果についての判定」をも規定し、宗務上の三権の一つとして審判院が司法権上の独立機関として確立されたといえるのである。

地方組織においては、教区における宗政運営の中心である教務所長が公選制と変革されている。旧宗制の内局中心の地方支配体制が消え、各教区の地方性を重要した組織構成となっている。しかし、教区の教務所長は、実務上宗政総局の監督の指揮を受け、統轄されることとなっている。

第四十七条に規定の教区会は、地方の議事機関として位置づけされており、宗則、宗達の範囲内で「教区令」を制定できることになり、各教区の独自性を尊重する体制になっている。

そして、旧宗制時において身分制であった連枝制、寺格・堂班制は、新しく個人に係る栄誉、僧侶制度へと変更された。寺院に与えられる住職の世襲制によって引継がれてきた寺格は　廃止され、僧序が個人に一代限りのものとして与えられることとなったのである。しかし、その変更は、僧序が寺院住職及び次代住職への継承を認められ、実質的には旧制度と、ほとんど、変わりのないものになっているのである。

昭和十六年の旧宗制をみる限り、本願寺派教団は、国家から法的に根拠づけられた管長=法主=本願寺住職という三位一体による任命権の基に形成された教団組織体制であったといえる。教団は、管長を頭にいただき、末端まで統制された専制支配の組織・機構であったともいえる。管長と内局(執行長と執行)体制による宗門行政中心支配型の教団であったといえる。

明治以来、伝統ある本願寺派教団の「宗会」は、歴史的な「集会」を起源として、現在も存続している。近代国家形成時には、国家に順応してきた本願寺派教団の軌跡をみることが出来るが、戦時体制下になると、より国家神道体制に加担し、国家の支えとしての役割を果したといえる。

第百回臨時宗会で議決された新宗制・新宗法には、戦後のＧＨＱ指令、人権指令、神道指令、宗教法人令、日本国憲法制定過程におけるその影響が、その条文中の端所に見られる。ＧＨＱ指令、宗教法制が、本願寺派教団とその新宗制・新宗法に与えた影響は、法的にだけ限らず、今日的視点から見ても計り知れない程大きいのである。

旧宗制に見られる国家統治、統制に類似した本願寺派教団の行政組織機構と体制は、国家からの管長制度によるものであったし、上意下達の教団組織構造を呈していたのである。その変革・転換は、実質上宗務の組織・機構における管長(=法

主）権からの独立であったといえる。それは、まず宗門の立法権を行う宗会を中心とした教団再編成を主眼とした新体制への転換と宗制更改から始まったともいえる。

宗務機関の三権分立制の確立にによって、総局、宗会、審制院の各々の独立制と発言権の尊重とが宗法上において制度化されたという意味において、まず教団民主化の第一歩は、なされたと言えよう。

なお、旧宗制での、管長、法主制の専制支配構造を形成し、擁護した諮問機関としての連枝会、宗務顧問所は、新宗法上は存在せず、門主の宗意安心裁断の諮問機関として勧学寮のみを残存することとなった。

旧宗制上における支配構造を支えた連枝制や寺格・堂班制による寺院、僧侶等旧来からの身分制は、僧序制や栄誉の制度へと転換になったが、実質的に残存されていく法的根拠を新宗法上には残したものといえる。

さらに、門主権は、「法燈を傳承し、宗意安心の正否を裁断する」権限と、特に定められた申達による宗務のみを行うこととなった。門主の宗務機関の申達に対する拒否権・干渉権はなく、第十一条の列記事柄のみを行うことになった。教団全体に係る門主の専制支配は、抑止・縮少されたとはいえる。門主については、教団を統一する者としての位置づけが新宗法によって確立・明文化されている。宗祖の系統のものが、宗規で定める「門主相承規範」によって血脈相承が残存されている。門主制は本願寺派教団における立憲主義を考察する場合、立憲的機関の一つとして、また信仰上における重要な意味をもつ。

本願寺派教団における門主制は、教団の宗務上において宗意安心の裁断権を残存させたとの論述もあるが、むしろ門主の勧学寮への諮問がなされることとなり、門主の独断制は少なく、門主の宗意安心の裁断権は、教義的にも客観的判断を増したと解釈できはしないだろうか。

宗務についても、第八章の「宗意安心の正否裁断」と、第十一条に規定する「事柄」のみに限定・抑止されているのである。

さらに、第六条の「本宗門を統一するもの」の解釈は難解であるが、浄土真宗教義の具現者としての最たる象徴的・公的機関と解釈するならば、一立憲的機関として、より重要性があるものといえるのではないだろうか。

第四節　新宗制・新宗法の二元化形態

第二の問題について考察する。

新宗制の構成は、本願寺派教団の中核をなす本願寺の歴史、教義、本尊、宗風の四章と附則から成っている。第百回臨時宗会における朝倉執行長の議案の提案説明には、宗制と宗法に分けて制定すべきとする意図、理由が説明されている。

旧宗制の中「教義ニ関スル部門ヲ宗制トシテ別ニ出シマシタ」と説明されているとおり教義を第一義中心として「宗制」が別出しされていると解釈できる。

事実、新宗制全体が「宗門運営ニ関スル基本的条項」を規定した新宗法とは、別の法形態、内容を呈している。その理由の一つには、旧宗制の内容が「包括的デ羅列的デ」あり、「本派ト致シマシテハサマデ必要デナイト思フモノデマデモ已ムヲ得ズ入レテ居ルノデアリマシテ、ソレガ事実運用上非常ニ混雑致シタ」ためであるとの朝倉執行長の説明から導びき出せるのである。運用面から新宗制と新宗法とを別々に規定することとした理由が述べられているのである。要するに宗教団体法に基づき「各教団教宗派ノ宗制ヲ斯ウ云フ標準ニヨッテ是非規定セヨ、斯ウ云フ窮屈ナ要請」があったと述べられていることから、そこに国家権力からの強制力・介入があったことが判明した。

本願寺派教団は、明治十九年の太政官布達第十九号に基づき、眞宗本願寺派宗制と寺法とを別体系（＝形態）にして制定している。「宗制」は、全十一章立てであり、「宗法」は、全五章全条文は二十九条（補則は二条）となっている。この制定は、同布達を忠実に順守しているからである。歴史的に、この時から、宗教団体法施行による「眞宗本願寺派宗制（＝旧宗制）認可前までずっと施行されていたのである。そして、戦後、再び、宗制・宗法の二体系による制定となったと言うことが出来る。

そして、「教義なる」面を「宗制」に、運用なる面と技術なる面を「宗法」に、各々分別して規定している。「教義なる面」は、「聖なる領域」との

認識から、教団法上、不変＝普遍なる領域についてのみを「宗制」として、別出を行ったのではないかと考えられる。

もともと、本願寺派教団の自治・自律法には、かような「二元化形態による原理」が存在し、現在も存続していると考えると興味深いものがある。

終　章

小稿では、宗教法上の一つの問題として戦後、本願寺派教団の自治・自律法「浄土真宗本願寺派宗制」および、「浄土真宗本願寺派宗法」の制定を採り上げ、考察して来た。同時に、ＧＨＱ占領統治政策下における日本国憲法制定過程との関連性を取り上げ、戦後における国の宗教法制形成の視角からの法的アプローチを行うという二つの主要課題を設定した。

宗教法学に関わる一考察といっても、明治期の一八八〇（明治十三）年制定の真宗本願寺派寺法を法的始原とし、宗教団体法下の真宗本願寺派宗制を踏まえ、考察したところである。日本有数の伝統仏教教団である本願寺派教団の新宗制と新宗法との法的関係を問題にした一考察でもある。前大戦の敗戦とＧＨＱによる日本占領統治という史上未曽有の歴史的事実が、戦後以降、今日まで日本の宗教法制や宗教団体の方向展開にいかなる影響を及ぼしたかという興味をそそる問題にも連なっている。この問題については、ＧＨＱの各指令、日本国憲法制定という法的関連性の中でとらえたつもりである。

小稿の期する課題は、あくまで先に掲げた二つの問題が、法的に密接に関連するものとして考えて取扱って来たところである。

先に新宗制、特に新宗法上に規定された条文から見られる教団の民主化については、主にＧＨＱ占領統治政策に起因するものであり、結果的には本願寺派教団の組織・機構の内、宗務機関に限られたものであったが、大きく変革され、戦後の民主化が実現されていく上での法的根拠となった点で、その意味は大きい。戦後、本願寺派教団が立教開宗、同朋教団として、その本来性を取り戻し、再び回復・復帰していく原点になっている意義は大きい。宗務機関に限定し、そこに問題点があることを指摘して、評価をしてみたところである。

まず、第一の教団制度の問題であるが、その本願寺派教団独自の組織・機構と、それを投影する新宗制および、新宗法に規定された条文とが、変容、変革されて歴史的世俗社会に存在しているという視点からの考察を大切にしたところである。法的には、新宗制・新宗法に規定された条文を敗戦当時における立法趣旨、将来的展望等から考察している。また、それは、今日的視点からも評価できるかの問題でもある。

問題は、―①血脈相承の門主権、②宗政権を担う宗政総局、③宗門の立法権を有する宗会、④宗門の司法と会計検査を司る審判院、⑤門主の宗意安心の諮問機関の勧学寮―に関わる問題である。それらは、宗門組織・機構上の中央機関の位置と権限の問題でもある。いわゆる門主権が常に教団の民主化問題の中心・骨格になっていることを各宗会の議論を検証して判明し得たのである。門主権と、それを取り囲む宗務の三権分立における権限の範囲と限界の問題であるということができる。それは、浄土真宗本願寺派として立教開宗に基づく独自性、本来性への帰還と、それからの立憲主義、教団の存続・発展に合わせた法的バランスによる合目的性を絶えず必要としなければならなかったといえる。

小稿で取上げ考察して来た主要点は、戦後の昭和二十一年九月成立の本願寺派教団の「淨土眞宗本願寺派宗制」および「淨土眞宗本願寺派宗法」制定の意義、法的構造、二元化形態、立憲主義等に注目し、その独自性に焦点を合わせて考察している点である。ＧＨＱの宗教政策等が新宗制、新宗法制定に関連性を持っていると見て、条文の中に導入されていった過程を分析するために、まず宗会の議論を熟読・検証する中で若干の分析を試みている。そのことにより、本願寺派教団の本来的で独自の立憲主義の存在、明治の本願寺寺法に導入された近代的立憲主義の変容を見、さらに戦後の日本国憲法制定過程から生まれた新しい立憲主義（＝現代立憲主義）を新宗制、新宗法の中に見付け出すことができるとした。この問題解析には、戦後の本願寺派教団を取りまく時代の潮流、

教団の存続と戦後教団のあるべき方向等について、その内・外からの意見・要求、わけてもＧＨＱからの指令と本願寺派教団への介入・干渉、そして、日本国憲法制定過程等が複雑に絡んでおり、解析は複雑・困難を極めた。

小稿のアプローチを進めていく中では、終戦直後の混乱する世情にあっても、全国津々浦々の門信徒の日常信仰生活が本願寺派教団の新宗制・新宗法制定変革とどう関係があり結びつくのかという問題が気がかりであった。しかし、親鸞の示した立教開宗による信仰生活規範は、常に、現在も門信徒の底流の所で脈々と生きづいて、存続しているということを学んだのである。そして、教団組織の現代的原点は、一方においては、同心・同行の寺院であり、個としての門信徒の存在なくしては存続し得ないことを痛切に学んだ。

新宗制および新宗法の法的解明には、日本国憲法制定過程をめぐる潮流・環境等の緻密な考察が必要である。本願寺派教団が初めて寺法を創った明治十年代の前半、十四年までのいわゆる近代の潮流を年頭に入れておくべきことは、大切なことである。

勿論、明治十三年の真宗本願寺派寺法草案の条文の分析を根底に置き、明治十九年の「眞宗本願寺派宗制・寺法」と関連、昭和十六年の「眞宗本願寺派宗制」を踏まえてみると、その時、その時の「立憲主義」が存在、変容していることを見ることが出来た。総じて、寺法はじめ本願寺派教団の宗制と宗法（特に宗法）には、その時々の潮流を敏感に反映させる「立憲主義」が教団を存続させるという形で存在していることが判明出来た。

特に新宗法の条文とその内容、その制定をめぐる宗会での議案提案説明と議論を検討することによってＧＨＱ占領政策、介入・干渉、政府の対応や関係が明らかになった。当時の世情を睨み、新宗制・新宗法の構想・基礎案に何をどの程度にまで盛り込むべきか、その範囲と限界について常に議論されている。そして、宗制審議会等での審議にも先進的な意見が出たことも、宗会の議論の中から浮かび上って、出て来ている。

新宗制・新宗法の法体系、構造、条文構成、内容には、日本国憲法制定過程でＧＨＱ指令が多大な影響を及ぼしたことが判明した。ポツダム宣言をはじめ神道指令、宗教団体法廃止、宗教法人令施行、天皇人間宣言、マッカーサー草案、憲法改正草案要綱・憲法改正草案正文など一連の研究は、日本国憲法の研究のみならず、本願寺派教団の新宗制・新宗法の考察にも大きな意味を持っていることが、明らかになったのである。

新宗制・新宗法の条文から考えるに、宗会の議論でも見られるとおり本願寺派教団内でも、「民主化」や「封建遺制排除」が叫ばれ、「現代立憲主義」導入へと進まざるを得なかったのである。そして、新宗制・新宗法制定には、当時の本願寺派教団内における様々な思惑や力関係が複雑に作用にしている。

小稿には、新宗制・新宗法制定の起草、宗会での議論の検討等において、制度史的視点が強く出された感が強くなっている。本願寺派教団の自治・自律法の解明には、本願寺派教団を取り巻く緻密な憲法学・憲法制定史・浄土真宗教義・教団史・宗教社会史等、広分野からの分析・考察・検証による総合的な研究が必要であろう。

本願寺派教団は、常にその宗制において教義・歴史・伝統を骨格に据え、宗法には、その時々の立憲主義を身にまといながら、したたかに他律的自己変革をとげて存続している。その姿を宗制・宗法の条文から確認が出来たのである。本願寺派教団が、何をどう変革させていったのか、何を受け入れ、何を拒絶し、どう自己変革させていったのかを、条文の文言の裏面に存在・存続するものを、教団の自治・自律法と国の法制の両方の立場から今後の課題として考えたい。

宗会議論の中で見られた立教開宗、同朋主義に基づく本願寺派教団独自の君民同治論（「日本型君民同治論」との比較）と門主制存続との関係や、宗制と宗法という「二元化形態」等の考察についても、後日、機会を得て考察していく所存である。

最後になるが、小稿を作成するにあたり、浄土真宗本願寺派宗務所の許可を得て、貴重な宗会関係史料の閲覧や提供等に預かった。

そのことによってようやくまとめることが出来た。本山の関係当局に謹んでお礼申上げたい一念である。